

平成 1 9 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成19年12月11日
- ・ 開 会 平成19年12月11日
- ・ 閉 会 平成19年12月13日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長	教育委員会委員長
代表監査委員	女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長	
副町長	福祉課長
副町長	農政課長補佐
総合支所長	商工観光課長
会計管理	建設課長
総務課長	住民生活課長
企画課長	保健福祉課長
財政課長	東藻琴国民健康保険診療所長
財政課参事	東藻琴地区農業委員会事務局長
住民課長	産業振興課長
	建設水道課長
	総務係長
教育長	生涯学習課長
女満別教育センター所長	監査委員事務局長
女満別地区農業委員会事務局長	東藻琴地区農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第4回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、17番、
厚海六郎議員及び1番、近藤哲雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、こ
れを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月5日に議会運営委員会を開き、全委員が出席して本日開会の定例会の会
期等について協議をいたしました。

本定例会においては一般質問者が7名出ております。町長から提出されております
案件が18件、その内訳については諮問議案1件、一般議案10件、補正予算7件で
ございます。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例
会の会期は本日12月11日開会し、12月13日までの3日間とすることが妥当で
あると全会一致で判断いたしましたので報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日
から12月13日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月13日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、都合により菊地農政課長から漆原農政課長補佐に変更されました。

また、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

11月9日、後藤議長ほか6名が姉妹都市稲城市を表敬訪問、翌日、東京女満別会及び東京東藻琴会のふるさと会に出席しております。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可しましたのでご承願います。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 この機会に12月号広報で町民の皆様にお詫び申し上げました件について、第4回の定例会の冒頭、議員各位並びに町民皆様に改めておわびを申し上げたいと存じます。今回の不適切な事務処理は6月に発覚いたしました過年度分の未払い金の不祥事と根源を同じくするものではありません。しかしながら、調査を進める中で、当該本人からの申し出がなく、また組織としてもそれを発見できずにきてしまったということでございました。道路交通法並びに道路運送車両法に違反する事項ということでもありましたために、警察などにも届け出をしたところでございます。11月14日に法令に基づく処分の決定がなされ、通知がございました。それを受けまして、町といたしましても職員の処分を行い、その内容について11月30日に公表をさせていただいたところでございます。前回、私また副町長の処分も実施をしたということでもあります。今回、そこには至っておりませんけれどもおわびを申し上げました紙面の中では、このあたりの関係が十分説明しきれていない部分がございました。この機会に私の心のあり様というのでしょうか、内側も改めてご説明をさせていただきたい

と、かように思っております。前回、私の処分ということで実施をいたしました。私自身このことを非常に重く受け止めて、私自身にも処分を科すべきだと自分で判断をした中でお諮りをいたしました。そういうことでございますので、それに付随をいたしまして副町長も含めて処分を行うということに至ったと、そのような形になっていたというふうに私自身考えてございます。今回の処分、私自身に科してはいませんが、というよりは前回なぜ、私自身処分をするべきであろうかというふうなことに至ったかと、そのことについて少し説明をさせていただきたいと思います。前回の案件につきましては、支払うべきものを遅らせてしまい、多くの町民の方に直接ご迷惑をかけたと、非常に大きな出来事であると、そのことを代表者として痛切に感じたわけであります。またその案件、該当する方々非常に多岐にわたっておりまして、その事実が行われてから非常に長期にわたってそういう遅延があったということでもあります。そういう中においては、私自身もうわさなどからそういうものを知り得る機会というものもあったのではないかと、しかしそれを私自身もタッチする、受けとめることができなかつたと、そんなふうに前回思えたわけであります。また、一番大きな理由といたしまして大空町が発発をして1年とわずかと、出発したばかりの新しい町であります。その不祥事を起こした当該職員はもちろんでありますけれども、そのことを職員みんなで自戒の念を持ってしっかりと受けとめてもらうためには、まず私自身、自分自身を律した中でそして職員にも処分を行っていかねばならない、そういう考えをもとにまず自分自身の形を明らかにするということで処分を行ったわけであります。結果として十分職員に伝わったかという部分でありますけれども、そのような当時思いであったということでもあります。また、こういった内容については迅速を旨としたいと常々考えておりましたので臨時議会ではありましたが直近7月に開催されるという中で私自身の考え方を表明させていただきたいということでお諮りをさせていただいたということでございます。そのことと今回については、通常そういう事例が発生したときにどこまで責任があるかと、当然私どもにも責任はありますけれども処分をいう形はどこまでが適切かということで今回については判断をさせていただいたということでございます。なかなか心の内側というのは十分説明しきれない部分もありますけれども、この機会を借りてそのようなことであったということで皆様方にはぜひともご理解を賜りたいとそのように思うところでございます。広報など紙面でもおわびを申し上げました。またきょう、この席で直接議員各位また町民の皆様の前で言葉でもおわびを申し上げたわけでありますけれども、今後信頼を回復していくためには、おわびもさることながら実際の仕事の面でしっかりと町民の皆さんからご判断をいただかなければならないものと、かように思っているところでございます。法令の順守ということはもちろんでありますけれども町民のためのまちづくりにこのことを契機として職員を一丸となって誠心誠意改めてまちづくりに取り組むことを決意したところでございます。今後ともご指導くださいますように改めてお願いを申し上げます。

続きまして配布させていただいております行政報告に基づいて説明を加えてまいりたいというふうに存じます。

10月1日、大空町総合計画策定審議会が開催をされました。第4回目の開催と

いうことで、このときには基本構想の中間報告をいただいたところでございます。

10月2日、大空町表彰審査委員会が開催をされました。貢献賞、善行賞、10件についてご答申をいただいたところでございます。

10月3日、網走支庁管内町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされました。私はこの会の座長を仰せつかっておりまして、義務外負担金のあり方、町村会の今後のあり方等について議論が始まりました。後ほども出てまいりますけれども、この後、10月の29日に本町で、11月の21日、上湧別町で同じく同会議を開催してございます。

10月11日でございますけれども、5年に1度の全国での和牛能力共進会が鳥取県で開催をされ、私も参加をさせていただきました。単に共進会ということだけではなくて、和牛に関する総合イベントという色彩が強い大会でございました。本町においては、繁殖メス牛の群として4頭1組という形で出場をいたしました。17組中7位という成績であったわけでございます。

10月25日、国道334号道路整備促進地域連携会議の一員といたしまして沿線の関係市町長と共に北海道開発局にこの道路の整備要望をいたしたところでございます。

10月26日、北海道町村会の政策懇談会が開催をされました。講演の後、私は行財政分科会というところに所属をいたしまして、地上デジタル放送、消防の広域化、財政健全化に向けての関係について、各町村長、また道、国の職員と意見交換をさせていただきました。

10月27日、増田総務大臣をお迎えいたしまして、くるま対話in北海道ということで、開陽公民館において開陽地域の住民の方々にご協力をいただいて実施をさせていただきました。この節には、品目横断的経営安定対策に関する事項、また農業の後継者の育成に関すること、また道路の整備、また地域の医療や福祉の受け皿づくり等について地域の方々から総務大臣に対して要望をさせていただいたところでございます。

10月29日は先ほど申し上げました、網走支庁管内町村会行財政特別委員会が本庁において開催をされました。

10月31日、大空町畜産振興協議会でありますけれども肥育試験事業等の状況を説明したり、また次年度以降の住吉牧野のあり方等についてご意見を賜ったところでございます。

11月1日、網走支庁管内町村長・商工会長会議が北見市常呂町で行われました。道の総務部長の講演の後、道が進める移住対策等についての説明があったところでございます。商工会長からは、地域の商工業の現場における窮状等についていろんなご意見をいただいたところでございます。

11月3日、議員各位にもご出席をいただき、大空町の表彰式を挙行いたしました。7名の受賞者にご出席をいただいたところでございます。

11月10日、この折にはふるさと会が東京で開催をされました。東京東藻琴会には65名の参加をいただき、女満別会には70名の参加でございました。この席上、東藻琴会においては現松原会長から役員改選が行われ、木田会長に役員改選が行われ

たところでございます。また、女満別会においても奥田会長から宇野会長に引き継がれるということでもございました。

11月12日、女満別地域審議会を開催いたしました。人材の確保、またいろいろな研修機会を職員や町民がみんなで共有していこうというようなご意見、また企業誘致や移住対策、福祉の対策、農業の問題、財政の課題、道路の標識等々、各般にわたるいろいろなご意見をいただいたところであります。これらをさらに翌年度の予算等に向けて精査をしてまいりたいと考えているところでございます。

11月16日は網走支庁管内総合開発期成会秋季要望ということで札幌の道庁を訪れました。私は生活環境部において湿地や世界遺産知床の保全、さらには廃棄物対策について、また保健福祉部においては医療の確保について要望し、懇談をさせていただいたところでございます。

11月20日は天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、東京において地方自治法施行60周年記念式典が開催をされ出席をいたしました。この席上、総務大臣から大臣表彰の伝達が各個人、団体にあったわけでございます。

11月21日、網走支庁管内町村会の行財政特別委員会、これは上湧別町で開催をいたしました。

11月22日でございますけれども、行政改革推進委員会を開催してございます。18年度の行革の効果等について説明をし、今後の補助金の見直しや使用料、手数料の見直しの考え方についてご説明をし、ご意見をいただいたところであります。

同じ22日、企業誘致委員会を開催してございます。誘致いたしました企業の現状と課題、またボッシュ株式会社が計画をしております拡張について内容をご説明をいたしました。

さらに、総合計画策定審議会第5回になりました。各専門部会からのご報告の後、基本構想、計画についてご答申をいただいたところでございます。

11月28日は全国町村長大会が東京で開催されました。福田康夫総理大臣の出席をいただいたほか、例年と変わった部分といたしましては、3町長から各町村が抱える現状についての意見報告、現状報告というものがなされたところでございます。現在の町村の数は1,015という数になりました。その中で道路特定財源の充実や過疎地域対策の充実、地方交付税の復元、税源の移譲、医療・福祉・保健対策の推進、地域主権の確立など6項目について大会決議を採択して閉幕したところでございます。

以上、申し上げまして行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 平成19年第4回定例会に当たり、通告に基づきグリーンツーリズムの振興について質問をさせていただきます。

近年人々は、物の豊かさより心の豊かさを求めるようになったと言われています。食の安全や環境への関心の高まりもさることながら、年末に来ても相変わらず次々と起こる殺人や強盗事件など殺伐とした社会の中で何を信じて生活していけばよいのかと心が寒くなる思いでもあります。そのような中で忙しい毎日を過ごす都市住民の中には田舎暮らしを望む人が出てきたり、また田舎を持たない子供の増加や農村体験が子供の情操教育によいなどという言われ方もしています。こうした欲求の高まりを背景として国でもグリーンツーリズムの振興によって期待される効果に着目し、国民的な運動としてこのグリーンツーリズムを提唱、推進しているところであり、道でもその推進に当たっての指針が示されているところでもあります。

グリーンツーリズムは、緑豊かな農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在的な余暇活動などと定義されていますが、本町においてもそのメニューとなるような取り組みをされている方がおり、数力所ある直売所、また姉妹都市交流による小学生の農業体験などもその一環と言えるかと思います。

また、ここ数年来30戸以上に及ぶ農家で大学実習生の受け入れが行われています。これは、労働力として期待をしているという部分も大きいところですが、農家民宿などを取り込む土台として備えているのではないかと考えているところです。これらのことを基盤としながら、また大空町の持つ地理的な優位性や幅広い分野にわたる農業形態を生かしながら、新町建設計画にもうたわれていたグリーンツーリズムの振興については今後どのようにお考えなのかお聞きをいたします。

また、観光の面から見てみますと、我が町に立ち寄ってもらう、足をとめてもらうというのは長年にわたっての課題でもあります。このグリーンツーリズムの振興を図っていくことが滞在型へとつながる切り口としての一つの要素を含んでいないかと感じているところでもあります。観光産業底上げの可能性という観点からお聞きをいたします。

こうした振興が図られていく上で基本となってくるのは、地域の中での理解だと思います。住民の方々にとっては、グリーンツーリズムって何という思いやその意義や役割についての理解が十分ではないというのが現状であろうと思っています。今後持続性のある取り組みとして定着、発展させていくためには、一部の人たちが取り組む特別なものという意識や本来の農業とは関係のないものといった思いを取り除きながら、農村地域の活性化などの視点に立ってグリーンツーリズムの意義や役割についての理解を深めていくことが必要であろうと感じています。こうした農業者や地域住民に対しての普及啓発という点についてはどのようにお考えなのか、あわせてお伺いをいたします。

以上、私の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 近藤議員からグリーンツーリズムの振興ということで、一般質問にお答えを

申し上げたいと存じます。

グリーンツーリズム、言われて久しいわけでありますけれども、最近いろいろなパンフレット等を見ますとグリーンツーリズムですとかエコツーリズム、マリンツーリズム、スロートーリズム、スローフード、スローライフ、移住ターン、2地域居住、多地域居住、地方回帰、いろんな言葉があるというふうに思います。今回議案の中で提案をさせていただいております新しい町の総合計画の中の資料編、議案第66号関係の資料の中に用語の解説というのがありまして、その中でもグリーンツーリズムについて触れさせていただいております。先ほど議員も言われましたように、農山村地域において自然、文化、人との交流を楽しむ滞在型の余暇活動というような説明書きになってございました。従来都市地域においては、非常に効率的で安くて早くて何事も便利だというような価値観があったというふうに思いますけれども、このグリーンツーリズム等についてはその対極にあるものと、そのように認識をしております、従来の価値観とは異なるものと、そんな印象を受けてございます。

我が町のグリーンツーリズムの取り組みということでありますけれども、取り組んでいらっしゃる皆さん方が意識をされているかどうか分かりませんが、少し広い範囲で考えてみますと、姉妹都市交流での子供たちの芋掘り体験、また大学生の農業実習、さらに一昨年実施をいたしました国土交通省のモデル事業でありましたボランティアホリデー、また直売所の展開ですとか、東藻琴乳酪館でのバターづくりなどもこのグリーンツーリズムの中に入るものではないかと、そのように認識をしております。現在旅といいましょうか、旅行の形態が少し変わってきて見る観光から体験する観光という流れがございます。また、団体での旅行から個人型への旅行という移行もあります。修学旅行なども単に見聞を広めるということだけではなくて、体験をしていこうというような目的を加味する部分が非常に多くなってきたように思います。大空町においては、多様な1次産業が展開をされておりますし、また網走湖から藻琴山という非常に豊かなロケーションなどもあります。その中で多種多様な体験メニューというものを組むことができるのではないかと、そういう素材的には申し分がないのではないかと、そのように私自身も思うところでございます。

人口減少期に入りまして、地域の人口というのを増加させていくというのは非常に難しいことになってまいりましたけれども、こういう時代であるからこそ交流の人口の方々をふやし、そして長い時間この地域で過ごしていただく、また何度も訪ねていただくということが非常に重要なことになってくると、そのように考えてございます。農業の分野だけではなくて林業や、また商工業、観光、また暮らし向きの移住というような観点も必要になってくるだろうと思いますので、このグリーンツーリズムの推進ということについてはどこか特定の分野ということではなくて、幅広い総合力を持って対処していかなければならないものと考えるところでございます。

必要なことは、そういった方々のニーズをどのようにしっかりと受けとめ、また地域の素材などをどのように発信をしていくか、また地域におけるハードなどの受け入れの施設や場所、体験のメニューというようなものも必要になってくるというふうに思いますし、何より地域で受け入れをしてくださる人、地域のコーディネーター役の方々という方を確保するということが大変重要なことだと認識をしております。しか

し、議員がおっしゃいましたように、地域の皆さんがそのことについてどの程度認知をされているかということが最も不安でもあり、急ぐべき課題ではないかなと、そのように思っています。

あるとき私町内の東藻琴の地域の方にファームイン的な民宿をされている方のお話をしましたら、その民宿どこにあるのでしたっけというようなお話をいただいたことがありました。まだまだ十分ご承知でなかったのだなと。また、現在女満別の地域において農村地域で民宿を建設されている方がおりますけれども、どの程度の方々がこの事実をご存じかという部分でも不安に思うところがあります。やはり先ほど言いましたいろんな概念があって自分たちのやっていることはグリーンツーリズムとは関係がないのではないかと思われている方も多いのではないかと思います。こういう情報を系統立てて整理をして、そして地域の方々に理解をいただく、そのことをまずもってやっていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。情報の受発信も兼ねましてホームページの充実ですとか、またガイドブックの作成、そういったものも対外的に町外に発信するだけではなくて、町民の方々にも理解いただけるような形式を考えていかなければならないなど、そのように考えてございます。また、広報などでもそういった新しい形というものについて皆さん方の意識を高めていただくような特集なども必要ではないかと、そんなふうに考えるところでございます。そういう中でまず地域の理解を深めながら、あわせて町外に情報発信、また受信をしていくという中でこのグリーンツーリズムの振興というものを今後も図っていきたいというふうに考えてございますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 ただいま幅広い分野に及んで、また大空町の持つ潜在性や可能性という部分も含めた中でのご答弁をいただきました。産業建設常任委員会におきましてもこのグリーンツーリズムへの取り組みということを共通のテーマといたしまして、道外においては大分県の安心院地区、道内においては長沼町という先進地の視察をさせていただきました。双方におきましていろいろなメニューの取り組みが行われているところでありますけれども、そういった中で主に農家民宿、農家民泊という部分に重点を置いた中での視察でありました。特に長沼町におきましては、総農家戸数の約 2 割に当たる 150 戸前後の農家はその登録を済ませているということで、年々受け入れる人数も増加をしていっているということでありました。また、道内、道外を問わずそれだけの規模があるということから、修学旅行生の受け入れも増加の一途をたどっている、そんなお話をいただいたところでもあります。そうしたことが取り組みやすいいろんな要素や条件等があったのだらうと思いますし、またそういった必然性というのもあったのかなという印象を受けたところであります。

本町に置きかえまして見たときに、最初から副業という形の中で、そういった視点からとらえてはなかなか難しいなという部分は感じましたけれども、しかし今農業政策が大きく変わったときであります。一定の面積からより多くの収量を上げるという、

そういった考え方からより消費者を意識したそんな意識改革が求められているところでもありますし、また農業者の高齢化ということも進んでいます。そうした中では、大いに今後において参考となる部分もあったという印象を持って視察を終えたところでもありました。

こうした先進地の取り組み等を見ながら、このグリーンツーリズムをさらに一步前へ進めようとしたときに一つポイントとなってくるのは、先ほど町長からの答弁の中にありました幅広い総合力を持って対処していくのだと、横のネットワーク化を持っていくということが大きなポイントになってくるのではないかと感じております。このグリーンツーリズムの振興を農政でとか、商工でとか、あるいは観光協会でといったある一定の分野において取り組んでいくということでは、本来の振興は図られていないのではないかなと思っています。JAやその他いろんな民間の団体等も網羅しながら、そうした体制づくり、グリーンツーリズム協議会とでもいうのでしょうか、あるいはまちづくり協議会とでもいうのでしょうか、そうした体制づくりができるか、そこまで踏み込んでいけるかというのが今後においてのポイントになってくるのではないかなと感じているところであります。

そうした中でいろんな需要に対して紹介やら案内をしていく、先ほどの町長の答弁の中にもありました地域のコーディネーターを養成していくのだ、そうした専門的な立場の方も必要になってくるかもしれません。地域内において振興を図りながらということでもありますので、決して短時間で形ができてくるという話ではないかもしれませんが、そうした人材育成の部分も含めまして、体制づくり、そのリーダーシップを図っていくということに関しましては、今後どのようにお考えなのか、再度所信をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 大分県、また長沼町の事例についてご紹介をいただきながらお話をいただきました。大空町においても立教中学の先生が今年度私どものところに来られまして、次年度以降の修学旅行について農作業体験等をメニューに加えてこの地域で滞在ができないだろうかというようなことでお話がありました。残念ながら内部会議の中で来年度すぐということについては見送られたというようなお話がありましたけれども、先ほど答弁でも申し上げましたように、そういう機運というものが非常に高まってきている中で私どもの方の体制というものをどのようにとっていくかということが非常に大きな課題だなと改めて思ったところでございます。

一方で、先ほどグリーンツーリズムと同一線上の中にはスロートーリズムやスローライフ、2地域居住ですとか、プチ移住というようなものも同一線上にはあるのではないかと。ただ、暮らし向きと産業というようなことでいけば、必ずしも同じということで一くくりににはできないのかなというふうに考えてみました。といいますのは、ことしの6月に大空町に定住をサポートする会というものが設立をされました。その中は、2つのグループに分かれておりまして、PR、情報発信グループというところと、さらに生活体験等事業グループ、生活のサポートをする部分という形で2つに分

かれています。本来グリーンツーリズムを地元として受け入れていくためには、やはりこのような組織というものが必要になってくるのかなと。今回ご質問をいただいて職員とも話をいたしましたけれども、こういった定住をサポートする会の皆さんに例えばグリーンツーリズムの受け入れもお願いすると可能だろうかというような議論を少しいたしました。ただ、先ほど言ったように、同一線上にあるのかもしれませんが、やはり目的が少し違うので、今の組織の方々にそこまでお願いするのは難しい場面があるのではないかなというような現時点での結論になってございます。

先ほど言いましたように、私どもの町の組織のどこかの課に担当させるというよりは幅広い役場の組織、さらにはJAさんや商工会や観光協会やそのほか町民有志の方々等が集っていただけて、そして無理のない範囲で対応できる、そういう組織づくりというものがやはり必要になってくるなと改めて考えたところでございます。そういう中で地域の先ほど言ったコーディネーター役の人材を育てていくことをしたり、またいろいろな体験等のメニューについて充実を図っていくということが改めて必要なのだというふうに考えたところでもございます。その音頭取りは、これは町としてやっていかなければならないことだろうというふうに思いますので、そういう組織の立ち上げ、また人材の育成ということについて今後関係する団体の方々にもご相談を申し上げて取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 具体的な部分でのご答弁をいただきました。先ほど長沼町で修学旅行生を道内、道外を問わず受け入れているという話をいたしましたけれども、自分もそんな話を聞きながら、そのことを回を重ねていくことで道内、道外にわたっての宣伝効果といますか、アピールする部分というのは非常に大きいものがあるのだろうなという印象を受けたところでもあります。きっとそういう人たちの中には、社会人になってからもう一度行ってみようと思う人も出てくるでありませんか。自分も以前関西の大学生を農業実習という形の中で受け入れたことがありますけれども、数年後に結婚しましたという形でそろって再度訪れてくれたときには本当にうれしい思いをしたものでありました。そうした喜びというのが町としての喜びに変わっていかないのかな、このグリーンツーリズムの振興を図っていくことが私たちのような農村を中心とした地域の地域活性化のための地域戦略、そうした一つの方策としての位置づけに結びついていかないのかな、そんな思いを持ちながら今回このテーマで質問させていただいたところであります。

最近新聞報道などを中心に財政面からのいろいろな指数が数字として町村ごとに並べられる、そんな報道がありますけれども、何かしらそれが町としての評価に結びつくのかなと、そんな印象さえ受けているところでもあります。もちろん一定の基準内でおさめる、それに向かって努力を図っていくということは改めて言うまでもないところではありますが、大空町は新しく誕生した町でもあります。ある面理想的な部分も掲げながら、その可能性に向かって検討を進めていくということもまた必要なことで

はないのかなと、そんな感じ方をしているところでもあります。

このグリーンツーリズムは、一定規模の予算を持って取り組むということでもありません。地域内でのいろんな掘り起こしの部分やアイデア等を結集しながら広げていく、そんなことでないかなと思っているところでもあります。無理をしない中での大空町版としてのグリーンツーリズム、そんなことが今後時間をかけた中で形成されていく、そんなことを期待しながら、私の質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私も今から十五、六年前に何年間か何回かにわたりまして外国人留学生のホームステイを受け入れた経験がございます。そのうちの何人かは、その後何回となく私のところにまた訪ねてきてくださいました。大変うれしい思いをした記憶がございます。そういう気持ちを多くの方に地域こぞって味わってもらおうと、そのことをお伝えを皆さんにしていかなければならないと。そのときに大切なのは、農家民泊など、ファームステイなどについてはやはりいろんなマニュアルだとか先輩の方のお話を聞くと、無理をしないことということがありました。無理をしてしまうと、結果的に重荷に感じて長続きがしない、自分のできる範囲の取り組みということを旨としてやっていく必要があると、そんなふうに教わった記憶があります。今回大変重要な案件についてご示唆をいただいたと思います。今後まちづくりを進める中でこういう歩みが滞ることのないように、一步一步着実に推進をしてまいりたいというふうに思います。

大空町は、新しい町として昨年の3月の31日に出発をいたしました。ここ数年間、これは旧東藻琴村、旧女満別町同じではなかったのかと思いますけれども、合併の議論があっていろいろなまちづくりについての議論というのが少し滞っていたように思います。いろんな話題が出てきても、それもこれも合併のことが決まって新しく仕切り直しになってからというようなお話が多かったのではないかなと思います。しかし、新しい町として今ここにまさしく一步を踏み出したわけであります。これからは、将来に向かっていろいろなまちづくりの議論をしっかりと、そして一つ一つのことを進めていかなければならない時期になってきていると。町政の財政的な困窮といいましょうか、大変さはもちろんありますけれども、新しい町であるがゆえに特にそういうところに配慮をしながらまちづくりを進めていかなければならないと、そのように考えてございますので、いろんな総合計画今回ご提案をさせていただいておりますけれども、そういうところも含めてまちづくりの議論、そのことがひいては町の活性化につながっていくものというふうに考えておりますので、そういう議論を進めながらいろいろな体制、また資本の整備に向けて今後も努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしく願いを申し上げます。

◇近藤議員 終わります。

◇議 長 これにて近藤哲雄議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、3番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成19年第4回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

1点目、品目横断的経営安定対策についてです。国際競争力のある担い手を育てるねらいでことしの春から始まった国の新農業政策である品目横断的経営安定対策は、1年を経過した中でいまだに政策の全容がわかりづらく不十分な部分が多い。また、大規模農業の多い道内では、経営安定とはほど遠く、20%以上の減収見込みと報道されている。大空町におきましても来年から再生産のできない農家もあり、ひいては今後の町の税収にも大きな影響を与えると考える。この品目横断的経営安定対策について町として現状をどのように把握しているのか、また今後の対策について町長に伺いたい。

2点目、農業教育への取り組みについてです。農業従事者の高齢化や減少の進む中、一部授業として取り組まれている農業体験などの学習は、地域と学校との結びつきを深め、収穫の喜びを感じ、環境を大切にする心の教育として大変重要な役割があると考えますが、将来のよき理解者となる子供たちを育成するため、より一層農学に関する授業に取り組んではどうか、教育長に伺いたい。

3点目、農業後継者の花嫁対策についてです。現在東藻琴、女満別両地区の農業委員会事務局を持ってそれぞれの活動をされているところではあるが、来年7月両地区の農業委員会の合併を控え、今までの成果と今後の取り組みについて両地区の農業委員会会長に伺いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員からは、品目横断的経営安定対策についてのご質問をいただきました。この対策は、本年4月から導入ということで戦後の農政改革の大きな転換期を迎えた対策ということで打ち出されたわけであります。しかし、この精算する時期に入りまして現実を見ますと、農家の方々非常に大幅な減収ということでいろいろな制度上の問題がこの時期浮き彫りになってきているところがございます。最近の国の制度の状況、これは農業、産業分野だけではなくて、医療も福祉もそうなのでありますけれども、そういったものが出される、そういった中で非常に状況が不透明な中で何事もスタートしてしまっている、そういう感じが私どももしているわけであります。北

海道に、また国にその制度の内容等を聞いてもまだ決まっていない、わからないというような返答が非常に多いのが実情ではないかと、そのように思います。そういうものが進められていく中でその部分がうまくない、この部分がよろしくないということで継ぎはぎの修正が多いのも現実であります。何か私ども国民がそういう制度の実験台にされているような、そんな感想を持つ機会が最近は非常に多いと、正直な感想でございます。

今回のその制度、いろいろな問題がある、所得が極端に減るということで、国レベルでは今1,000億円程度の補正予算の検討がされているというふうに聞いております。北海道分は、そのうち約91億円というような情報が新聞紙上でも流れております。現在審議をされておまして、何とかこの12月中には決着を見、また農業者の方々への交付というものもスムーズに行われてほしいと願っているところであります。

私どもの町の状況でございますけれども、小麦、てん菜、バレイショ、大豆の4品目等で女満別農協、東藻琴農協等にお伺いしましたところ、女満別農協では約15%程度、東藻琴農協では20%程度減収になるのではないかとというふうなお話をいただきました。それらを受け、当然町の税収等にも影響があるわけでありまして。現在平成20年度に向けての予算編成作業をしておりますけれども、町民税の農業所得分については約1,500万円、率にして20%下がるのではないかとという予測を立てているところでございます。

町として何か対策はあるかということでご質問をいただきました。減収した分についてすべて町として補てんをするということは、現在の町の体力、財政的な状況からいって難しいと、そのように判断をしております。農業者の方々、例えば凶作年があった、災害年があったような場合については、国の例えば天災資金、道の災害資金、そういったものもありますし、過去東藻琴、女満別においても町と農協が利子補給をするような形での資金対応というようなことをした実例がございます。今後農協などと協議をする中でそういう対策がさらに必要ということであれば、町としても考えて連携をとってまいりたいと、そんなふうには考えてございます。

しかし、この制度が改善されなければ、毎年同じことを繰り返すのかということになってしまいます。そういうことには本来ならないと。先ほど言ったように、制度そのものが非常にいろいろな課題を抱えていて、本来担い手を育成するための制度だと言われながら、実際には専門的な畑作農業の中核的な担い手が最も大きな影響を受けるという制度でありますので、この制度をまず抜本的に見直していただきたいと。さらには、事務の簡素化や交付金の支払い時期などについても農家の経営状況の中にしっかりと盛り込まれるような時期にしてもらいたいと。

具体的に言いますと、共済の反収の決め方というか、設定の仕方が今までの農業者の方々のご努力が報われていないような、そんな数字になっているというふうに聞いてございます。やはり農業という産業、職業はその個人、個人の農家の方々、また会社経営の農家の方々が一生懸命努力をしたその成果が、結果が所得として反映されるべきものと、それが発展につながるものというふうに考えておりますので、そういう制度となるように国に今後とも訴えてまいる努力というものを今まで以上に強めてい

きたいというふうに考えてございますので、今後とも農業者の皆さんと連携をとりながら、また消費者の方々にもお願いをして農村地域の崩壊にならないような、そんな取り組みを地域として国に対し要望してまいりたいと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

品目横断的経営安定対策については、以上私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、斎藤議員の農業教育に関するご質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

大空町は、中心的な産業が農業でございまして、地域の産業と結びついた学校における学習活動について非常にやりやすい環境下にあると、このように認識をございまして、これまでも地域の皆様方の協力をいただきながら、学校教育において農業体験活動を展開してきたところでございます。そのことを通して子供たちの中に、今議員からもご指摘ありましたように、物を育てることによって心の豊かさをはぐくむというようなことも培われてきていると、このように認識をございまして。大空町としては、総合的な学習の時間、理科の時間、社会科の時間、あるいは学級活動等の中でこれらの農業体験に触れる活動をそれぞれの学校で取り組んで進めてきたところでございます。そこに教育委員会の社会教育の担当の者とも連携を図りながら、それらの学校における活動がより進めやすくなるように、あるいは充実した内容になるように取り組んできたところでございます。

大きく3つの観点から現状等についてご報告をさせていただきたいと思います。1つ目は、ファームスクール活動、稲作体験授業でございます。これは、平成6年度から役場の農政サイドにおいて女満別町で一番東の地で稲作ができるという、そういう特性を生かして5年生を対象にずっと行われてきておりますが、豊住小学校の子供たちについては1年生から6年生まで全部入ってこの圃場をお借りして取り進めてきたところでございます。このきっかけは、社会科の5年生の中で農業についての勉強をするということがもともととのきっかけで、そこに農政サイドとの連携をつくりながら取り組んできたということでございます。実際に子供たちが春に田植えをして、そして秋に稲刈りをすると、その稲刈りで収穫をしたモチ米を使ってそれぞれの学校で全校もちつき集会をして収穫の喜びも味わうと、実際自分たちが育てたものも食べるという、そういう食の体験もしてございます。それらを通して食べ物、食に対する安心、安全の感覚というものも培うことを目的にしているところでございます。平成18年度、昨年ですが、女満別小学校の総合の時間の中では単に田植え、稲刈りだけではなくて、実際に代かきも見ると、それから分けつの状況も観察すると、それから生育の状況も観察するという。さらにはもちつき集会に圃場のお借りしている方もお呼びしてともども収穫の喜びを味わっていただくなどの体験を繰り広げておりまして、ことし平成19年度から東藻琴小学校の5年生もこのファームスクールの中に加わって全町的な体験活動へと拡充をしてきているところでございます。これが1点目で

ざいます。

2点目ですが、有機圃場におけるカボチャ栽培の体験的な授業ということを行ってございます。きっかけは、平成16年度に文部科学省から3カ年にわたって委託をされました学習素材のデジタル化連携促進事業というのがございました。社会教育の担当者がかかわりながらこれに取り組んできた中で、日進にございます大地の農場の関係者の方々とあわせて一緒になって有機栽培、それから低農薬栽培の取り組みに子供たちも一緒になってやっていけないかということが最後、平成17年のこの事業終わりました段階で皆さんの中から意見が出されて、これは実際に子供たちに体験してもらうことが最も大切ではないかという意見になりまして、平成18年度から女満別小学校の6年生が実際にTAKIO農場でカボチャの直播、それから発芽率の調査、除草作業、収穫、料理教室、学校給食への提供、そして試食というようなことを去年からやってきたところでございます。今年度は、これを東藻琴小学校の6年生にも広げまして、6年生全体の活動として取り組んでおりますし、去年は料理教室の中で京王プラザの料理長が実際においでくださってカボチャを使った料理も教えてくださって、これは同じ方が今年度も来てくださっております。そういう中に、さらに今年度は北海道大学大学院の相馬准教授が実際に有機農業について研究されている方で、その方の講義をそれぞれ女満別小学校、東藻琴小学校で子供たちが受けて、さらに地温や気温、雨量との関係、生育との関係についても学習を進めてきたところでございます。

3点目の観点ですが、町内の学校でどのような農業教育、農業学習にかかわってやっているかということを申し上げます。今説明申し上げましたように、豊住小、女満別小、東藻琴小学校、この3つの学校でそれぞれ取り組んでおりますので、まず概要だけお伝えをさせていただきたいと思います。取り組んでおります領域は、学校教育の中の1、2年生の生活科、それから総合的な学習の時間、社会科、理科、これらを中心にして展開をしてございます。豊住小学校では、年間65時間豊住タイムという総合時間の名称の中で1年間を通して栽培をして最後に発表活動、さらに収穫したものを豊住地区のお祭りの集会の中で提供しているということをやってございます。女満別小学校につきましては、そのほか社会科、それから総合、あるいは理科という中でかなり細かな取り組みをしてございます。特に先ほどの有機圃場におけるカボチャ栽培については、これらを高学年のメインの学習として、5年生はファームスクール、6年生は有機圃場での学習ということをつないで総合的な学習の時間で5年生になったらこれをやる、6年になったらこれをやるという縦の系統性もとりながらそれらについて取り組んでいるところでございます。そのほか学級園では、3つの小学校ともどの学校でも学級園に野菜あるいは花等を植えつけて、それらの栽培をやってございます。東藻琴小学校におきましても総合的な学習の時間、3年生以上10時間あるいは20時間という時間をかけて、この学校は特に東藻琴高等学校、農業高等学校との連携の中で実際に幾つかの農作物を栽培する、豆腐のつくり方を教えていただく、あるいはカボチャのつくり方を教えていただくというようなこともやってございます。今年度共通的に町で全体として取り組めましたのはハッカ、東藻琴で生産されていますハッカの蒸留体験学習を豊住小、女満別小、東藻琴小、それぞれ3年生、4年生が共通に地域のそうしたものについて学習するということが組み込むことができました。

そのほか豊住小学校での特筆すべきこととして、網走支庁との連携の中で暗渠排水の工事ってどういうふうにするのだということを見学したり、あるいは排水路にこの地域にしかないドジョウがいるのです。そのドジョウをその関係で引っ越しをすると、そういうときに実際に子供たちも携わらせていただいているというようなこと。それから、先ほど町長の答弁の中にありましたが、稲城市の子供たちが来たときに牛を観察する、ジャガイモと一緒に掘る、あるいは田んぼを子供たちと一緒に見に行くというような、そういう活動の広がりも出てきているところでございます。このような形の中で、きっかけは最初平成16年の学習デジタル化の取り組みでありましたが、それとかかわって教科の中での、あるいは総合の中での農業学習について総合的にこの大空町全体で子供たちにかかわれるというような視点で取り組んできたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 東藻琴地区農業委員会会長。

◇東藻琴地区農業委員会会長 斎藤議員の一般質問に対しまして答弁させていただくわけですが、その前に大空町農業委員会委員が各多方面より深いかかわりとお世話になっていることに対しまして心からお礼を申し上げたいと思います。そして、このたび農業委員会事業の考え方、取り組みに対しまして熱い質問をいただきました。明暗のはっきりしない昨今の農業情勢、私たち農業委員は本当の意味での幸せづくりのお手伝いはできているのか、いま一度自問自答する一人でもあります。農業は、畑をつくり、家族をつくり、地域をつくるのが農業です。その農業は、国政によって今むしばまれようとしつつあります。大空町として合併してはや2年目を迎えようとするわけでございますが、その合併後農業委員会としても合併に向けての推進協議会を立ち上げ、根本的な意識改革の調整までに11回の調整協議会を開催いたしました。念に念を入れた経緯と幾度とない会議の中、大空町農業委員会の末永い思いをはせながら開催されました。本議会において慎重なる質疑を受け、全件全案ご理解賜りますよう伏してお願い申し上げます。

それでは、斎藤議員の質問に対しましてご答弁させていただきます。東藻琴地区農業後継者育成対策協議会の設立の経緯についてご説明申し上げます。東藻琴地区農業後継者育成対策協議会は、農業後継者の育つ環境や条件を整え農業振興を図ることを目的として平成7年4月1日に設立されております。活動事業といたしましては、配偶者確保対策、後継者育成対策を行っております。

独身の農業後継者の数についてお答えいたします。平成19年11月末現在です。独身者は42名です。内訳といたしましては、20代は22名で52%、30代は12名で29%、40歳以上は8名で19%となっております。

東藻琴地区の農業後継者育成対策協議会の本年度の予算額についてお答えいたします。収入につきましては、100万円と農協から50万円をいただき、その繰越金等を含め合計195万5,000円です。支出は総額195万5,000円で、うち配偶者確保対策事業として153万5,000円を計上しております。

今までの花嫁対策事業の実績と成果についてお答えいたします。東藻琴地区の活動実績といたしましては、配偶者確保対策、後継者育成対策を行っており、配偶者確保対策につきましては関西女性との交流事業、オホーツク出会いふれあいツアーを行っております。後継者育成対策につきましては、各種研修会を行っております。活動実績といたしましては、配偶者確保対策の関西女性との交流事業ですが、斜里郡3町と東藻琴地区の4地区で実施しており、過去5年間で合計33名、年平均7名の参加があり、成婚2組の実績があります。本年度につきましては、夏季開催時の農作業のおくれから参加者数はおりませんが、冬季開催もあり、期待するところでございます。次に、津別町、美幌町、女満別地区、東藻琴地区の4地区で実施しているオホーツク出会いふれあいツアーですが、過去5年間で計8名の参加があります。今のところ実績はございません。本年度につきましては、東藻琴地区1名で参加しております。

統合後の取り組みにつきましては、質問につきましては調整協議会の会長であります阿野会長のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の第1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 女満別地区農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 斎藤議員さんの質問にお答えをいたします。

女満別地区農業担い手センターの設立の経緯について説明をいたします。女満別地区農業と農村地域との振興を図るため、北海道農業担い手センター及び地域の農業関係機関、団体との連携のもとに次代を担う意欲と能力のある農業青年の育成確保に努めるとともに、そういったことを目的として平成9年4月1日に設立をしたところがあります。活動内容といたしましては、配偶者確保対策、農業体験受け入れ対策、そして後継者育成対策であります。

独身の農業後継者の数についてお答えをいたします。女満別地区の平成19年11月末現在でありますけれども、先ほど山田会長のほうからは42名という話がありましたけれども、うちについては84名であります。その中、20歳代については44名で52%、30歳代は22名で26%、40歳代は18名で21%というふうになっております。

女満別地区の担い手育成センターの本年度の予算についてお答えをいたします。収入については、町から70万円、そして農協から70万円の負担金をいただいて、その他繰越金等も含めて総額256万3,000円で運営をしているところであります。配偶者確保対策事業としては、111万円を計上しているところであります。

今までの花嫁対策の事業の実績について、成果についてお答えをいたします。女満別地区の活動実績といたしましては、配偶者確保対策の3町オホーツク出会いふれあいツアーで過去5年間で計16名であります。年平均にしますと3名の参加があり、成婚2組の実績があります。本年度については、10月に男性9名、女性8名で実施をし、女満別地区では3名が参加をしております。男女とも会話が弾み積極的にアピールしておりますので、今後を見守っていきいたいというふうに思っているところであります。年明けには、後継者と親を対象とした結婚に対する構えや対応方法について

の勉強会を開催する予定であります。地区単独のふれあいコンパでは、過去５年間で５７名、年平均で１１名でありますけれども、その参加がありますけれども、今のところ残念ながら実績はございません。今年度について、つい先日１２月の８日に開催をしたところでありますけれども、男性８名、女性８名が参加をいただいて、担当事務局に聞きますと、和やかなうちに、かなりいいということで聞いておりますので、今後を期待するところであります。また、本年について、ことしの４月に独身の農業後継者に結婚意識調査も実施しております。

それで、来年７月の統合後の取り組みについてお答えをいたします。今後の取り組みでありますけれども、平成２０年７月に農業委員会が統合されることに伴い担い手関係の組織も統合することになります。来年の４月から一本化して活動をしてまいるところであります。統合後も引き続き現在実施している花嫁対策関係の事業を継続しながら、新しいよりよい事業を検討して進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、１回目の答弁にさせていただきます。

◇議 長 ３番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 １点目の品目横断的経営安定対策から再質問させていただきたいと思います。

先般女満別農協では地区懇談会がありまして、自分も出席していたわけなのですが、雰囲気非常に暗いのです。というのは、農協にとっても農家にとりましても本当に八方ふさがりという状況です。この間農協の職員の説明では、この品目横断によって５億円の赤字になるであろう、農家平均で割ると１５０万円という話が出ました。また、東藻琴の方に聞きましたが、東藻琴も恐らく３億５，０００万円以上の赤字になるであろう、品目横断絡みではビート、小麦、いろいろありますけれども、恐らく反当に直すと１万円以上の赤字、面積的に言いますと東藻琴では３２ヘクタールの平均面積ですので、単純に言いますと３００万円以上の赤字になるのではないだろうかと言っておりました。１年目からこの政策でこういう状況になるということは、本当に農家にとっても死活問題だと思うのです。昔歴史で農地改革ということを習いました。この農地改革というのは、一部の地主がいっぱい土地を抱えていて、それを大勢の小作人に返したというか、そういう政策をとったはずですが。この政策は、まるっきり反対ではないのかと思います。というのは、ことしは面積要件で１０町以上の農家と限定しました。いざふたをあけてみますと、今度は収入でふるいにかけているのではないかと思います。この辺について町長のお考えはどのように思いますか、伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の政策、鳴り物入りでスタートして、私どもも当初はこの北海道の大規模な専門的な農家のための政策に考えたのだという国の説明もありましたし、面積要件なども大きいということでそういう方々のための政策、そこをしっかりとやってい

ただかなくては困ると、当初はそういう要望でスタートをしました。管内の開発期成会ですとか、私どもが所属しております町村会、当初スタートしました夏場ぐらいまで、秋口ぐらいまででしょうか、この制度がしっかりと機能するようということでの要望活動でありましたけれども、実際に精算をする段階になってきますといろいろな課題点が浮き彫りになって、先ほど言ったように反収のとらえ方がおかしい、支払いの時期が遅い、そのほか事務が非常に煩雑であるというようなこともありまして、抜本的な制度の見直しを要求していかなければならないということで、表題とすれば、品目横断的経営安定対策についてということでありますけれども、その内容はこの半年間余りに大きくさま変わりをしてきたように思います。やはり農家の実際の現場と、実態というものを十分に把握し切れていないままにこの制度がスタートしたということが一番の大きな問題ではないかと。この背景には、グローバル化の中で国際農業との均衡ということを国は考えたのでしょうけれども、そのことが直ちに私ども地域の農業者の方々、また地域で暮らす私どものところのしわ寄せになっているということは許しがたいことであると、そんなふうに思っておりますので、この問題、改正ではなくて改悪の状態になりました。私どもは、経営安定対策ではなくて経営低迷対策ではないかと、そういう言い方もしながら、何とかこれを改善してもらうように今後も努力をしてまいりたいと思います。農業の政策というのは、地域の経済の状況ももちろんありますけれども、現状私どもの地域でつくっている作物を見ますと、国の制度の影響を受けるものが非常に多くございます。そういった中では、国としてのやはり対策をしっかりとしていただけるような体制に私ども声を強くしながらさらに訴えてまいりたいと思いますので、今後ともご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今月は、組勘制度、北海道だけなのですけれども、締め切りがもう間近なのですけれども、懇談会の中でも皆さんおっしゃるのは、組勘の精算が12月18日までにしてくれと、赤字ではだめですよという話をします。今回の場合は、どうしてもなかなか簡単に埋められない、そういう形でその場合どうしたらいいのだと言うと、農協ではプロパーを使っていたきたい。プロパーを使えば確かにいいのですけれども、金利は大変高いです。そのような中で、先ほども町長の答弁にありましたけれども、行政と町でタイアップして、今緑ゲタと黄ゲタがありますが、黄ゲタは3月精算なのですけれども、まず間違いなく入る金額に対しては何らかのフォローをしていただけないのか、その辺についてお聞かせ願いたいです。

◇議 長 町長。

◇町 長 この件に関しては、北海道独自の組勘制度ということで農協組織の中で農家の経営についていろいろご相談を承る、そういう組織というか、形態に、制度になっているかと思います。ですので、私どもはそこを中心的に預かるJA組織の方と十分連携をとって今後対処をさせていただきたいと思います。正直言いまして、今まで対

外的に対する要請活動ということでの連携はしていたわけなのですけれども、いざ自分のところの足元を見た対策ということについてはまだまだ情報交換、連携が不十分であった点がありますので、今後ＪＡと十分連携というか話し合い、協議を持ちながらどのような形がいいのかということを検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 ３番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 農協の懇談会の中でも言っていましたけれども、この制度がこのままでいくと恐らく３年後には農家戸数が２割ぐらい減るのではないとも言っていました。こうなると本当に人ごとではなくて、自分でも計算しましてもことし乗り切っても来年、再来年どうしようかという不安がいっぱいあります。これから行政に対してどうするかと言ってもなかなか答えられないと思いますが、いろんな面で国に対してもまず根本的から改正していただくように強く要請していただきたいと思います。

以上、１点目は終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに今後の農家の経営を考えたときに大きな課題でもあります。行政として国に対して制度見直しを図るような要請、これについてはもちろんであります。また、地域の中でいろいろな作物形態があって、どのような作物の中で所得を確保していくのか、いったらいいのかというようなことについても生産団体であります農協などの意見も聞かせていただきながら、町としてどういう部分に今後取り組みをしようといったらいいのかということも考えていただきたいと思います。また、農業者の方々におかれましても、先ほどグリーンツーリズムの話もありましたけれども、本来農業生産というところの所得確保はもちろんなのでありますけれども、いろいろな形態の中で農業に関連する産業も含めてどのように所得を確保していったらいいのか、いろいろなことを考えられる時期でもあろうと思います。そういう考えなどをまた私も行政にもお聞かせいただきながら、行政としてどのようなそれに関連する施策が必要なのかということも今後考えてまいりたいと思いますので、いろいろなご意見を賜りますように今後ともお願いを申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 ３番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 ２点目の農業教育の取り組みについて、先ほど教育長からいろいろ具体的に小学校の取り組みを聞かせていただきました。最近では、どこの学校でもいじめとか、またうつ病もかなり多いそうですけれども、このような中でいろいろな体験学習をしている中でどういう効果というか成果が見られるのか、もし気がついた点がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今おっしゃりたいじめの問題、うつ病の問題とご指摘ありましたけれども、物をつくることを通してはぐくまれていく心の豊かさ、それからそれが育っていくことによるうれしさというものが子供たちの中にじわっという、こういう言葉しかちょっと使えないのですけれども、じわっと子供たちの心と体の中にしみ渡っていると、このように実感することができます。特に東藻琴高等学校に入学する子供たちの中には、長い間中学校で不登校だったという子供たちもいるのですが、そうした子供たちが在学中に本当に成長して変容して立派な生徒として卒業されているという事例も聞いておりますし、小学校においてもそれぞれ初めて田んぼに入ったとか、初めて稲を刈ったとか、初めて自分でつくったカボチャを食べたとか、ジャガイモを食べたとか、そういう生産することの喜びを通して物の命ということも子供たちは味わっているように、それぞれの体験活動報告の中からもうかがい知ることができると、このように思っております。そういう意味で植物、命あるものをはぐくむことを通して、みずからもそれによって生きている立場にある私たち、子供たちもそんなことを感じながら育っていつてくれているのではないかなと、このように認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今まさに食育という言葉がはやっているとおり、今農業教育特区というのは最近調べたところなのですけれども、また逆に教育ファーム、いろんな形でどの学校でも全国的に取り組みが進められております。先ほど大空町でもかなり画期的ないい結果が出ているのだなというのがつくづくわかった次第ですけれども、今後とも時間的にカリキュラムでどんどん取り入れていけるのでしょうか、その辺についてどうですか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 農業特区の事例ですが、ちょっと私も調べさせていただきましたら、福島県喜多方市がこれに取り組んでいるということで、今年度平成19年から取り組みを始めたということでございます。内容を調べますと、先ほど1回目の答弁でご説明申し上げましたような観点から、子供たちに農業を通してさまざまなものを育てていこうということ、農業に対する理解、食の安心、安全に対する関心、そういうことを目的にしながら1週間に1時間、3年生以上に時間をとってやっているということがわかりました。しかし、その時間はもともとどこにある時間かということ、総合的な学習の時間、小学校ですと105時間年間あるのですが、そこから35時間あるいは45時間こっちへ持ってきて、そして農業科という科目を設置して取り組んでいるということで、先ほど各学校の様子ご説明申し上げましたように、それぞれ豊住小学校、女満

別小学校、東藻琴小学校で総合の時間や社会や理科の時間を全部使いながら、ほぼ今私がお説明申し上げました喜多方市の時間に匹敵するような時間数は大体確保されて大空町では行われていると。それから、つくられている作物、町で子供たちが学校でつくっている作物、ねらい等もずっと整合させてみたのですが、そんなに大きな差はないというような認識を持ったところでもあります。ただ、特区として取り組んでいる利点としてその中で見つけたのは、校内に農業科委員会というのを設置してサポートをしていくと、推進をしていく組織をつくっているということと、農業科支援員というのを市の方でそういう人材を確保して学校のほうに派遣をすると、そんなところが大きな、今大空町でやっているやり方とは違うかなというふうには見ました。ただ、まだ詳しく全部当たり切ってはいませんので、今後またそういう方面について先進事例に当たりたいと思っています。

ただ、私この喜多方市を見ていて思いますのは、もうご承知のように中央教育審議会が審議のまとめを先般答申をいたしました。現在１０５時間ある総合的な学習の時間の中から５、６年生については週１時間英語科、外国語科を入れるということになりましたものですから、１０５時間の中から３５時間は５、６年生はとられていってしまいます。そうすると、残り７０時間ということになっていきますので、現在大空町の各小学校で進めています総合的な学習の時間を利用したこの農業体験学習の時間確保もそういう意味では今度ちょっと制約が来るのかなと。そういう意味では、総合的な学習時間の年間指導計画の見直しをこれから進めていかなければいけないかなと、そんなところも思っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 ３番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 前議員のグリーンツーリズムとも関係すると思うのですがけれども、農家の子供はわかっていると思うのですけれども、町場の人間ってタマネギが一体どういうふうになるのかって意外と知らない子供が多くて、タマネギって土の中にあると思っている方もかなりいると思います。そんなような中で今後とも先ほど教育長おっしゃられたとおり地域と一緒に、学校と一緒にこういう農業教育に対して進めていただきたいと思います。

以上、２点目は終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今お話しされた斎藤議員のお話聞いていて、全く農業体験のない先生が新しく先生になられてニンジンを植えるといったときにニンジンも切って、そして植えたとき、そういう話が私たちの仲間でも、私も道教委で指導主事していたものですから、そういう話、本当にあった話だということでございます。そういう意味で子供たちに農業の体験をさせる上では、やっぱり先生方がそういう体験をきちっとできるような環境もつくっていかなければならないですし、豊住小学校が総合の時間に活用してい

ます畑の先生というのを、豊住小学校は地域の方々から老人クラブの人たちに先生になっていただいて活用されているということも聞いていますので、そうした人材の活用のあり方について新しい教育課程が、学習指導要領が展開されていくもう間近に来ていますので、それらをにらみながらまた検討していきたいと、詰めていきたいと、このように思っていますので、また今後ともご理解とご指導をいただきたいと思います。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 3 点目の農業後継者の花嫁対策についてですけれども、両委員会会長より具体的にいろいろと説明していただきまして、大変ありがとうございます。人と人との触れ合いという形でうまくいくかというのは、なかなか難しいことだと思います。昨年と同じことを聞いたわけなのですから、今後どうしたらいいのか、自分でもいろいろ考えました。これなかなか農業者だけで進めていくというのも大変なのかなと思っております。そのような中で町として花嫁対策というのは考えていないのかどうか、これは町長にお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 農業後継者における配偶者確保対策ということで町といたしましては、先ほど言いました配偶者確保対策推進協議会や担い手育成センターということで業務としてそれを推進していこうということでありますので、当然町としてもそういう取り組みを進めていくという形になってございます。ただ、当然時代の変遷の中で農業者みずからのお考えといいましょくか、状況というのも少し変わってきていると。ただ、私どもの組織といいましょくか、その業務のあり方がそこに十分対応できているのかということについてはもう一度見直しといいましょくか、改めて考え直さなければならない時期にもあるのかと、そんなふうにも思っています。

先日 1 2 月 7 日の全国農業新聞、農業後継者の配偶者の確保状況ということで出ておりました。未婚の農業男性は、全国で 5, 7 5 7 人ということで 1 0 年前と比べると 3, 2 4 5 人減ったということなのですから、これはとりもおさず農業者が減っているのではないかと。ですから、単に結婚をされていない方が少なくなったということで手放しで喜べる数字ではないのではないかと、そんなふうな受けとめ方もあります。3 6 歳以上の未婚の後継者の方々は、9 6 年では 2 6 % だったものが今回は 3 4 % ということで、これはどこの産業分野でも晩婚化というのがありますので、農業においてもやはりそういう傾向があるのだなと改めて思いました。また、結婚された男性 3 1 8 人、本当に先ほど言った数から見るとわずかなのですけれども、みずから相手を捜したという方が 8 1 % という数字でありました。このことは、それだけ必要がなくなったのか、逆に言うとそういう側面的な支援が十分でなかったのかということについてももう一度再検討をする必要があるのではないかと、新聞の中ではそのように結んでありますけれども、私どもとしましては今後のあり方というものをこの

機会に、大空町の農業委員会が来年の夏に改めてスタートするに当たり、そのあたりをもう一度検証しながらどういう取り組み内容を今後していくのかと、どういうところに町としての支援を行っていくのかということについてもう一度しっかりとした議論をしながら組織固めをする必要があるなど、そんなふうに今認識をしておりますので、今後ともいろいろなご指摘いただければありがたいなと、そのように思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 けさの新聞だったと思いますけれども、たしか豊頃町では町長が会長になって担い手の対策をしているようです。その中では、農業者だけではなくて商業者に対しても結婚相談という形を進めているようです。そういう形で、先ほど言ったのは農業者についてだけだったのですけれども、グローバルな考えで商業者も含めた中で農業者と一緒になって進めていけばある程度は成果が上がるのかなと思っていますけれども、その辺どうでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに議論の中におきましては、なぜ農業の後継者だけそういう配偶者対策の仕組みなどがあるのかというようなご意見を伺うときもあります。また、いろいろな産業の分野においてもそういう問題が発生してきているというような話もあります。ただ、従来ある組織と全くない分野のところをいかに接点を持たせながら例えば組織化するかというような課題もあります。現実私どもでは、今そのほかの分野の状況ということすら十分まだ把握できていない状況にあります。今後そういう問題等について地域の商工関係者の方々、またそのほかの分野の方々のご意見もお聞かせいただきながら、そのことについては今後判断をしていきたいなというふうに考えますので、ぜひともいろいろな情報があればまたお教えいただきたいなと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 最近、45歳過ぎた方で農業者で結婚決まったという大変喜ばしい話を聞きました。アンケートを見ますと、悪いですけども、年齢いった方でも結婚の願望は皆さんあるようです。そのような中で、なかなか40歳過ぎた方に紹介するというのは皆さん引いていると思うのです。そのような中で、繰り返しますけれども、町として何とか何らかの形でそういう対策を考えていただければ、お願いしたいと思います。以上、終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 正直申し上げまして、私どもの職場にもいろいろそういうタイプの方というか、それもあるわけであります。ですから、どこに後継者の課題があるのかという話

ししますと、農業というのは今までで言いますと他の産業から新しく就農することがほとんどないと、ご家族の中で息子さんなりが後継をしていく以外には新しく入る手段というのは過去にはほとんどなかったと。ですから、当然今までの人数よりもふえるということはなかなかなくて、少なくなってしまうと。そういうことがあってその分野、特にてこ入れが必要ということで各市町村がいろいろな対策を講じてきたというふうに私自身は考えているところでもあります。

ただ、今斎藤議員のお話で言いますと、もっと言えば、日本の今社会の中で言えばやはり人口が減少してきていると、それは晩婚化も影響しているのではないかと、そういうグローバル的な大きな視点もあるのかもしれませんが。まだまだ私ども十分そのところまで考えた政策になっていないのが現実であります。先ほど言いましたように、どういった視点でこの事業に取り組んでいくのがいいのか、どこにそういういろいろな課題があるのかということ、それはまだ十分正直把握できていない状況であります。今回いただいたご意見など、1つの産業だけに限らず地域としての、極端に言えば日本国じゅうの大きな課題なのかもしれません。そういう中で視点をまた変えながら議論を進めて対応策というものを検討していきたいなと思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 以上、終わります。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、7番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 本年最後の定例会に当たり一般質問をさせていただきますが、師走の初旬を経過し、平成19年も残すところ20日余りとなり何かと忙しい時期になりました。本年は食に関する偽装問題といいますか、事件が数多く発生、摘発された年でありました。また一方では、戦後の農地改革以来、最大の改革といわれるところの品目横断的経営安定対策が施行され、このことについては、先の斎藤議員の質問のやりとりもありましたように、当町のみならず全道においても大変な事態を招いている結果になっております。当町の予算編成における歳入にも少なからず影響があるのではないかと想像するところでもあります。この制度が導入される時点で関係団体にてシミュレ

ーションがなされておりましたが、10%程度の収入減は予想されたところでありました。農水省の出先機関である農政事務所との勉強会においても確定したものが少なく、具体的な要望もできないまま現在に至っております。結果、予想をはるかに上回る収入減となることがはっきりしてきている。多くの農業者が困惑している現状にあります。一刻も早い対策が望まれておりますので行政としても町内外の関係機関を連携を図りながら手をこまねることなく、基幹産業である農業を守り育てるべく対策の要望と喫緊の課題として取り組んでいただきたいと考えております。地域の維持、発展を考えるならば全町上げて取り組まなければならないといふように考えております。今までおおむね安定した行政の仕組み、制度及び住民生活があらゆる点、部署にて歪みやほころびが顕著に際立った一年でもあったように感じ、速やかに現状を見きわめ、流行り言葉のようにもてはやされている改革という言葉ではありますが、それ以上のものを今後つくり上げていかなければならない時代ではないかと痛感しているところであります。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本年4月、43年ぶりとなる全国学力調査が小学6年生、中学3年生を対象に実施されました。内容は、国語の知識、活用に関する問題、それから算数、数学も知識、活用に関する問題ということです。目的は義務教育の機会均等とその水準の維持向上ということが目的とされておりまして、当大空町においても児童、生徒の学力、学習状況をまず把握、分析すること、その上で教育及び教育施策の成果と今後の課題を把握し改善するとしたものでございます。この件について6点にわたり質問させていただきたいと思います。

1点目、国語、算数、数学の知識、活用に関する調査結果はどのようなであったか。2点目、その結果、本町としての課題としてはどのようなものがあるのか。3点目、その課題についての改善策はこれからどのようにしていくのか。4点目、地域の規模による差、これは例えて言えば大都市と過疎地、そのような地域の規模における差はどのような結果であったか。5点目、児童、生徒の学習に対する関心度、意欲、態度及び生活習慣についての現状はどのようなであったか。6点目、学校教育に関する計画についての考えについて。以上、6点をお伺いをしたいと思います。

次に、学校の施設整備についてお伺いいたします。

1点目、今後、生涯学習施設としての機能を備えた小学校の改築を考えておられるようですが、生涯学習施設としての具体的な中身についてお伺いしたいと思います。2点目、大空町として学校の適正な規模について検討をされるということですが、これはどのようなことを意味しているのか。また女満別地区豊住小学校との兼ね合いについてはどのように考えているのか。3点目、現在小学校に併設されている給食センターについては今後どのように考えておられるのか。4点目、改築に当たり、PFI手法の活用についての検討はなされたのかどうか、この件について質問しまして1回目といたします。

以上です。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 坂本議員のご質問にお答えをしたいと存じます。ことし4月に43年ぶりに全国学力テスト並びに学習状況調査が実施されたと。その結果についてということでございますが、この公表にあたっては文部科学省及び北海道教育委員会から、次のような指導通達がきてございます。それを一つの前提として、この後お話をさせていただきたいと思います。1つ目は個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。2つ目、序列化や過度の競争が生じるような公表の仕方にならないこと。3つ目、個人の情報については不開示情報として取り扱うこと。こういう指導通達が参っておりますので、この範囲の中でご答弁をさせていただきたいと思います。それとあわせて女満別中学校がちょうど実施の日にインフルエンザによる学年閉鎖、学校医と相談した結果、学年閉鎖をした方がいいという指導を受けたということで、数学と学習状況調査については女満別中学校、実施できていません。文科省の方からもその結果については当然きていないということでございますので、それは除いて説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目の国語A、B、算数A、Bの町内の状況でございますが、小学校につきましては全道平均と同じレベルにあると。ご承知のように全道の平均は全国で下から2番目、沖縄そして北海道となっています。全道平均と同じところに本町の小学校の水準はあるということでございます。領域によっては、全国平均より点数が上回っているものもございました。小学校の知識の面では話す、聞くという能力は全国平均上回っていたというものもございました。中学校の国語ですが、全道平均より知識の面はやや下と、活用の面はかなり下回るなという面もございました。その両方あわせると、やっぱり活用の面という点が、Bの方がかなり劣るなという結果でございました。しかしながら、中学校でも国語の読む能力は全国平均より高い得点を取っている、そういう領域もあったということでございます。それから算数、これは小学校だけになりますが、AもBも全道平均並みということでございます。並みというのはどれくらいの幅で言うのかということですが、1.0前後ということでご理解いただければとこのように存じます。

そうした結果から本町としての課題でございますが、小学校は全道平均と同じところにあるのですが、中学校の国語では活用する面、応用面が弱いということが指摘できます。それから算数については、これはAもBも知識もそれから応用の面も全道平均並みなのですが、全国と比べるといずれも両方とも劣っているなというような状況にございます。

そういう結果を踏まえて、今後どのような取り組みをしていくことがよいかということでございますが、いずれも国語においても算数においても活用する面、応用する面というのが劣っているということでございますので、国語の授業や算数の授業において私たちが子供の頃に習った応用問題という面の解決の仕方、させ方、取り組ませ方、そうしたものの改善、充実が望まれるなというように思っております。この結果を文科省からいただきまして、校長会議等でそれぞれ自分の学校の国語A、B、算数A、Bの問題点、特徴、その他について分析をして学校の中で授業の改善、充実に努めなければならない面、あるいは年間の指導計画を見直していかなければなら

い面、あるいは校内研修で先生方の指導力を向上させなければならない面、それらについてそれぞれの学校に応じた課題解決に努めるよう指示をさせていただきます。

それから4点目の地域規模による差でございますが、今回の全国の調査結果を見ましても大都市の東京がトップかと思いきや、そうではなくて、上位の方に一番上の方にあつたのは秋田を中心としたものがあつたということで、必ずしもこの大都市、過疎ということの比較は当たらないのではないかなと。全国的な傾向でございます。町内の学校規模と正答率との相関を見ましたけれども、相関は見当たりませんでした。規模には関係ないという結果になったということでございます。

5点目、今回は中学校が学習生活状況調査、女満別中学校できていませんので全町的な比較は文科省から送られておりませんでした。小学校児童の六年生の回答から申し上げますと寝る時刻と起きる時刻が一定している子供の割合は55%から63%ありました。この子供たちは算数A、B、国語A、Bの正答率が高かったです。これ総合分析で相関で出していく分析で送られてきた資料なのですが、それから宿題をしている、予習をしている、復習をしている子供たち、これ上から90%、38%、55%という数字が出ているのですが、そうした子供たちも国語、算数の正答率が高いという相関結果が出ております。それから先ほど斎藤議員の質問の中でお答えしました総合的な学習の時間、これが好きかという設問があるのです。ちょっとその前にこの生活習慣についての質問は全部で99%でございます。それにこの中から主なものだけいまピックアップして答弁しているのですが、総合的な学習が好きという子供が68%いるのですが、この子供たちの国語、算数の正答率の高いというのは、その相関でも非常に高い、つまり総合の時間というのは国語で習ったこと、算数で習った、社会や理科で習ったこと、総合的な力を駆使して取り組んでいかなければならない。そういう学習が好きな子供は国語A、B、算数A、Bの正答率が非常に高いと、本町の子供たちですね。そういう結果が出ておりました。そのほか、勉強時間を決めているという%、54%なのですが、この子供たちも総合学習が好きという子供と同じように正答率が非常に高かったです。あと、相関がないというものでちょっと主なものを申し上げますと、テレビゲームをする時間、テレビやDVD、ビデオを見る時間が多い、少ない、それから勉強の準備ができる、身の回りのことを自分できちんできると、そういう率と国語の正答率、算数の正答率、A、Bの高さとは全く関係がないという、そこには相関がないという、そんな結果が送られてきておりましたのでご紹介を申し上げます。

6番目、学校教育計画策定の考え方ということでございますが、町民の誓いが6月に制定をみて、それから総合計画の答申をいただいているという、そういうことを背景にしながら現在暫定として動かしております大空町教育目標、学校教育目標、社会教育目標の見直しをまずしなければいけないなど、このように思っております。それらを見直すと同時に総合計画の中にのびやか文化のまちづくりということで盛り込んだ内容をさらに具体的、実践的な内容として計画化してまいりたいということ。3点目は、20年度、年が明けまして中央教育審議会から正式な審議結果の答申があります。その答申を受けて今度は教育過程審議会というところが答申をします。その教育過程審議会の答申を受けて新しい学習指導要領が告示をされます。この一連の流れ

の中でこれから10年間の日本の教育の動向があらかた示されて、方針も示されてまいりますので、そうした流れも抑えて大空町教育計画の中には反映をさせたいというふうに考えてございます。いずれにしても20年度中にそれらの答申が出てまいりますので、また北海道も北海道教育推進計画というものの策定に入っております。それらの動きも見ながら20年度当初には学校教育、社会教育含めて大空町教育計画という形でまとめていきたいと考えてございます。この教育計画は改正されました教育基本法が一番最後の条項の中で、それぞれ地方公共団体は教育振興計画を策定しなければいけないという条文も新たに加わりましたので、そんな観点からもこれらの整備に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

それから大きな2番目の学校施設の整備、充実についてでございますが、まず1点目として、生涯学習施設として機能するというその考え方はいかなるものかというご質問でございましたが、地域住民が生涯学習を行うために利用できる開かれた施設と、こういうコンセプトのもとにこの考え方、そして具体的な進めをしたいというように思っております。特徴として抑えてございますのは、まずそうした方々が専用に入入りすることのできる玄関の設置が必要だよなということが1点。2点目は地域住民の方々が触れ合うことのできる、あるいは集会を行うことのできる場所の設定、これは学校施設と共用であるのですが、そうした観点からの設置位置の取り方、そんなことも考えたいということでございます。3点目ですが、地域の方々が生涯学習の観点から利用できるような特別教室やホールというものも学校の施設ではありますけれども、利用できるような観点到立って設置をしていければと思っております。図工室でどんなことができるかと言いますと、木工をやったり、陶芸をやったりと。あるいは音楽室ではコーラスの練習ができると。家庭科室では調理ができると。それから図書室では調べ物や読書ができると。あるいはこの多目的ホールではちょっとした集会ができると。コンピューター室ではパソコンの学習ができると。そんなことを想定しながら施設の設置を構想してまいりたいと思っております。それから4点目ですが健康の保持増進、維持のために運動やスポーツのためにグラウンドや体育館も利用しやすい形になるように構想してまいりたいというふうに考えております。

それから2つ目の適正な規模ということで豊住小学校のことも考えてということでご質問いただきました。1点目は女満別小学校の学年の学級数を2学級、学年2学級を維持していけるという一つの条件を持っております。2点目ですが、現在0歳時から5歳時までそれぞれ子供たちが生まれておりますが、そうした幼児児童数の出生の数及び児童数の減少傾向を把握しながら考えていかなければいけないと思っております。これら1つ目と2つ目をあわせて女満別小学校を改築するのにあわせて豊住小学校との統合ということも一つの視野に入れて今後地域と話し合い等に臨んでまいりたいと、このように考えてございます。

それから3番目の給食センターについてでございますが、女満別の給食センターは昭和58年に建設をされてございます。センターの方から資料を取り寄せてみますと、平成に入りまして焼き物機械、冷凍冷蔵庫、ごみ処理機、保管庫それから平成17年アスベスト問題に絡みまして炊飯器や盛り付け反転機、洗米機なども更新してございます。それから2番目として地下の配管の劣化等の進行もありますが、これについて

は定期的な修繕を繰り返しながら対応してまいりたいと思っております。もう一つ考えの視野に入れておかなければいけないのは東藻琴の給食センターとのかかわりでございますが、こちらの方が平成8年の建設でまだまだ新しいということでございますので、当面の間、両地区にそれぞれ給食センターを設置したままで考えていきたいということでございます。

それから最後、PFIの活用の考え方についてでございますが、私どもの職員、道教委が主催する研修会にも行って研修もしてまいっております。そんな中で現在のところ申し上げられるのは、このPFIの対象として公立学校の整備、維持、管理業務の全部を含めた中で動いているという。単にこの建物を建てるだけという形ではまだないということがわかりました。女満別小学校の改築、これからやっていくにあたりまして、設計から建設をしていくまでの範囲ということは当面の大きな課題でございますが、維持、管理等までそうしたものに移していくということは考えてございせん。2つ目ですが、このPFIを導入するには調査検討機関が最低1年かかるというふうに先進事例の中からもわかってございます。通常の業務にこの建てていくために必要としないような準備の期間やさらにその検討機関に経費がかかるということもありまして、女満別小学校はご存知のように平成15年に体力度調査の結果、危険校舎であると指定を受けていることもありまして、そうした時間的な余裕がなかなか取れないということで、早急に安全な施設をつくりたいということもございます。それから3点目ですが、このPFIを推進していくためには、役場庁舎内に各分野の専門する職員からなるプロジェクトチームを編成して数名の専任の職員を置いて、研究調査していくということがございまして、札幌市の坂本議員も一緒に私らと視察した資生館小学校はこのPFIに移すのに3年という時間をかけて実際そちらに移しているということもわかってございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 学力調査の件について、全道平均とほぼ同じぐらいの結果であったということなのですが、この中で活用する力が不足しているということなのですが、この部分についてのことで読書なんかは前回の定例会でもその図書の整備という面でお伺いした経過あるのですけれども、やはり読書時間も確保しているというような答弁をいただいたところなのですけれども、それが果たしてどのような結果に結びついているのかなという興味もあってこういう質問をさせていただいているわけなのですけれども、その辺の兼ね合いについて実際どのようなところで評価といいますか、結果としてこうであったというものが感じられるのかどうか、その部分についての感想もお伺いさせていただきたいと思えますし、算数、数学においても基本的には国語の力、読む力がなければ他の教科も全部影響してくるというのが基本、問題になるのではないかと思います。そういったところでいかに国語の力がどれだけ充実しているかということ、充実させていくか、そういったものを的確に把握していただいて、改善策を練っていただかなければ仮に何といいましょうか、算数、数学が仮に得意であったとして

も、応用的なところになると、つまづきが出てしまうという結果にも当然つながっていくことでありますし、答弁の中にも応用面での改善充実が必要だとくことも答弁としていただいていますので、そういったことを今後十分に力を注いでいただきたいと思います。たまたまきのうの10日だったと思いますけれども、日本教育新聞の記事の中に北海道教育委員会が全国学力学習状況の調査の結果を受けて、5つの提言というのをまとめたという記事が載っておりました。1つ目は学習内容がしっかり身についているかどうか確かめるということですね。それから2つ目、授業以外でも学習する場や機会をふやす。3点目、朝の読書や家庭で読書する習慣をつける。4点目、子供に生活時間に使い方について聞いたり話し合ったりする機会をふやす。それから5点目、楽しく食事を取る習慣をつける。こういったものが道教委ですから当然学校の方には来ていると思うのですが、たまたまそういうことが新聞記事として載っておりました。それで先ほどの答弁になかったわけですが、こういった食事の習慣なんていうのは家庭でのかかわりがかなり大きなウエイトを占めてくると思うのですが、その改善点、これから進めていく上での家庭でのかかわりの部分、それから地域での関わりの部分、この辺についての今後の取り入れ方といえましょうか、取り組みについてのことをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、1点目から順にご答弁をさせていただきたいと思いますが、読書の効果ということでございますが、先ほど1回目のご答弁の中でも申し上げましたように、全国平均より上回っているのが小学校では話す、聞く能力、そして読むのもほとんど変わらないのですよね。それから中学校では読む能力はこれ全国平均を上回ってございます。ということで私は個人的にはうちの町はずっと読書を大事にしてきている結果が全国平均を上回るところにある意味表れたのではないかなという、そんな感想を一つ持ってございます。それから2つ目の算数の読み取る力に国語の力がベースになるのではないかというご指摘ですが、実は、今回文部科学省が実施しました全国学力検査というのは何を基づいて文科省が全国的に実施したかというそのきっかけは、平成16年にOECD経済協力開発機構が先進国で実施をしたのですよ。その結果、日本の子供たちの力が順位がトン、トン、トンと落ちていったと。その落ちていた部面、つまり一番の問題は応用面なのですね。論理的な思考力、いろんな資料を使ってそれを解決に導いていくという、これ国語も算数もそうなのですが、そこが落ちているということに文科省は気づいて、これは何とかしなくちゃいけないということで、ほとんど今回の学力調査の内容構成、特に応用面はOECDでPISAというのですが、その問題の傾向にあわせて作成しているようです。つまり、国際的な結果と我が国として独自にしてやった結果との符合をそこで見たかったということなのですね。ところが、今回このPISAの結果、ついこないだ発表になりましたよね。高校1年生です。高校1年生というのはその前に小学校でそれから中学校で3年間、高学年つまり新しい学習指導要領の中で育ってきた子供たちの結果が今回PISAのその結果で出たというようなマスコミの論調もありますが、現在の学習指導要領の中

でそうした応用的な面を重視するという、その抑えがやっぱり弱いという結果でもあるのですよ。つまり今回の結果の中で特に書き出してあるのは、国語でというのが弱いかというと、長い一つの文を二つの文に分けて、そして書きかえをしていくという。これは非常にうちの町の子供の場合弱かったですね。それから、ある文書の中でこれは課題だよと取り上げられていることについて、それを要約していく力、要約してコンパクトにする、まとめ直すという、そんなところが弱い。これはもう明らかに応用的な面なのです。それから算数ではどういうところが弱かったかと言いますと、知識の面では掛け算と割り算と掛け算、割り算の中に整数、少数を混ぜこぜにして、そして計算させると、これがとにかく弱かったですね。もう一つは地図があつて、その中に地図から図形を見つけさせてその図形からこの一定の条件下で計算をさせると、そういうところが弱い点。こうしたかなり入り込んだ問題というのは、今の教科書の中では本音はたくさんないのですね。一番最後、応用問題いっぱいあるうちの一番最後ぐらいにポツとレベルの高い問題が入っている。そういうものに対する授業の中における取り上げ方、そういう視点から解決をしていくという授業の展開の仕方、そうしたことについては、これから課題にしていかなければいけないということで考えてございます。それから、北海道教育委員会が5つの提言をされた中で定着を確かめるというのは、これは従来から言われていることでございますし、2つ目の学校以外というのは、これはPISA以外の国際学習状況調査の中での日本の子供はテレビを見る時間が一番多くて、家庭学習の時間が先進国で一番少ないという結果が出てございます。そういうことで、学校の学習と家庭での学習とつなげるということはこれから大きな課題だろうと思います。先ほど、正答率が相当高いと言った中に宿題をする、予習をする、復習をするといった子供の算数、国語のA、Bの正答率が非常に高いという結果も出てございますのでこれは一つの実証資料として今度学校とも協議しながら高めていきたいと思っています。ただ読書の習慣については、一番最初の回答でご理解いただけたと思います。それから問題はこの生活時間の取り方ですね。これについては、早寝早起きしている子の正答率というのは相関は高かったのですが、そのほかについては、ちょっとまだ十分に私、読み取っていませんのでちょっとまた調べさせてください。それからもう一つ、食事の問題ですが、前回の9月の議会の時にもご質問いただいて、現在学校の養護教諭を中心にして朝食の時間の取られ方等について今詳しく調査をしていただいております。ご承知のように食事については一人で食べる個食、それから偏った食べ方をする偏食、その他一つだけの品物だけを食べるなんだったかな、何とかだけ食べというのがあるのですが、そうした特徴的な状況が食事のあり方の中には出ていますので、これははばたきの中でも一度私、去年ご紹介申し上げたのですが、その食事とこの学習との関係についても、もう少し学習状況調査詳しくこの後調べていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 実際こういう話をしながら、私自分自身が子供のころ実際にそのようなことをやったのかなと思いながら考えていたのですけれども、ただちょっと家庭とのかか

わり、地域とのかかわりという面でのお話がなかったように思うのですが、やはり親が、私の場合祖母だったのですが、その食事に対して非常にうるさかったというのが記憶にあるのです。正直言って、あまりいいものは食べてなかったのですが、とにかく何か腹に入れていけというようなことを口うるさく言われながら子供時代を過ごしたような記憶もありますので、そういった実際きちんとした生活習慣と食生活が基本になるのであろうというようなことも思いますし、またそういった中から次の子供の義務教育の期間というのは人間の一番の基礎になる部分をいろんな面から育てていかなければならない、築き上げていく時期でもありますので、そういったところの指導をあらゆる方面から配慮しながら取り進めていっていただきたいと思います。これもまた教育新聞なのですが、これはちょっと地域が比較するに適当なのかどうか分かりませんが、教育基本条例制定というような取り組みもしている地域が出てまいりました。これは地域を挙げた人づくりというのが大前提になってくるのですが、人づくりを地域づくりで進めるということで、教育の責任が第一義的には親にあるというのが第1点、それから区民が地域活動に参加することや区の施策を教育の観点から進めるといった内容が大きな柱になりながら一つの条例として定めながら取り組む傾向が出てきているのです。ですから、今までいろんな関心のある人だとか関係者が一生懸命やってもなかなか全体に取り組みづらい、結果的に取り組めなかったということで、こういった条例のような形にしたもの、せざるを得なかったのかなど。また反面その杉並区と僕わかりませんが、また全体的に関心が高くてそういったもうちょっと充実させたものにしていこうやということで改めて条例になったのか、その辺のことはわかりませんが、やはり地域の協力、かかわりというのがかなり大きなウエイトを占めるのではなかろうかと、そういったように感じております。地域的にもこの大空、田舎ですからいろいろ農作業の関係だとか、いろんな面でかかわり方の制約はあるとは思いますが、やはり一昨日ですか、高齢の方はかなりいろんなところに積極的に参加されております。そういった元気のいい高齢の方にぜひお手伝いをいただくというのも、これ立派な地域の参加、参画になるのではないかと、そのようなことも考えております。

それから、もう一点ですね、ちょっと関連しますので、ちょっと学習内容からは外れるのですが、これも北海道教育委員会の命の大切さ小中高生の調査というのがたまたまけさのこれも教育新聞だったと思うのですが、それで見たのですが、その命の大切に関する調査ということで小学2年、4年、6年、中学、高校とそれぞれ、中学、高校は2年生の関係なのですが、約5,000人の意識の中で赤ちゃんが生まれて嬉しいと思ったのは小学4年生が80%ぐらいあったそうなのですが、それ以外はその嬉しいと思う気持ちを持った人が少なかった。その8割より少なかったという意味なのですが、なおその高校生になりますと嬉しくないという人が2割以上いたという、これも調査のアンケートの結果なのです。ですからこれちょっと同じ学校教育の中でやはり命の大切さ、いろんな事件、事故なんかの絡みもありますし、そういった観点からもこういったものも、これは通告に入っていないんですけども、たまたま目にした記事なものですから、その辺も含めてこれからの考えをお伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それでは、1点目、地域、家庭との食事のかかわり、ちょっと抜けておりまして申しわけございませんでした。ご指摘のとおりそれらについてももう少し調べながらいきたいと思いますが、基本的に全国のどこのいろんな調査をやっても基本的な生活習慣がきちんとしている子供さんは学習成績がいいと、それから心の豊かな子供に育っていると、これはどの調査を見てもその結果が出てございますので、それらを各家庭においてきちんとしていく。そのためには、やっぱり模範となる毎日背中を見せ前を見せている親の生活の中でそうしたものを子供たちが自然に学べるような環境づくりということも一方では大事ななという気がします。1点目はそういうことでご理解をいただきたいと思います。

それからもう一つですね。基本的生活習慣につきましては、どこの学校でも学校によりや学級通信等の中で休みに入る前に細かく指導していますし、実際の学級指導の中でも展開をしているというように聞いてございます。それから2つ目の教育基本条例についてですが、新しい動きだと私も存じ上げております。当面先ほどご答弁申し上げました大空町教育計画づくりの中で学校教育、社会教育ですね、総合計画にあわせてこの2007年までのものを構想していこうと思っておりますが、そうした中であわせて考えさせていただければと、このように思います。それから今回町民会議、町長が会長をしております青少年問題協議会の会報を出して、それから広報の中でも子育て10カ条という、具体的に10カ条として広報の中に入れさせていただきましたし、学校を通して配らせていただいたのですが、そうした中でも子供側、親側双方からの守るべき育むべき内容について提示はしてございます。これは1回提示したからそれで定着するというものではございませんので、ご指摘のとおりそんなものも考えていきたいと思っています。九州の福岡かどっかでしたか、子ほめ条例というものをつくっている町などもございますので、そんなことも今後研究をしながらまいりたいなというふうに思っております。それから前に女満別町時代にどなたか、森議員からご質問があったかと思いますが、家庭教育推進協議会の中で実際に中学生が幼稚園に行って、幼稚園と触れ合う、中学生が赤ちゃんに触れ合う時間をつくると、こういう取り組みをやってございますし、高校生を対象にあすの親となる中学生、高校生講座というのも家庭教育推進事業の中でも取り入れてそうしたかかわりをできるだけ持たせる、あるいは早くのうちからそうした認識を持たせるというのは、取り組みをしながら、先ほどご指摘のように赤ちゃんが生まれても嬉しくないという、そうした数値にならないような取り組みをしたいと思います。この背景には、現在の出生率が1.3をもう割っているというような中で、本当にこの時間的にも経過的にも身近に赤ちゃんをなかなか子供たちが自分の邸内として触れ合うという、遭遇するというようなこともなかなか少なくなっているようなことも一つの背景にあるのかなと気もしておりますが、いずれにしてもそうした命の大切さが育まれる様な方向になるように家庭教育推進講座の授業についても、またそんな観点から見直しを図っていききたいと、このように考えてございます。そんなことでまたご指導等賜ればと思います。

以上でございます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ答弁なりお考えを聞かせていただきました。いずれにしても、これから将来を背負って立つ大事な人材の育成という一番大事な部分にかかわっている部分でもありますので、きめ細かにまた教育そのものに配慮をいただきたいと思いますし、またこれから先の地方分権という考え方の中からいきますと、いろんな意味で地域独自の施策なんかも要求されてくるようになるのではないかと思います。いろいろ文部科学省、北海道教育委員会みたいなどころからの指示は非常に細かくはあるのでしょうけれども、ゆくゆくは北海道独自といいますか、大空町独自の地域の実情にあわせた教育内容を選択しなければならない。つくり上げていかなければならないということになっていこうかと思いますので、そういったことも視野に入れながらこれからの教育行政を進めていっていただきたい、そのように思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 北海道の長期教育計画は今年度平成19年で終了するのですよね。それで20年度から10カ年に向けた北海道教育推進計画を構想してございます。その立て方もこれまでの北海道長期計画とは大分視点を変えた構想の仕方になってございまして、先だって意見を聞く会の中で参加して拝見させていただきました。それも先ほど申し上げましたように教育基本法が改正になってそれぞれ都道府県は自分のところの教育構想を持ちなさいということを受けているようにも感じてまいりましたので、それを参考にしながら大空町ならではの教育ということも今後教育計画を策定していく中で考えてまいりたいと思います。先ほど午前中に斎藤議員からご質問にありました農業教育関係の一つの形ですね、特区申請はしていませんけれども、ほとんど内容的には今そういうところまで学社連携の中できていると、そういうことも一つ大空町の中心的な産業は農業であるということを基盤にするならば、そうした取り組みも一つの特徴ある大きな取り組みになっていけるのかなと、そこに心の教育もかかわってくるし、あるいは地域の人材も活用することができるし、そんな意味で今の午前中にご答弁申し上げた内容なんかも大事にしていきたい一つだなと、このように考えてございます。いずれにしても、新しい学習指導要領の中でまた新たな国の施策も出てくると思いますが、そうした中にあっても大空町のこれまでの両地区で育まれてきた教育のよさを継承しながら新たなものをまた模索していくと、そんなスタンスを持ってまいりたいとこのように存じておりますのでご指導いただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 それでは、学校施設の整備についての部分に移りたいと思います。いろいろ生涯学習施設として構造的には専用の玄関、それから内容的には触れ合い集会施設の

な用途ですとか、特別教室のスムーズな利用を考える、健康増進のための施設にしたいというような内容をお伺いしたのですが、これいろいろ道外も道内もそういった施設、見学させていただきました。これやはり機能的にはやっぱり構造的な部分というのが一番問題になっているというのは話を聞いた経過があります。そのシャッターですとか壁できちっときかなければならない。それから安全をどのように確保するかというところからいっていると思うのですが、ただやはりその一番これから望ましい、私もこういう生涯学習施設的なものというのは望ましいというふうに考えているのですが、前にも話したかと思うのですが、今家庭は核家族化がやはりこの地域でも多く見受けられます。高齢者との触れ合う機会というのが非常に限られた部分にしかなくなっていません。その中で先ほども話に出てきておりました餅つき大会だとか何とかいろんな面では三世代が触れ合ったり、そういった行事的なことが行われてはいるのですが、もうちょっと数多くそういった機会を持つべきではなからうかなと、そんなふうに考えるのです。やはり今先ほどもちょっと言いましたけれども、高齢の方というのは非常に今恵まれておりまして、恵まれているというか、大空町は恵まれておりまして、元気な方が多いというふうに僕は思います。そういった中で少しでもそういう子供さんとの触れ合いによっていろんなお年寄りの知恵を授かるというか、教えていただく、そういった機会を持つ意味ででも同じような同じ建物の中で集うことのできるものの方が望ましいのかなと、そんなことを考えているものですから、こういったものが十分に機能できるようなものをこれから検討していただきたいと、そのように強く思います。それから適正規模ということについてなのですが、何かの特別な状況変化によって生徒さんがふえるということがあるのか、ないのか、これからいろんな面であれだけでも、今現状でいけば、じり貧というような傾向でなからうかなというふうに思いますが、ただ一時的には私の息子の年代というのが第二次ベビーブームといいましょうか、今30歳前後が数的には多いですから、その人たちの子供というのがこれから小学校に上がる年齢になってくるのかなと、そんなようなことも考えております。ですから、そういった時代によって多少の浮き沈みがありますが、その適正規模の中で豊住の小学校も統合を視野に入れてこれから考えていかれるということなのですが、これ今地域のかかわりを大事にしないといけないと言いつつ、これがなくなると段々と薄れていく、大きな学校になると地域とのかかわりというのが薄れていくような逆の結果になりかねないのですけれども、そういった中で地域の人と十分な話し合いといいましょうか、仮に統合ということになった場合でも、それに代わる何か代わるものがあるような一つの方策、そういったものも兼ね合わせて検討していただかないと、学校なくなると本当に寂しくなっちゃうのですね。集まる機会も減ってしまっているようです。今までのその統合の後を見ますと。ですから、そういった中で地域のつながりを大事にする、子供さんとのかかわりを大事にするという今までせっかく醸成された部分をなるべくなくさないような方策もあわせて検討していただきたい、そのように思います。

それから、給食センターなのですが、いろいろ修繕を重ねながらということで58年建設ですから、今24年、25年目を迎えようとしているようですし、また東藻琴地域については平成8年でしたか、約10年を迎えようとしているわけです。

ただ今後全く別のところに新たにつくるのか、それもと給食業者に渡すような方法も考えにあるのか、この辺ある程度今ちょうどいい機会ですから、そういったものもあわせて考えておく必要はなかろうかと思うのです。もう25年ですし、中の設備なんかも見ますとかなり、かなりの頻度で修繕を加えているというのは話も実際聞きます。これが10年、15年もつのだよというものであれば、今こういうことで申し上げることもないと思うのですけれども、そんなにそんな長くもたないというふうに思うものですから、あえてこういうことを言わせていただくのですけれども、同じ全く別の建物になって予算といいますか、これたぶん補助金の絡みも当然関係してくると思うのですけれども、そういった中でもうちょっと時間をかけてその辺もあわせた検討というのもできないものなのかなというふうに考えているところです。お互い女満別地区25年、東藻琴10年、いずれどうにかしなきゃならない。1カ所にするのか、あえて2つずつ別に更新していくのか。こういったものもあくまでも長期的な一つの考えといいますか、方針を持っていないと、また新たな問題になるのではないかと考えるものですから、あえてこのようにお聞きするのですけれども、教育長並びにその町長も一つ考えがあれば答弁をいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 3点ございましたので、1点目から順次お答えを申し上げたいと思います。

日常的な触れ合い、本当におっしゃるとおりだなというふうに思います。本州の先進学校の中には高齢者の施設を校舎の1階に併設しているというような学校もございますよね。管内では北見市が平成17年に小泉小学校、平成18年に三輪小学校建設してございます。一番の高齢者と子供たちが触れ合えるのはさっきの豊住小の畑の先生もそうですが、休み時間あるいは放課後等におじいちゃん、おばあちゃんが来てくださって図書館で読み語りをしてくれるとか、昔話を話してくださるとか、そんな触れ合いとか、あるいは一緒に図工の時間に一緒にこの絵を描いてくださる。そういう意味で学校支援ボランティアに近くはなってきますが、そうした環境整えていくとすれば、三輪小学校は3階に図書室があるのですよね。小泉小学校は1階にあるのですよね。私はそうした高齢者の方々との交流、触れ合いを考え、あるいはもし女満別小があそこの場所に建つとすればかなり図書館からも離れているということも考えるとですね、やっぱり1階あたりにそうした触れ合いもできるようなスペースも取ったりして、図書室をつくっていくということなんかも一つの今議員がおっしゃられている観点からの解決の方策の一つになろうかなと、このように考えてございます。

それから2つ目の適正規模のことについてでございますが、この後平成25年まで女満別小学校、豊住小学校の1年生から6年生までの人数を見ていきますと、今の文科省の定数でいきますと、41人を割る学年が出てきます。一時的にですね。ですが、後はずっとまた41人以上になってですね、ずっと2学級になっていくと。そんな中で豊住小学校の子供たちの減りぐあいがどのような状況になっていくかということと、そのことによる教育活動の充実、特に人数がたくさんいることによって成り立つ教育活動、チームプレイ的なものですね、そうしたものの兼ね合いも当然考えていって

あげたいなということも思っています。そこで、仮にご質問がございましたのでご答弁申し上げるのですが、豊住小学校と女満別小学校の統合ということになった後、やっぱり地域とのかかわり、豊住小学校も東藻琴の給食センターと同じ平成8年の建設でございますので、まだまだ新しい。そうした後利用について、やっぱり教育委員会としても町としても有効な後利用の仕方について考えていく、そういう構想持つべきだなということは思っています。そのことによって、これまで培われてきました地域の人々との交流がさらにその施設を中心に継続発展していくということも予想されますので、そんな構想も持っていかなければというふうに考えてございます。

最後、給食センターについてでございますが、片や10年、片や25年ということで15年の開きがございます。古いのは女満別の方でございますから当然建て直していくということはいずれ射程に入ってくる課題であろうというように思います。先ほども申し上げたのですが、中の施設、備品的なものは相当更新をしてございますのでまだまだ使えていくのですね。ただご指摘のように地下の配管の部分が老朽化が激しいということで、この劣化に対する修繕をきちっと定期的にやっていく中でもう少し耐用年数を延ばしていきたいと、そういう中で財政的な推移も今後のこともございますし、あるいは先ほどご指摘いただきました業者の委託ということも当然一つの視野に入ってくるかなと思っております。近くの例で申し上げますと、清里町が業者委託を去年からやっております。小清水町は来年度から業者委託をすると。業者委託の内容はどんなことですかということで教育長同士で情報交流したのですが、調理と配送について業者委託をしていると。建物そのものは今まで町が建てていたものを使ってそこに業者が、清里の場合はえりも町に営業所がございします大新東ヒューマンサービスという会社が調理と配送の委託を受けて、それまで働いていた方々はどうなさったのですかと聞きましたら、その方々も一緒にその新しい委託業者が雇用されたというような方向で清里が動いていると聞いております。小清水についてはちょっとさわりの部分しかまだお聞きしていませんので、来年20年度からどのように小清水が業者委託にしていくのか、今後さらに情報を集めながら大空町の今後の給食センターのあり様の中にまた考えを生かしてさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 給食センターの関係につきまして、私にもご質問いただきました。当然小学校を建て直そうかというような議論の中で併設されております給食センターもあわせてこの機会に建設するべきではないか。当然の議論だろうと、そんなふうに理解はしております。女満別小学校は昭和41年の完成、給食センターは58年ということで、その間17年程度の差があるということでもあります。その差を考えた時に、この機会と一緒にやるのがいいかどうかというようなことも考えなければなりませんし、大空町の学校給食をどのように供給していくかと、片や東藻琴にも施設がございします。先ほどから申し上げておりますように、平成8年の施設ということでもあります。今後

建設をするということであれば、どの場所で一元的に行うのか、また学校単位において行うのかというような議論も出てこようと、そのように今考えております。ですから当然そういった議論、将来に向けてどういう形を考えておくということがいいのか、その結論がある程度見えてくるならば、小学校の改築の議論、建て方、構造の議論ということも影響は出てくるのではないかとというふうに考えてはおります。ですから、議論が必要ということは十分私も認めておりますけれども、それと小学校本体の議論と全部セットでなければすべてが解決しないということではないように思っております。多少の見通しを持ちながら片方で議論を進めていくというようなことがあってもいいのではないかと、そんなふうに考えております関係から、本体の方の議論を先に進めさせていただいているということでもあります。決して今の体制が自校方式、もしくはセンター方式で今、二カ所方式という形になっておりますけれども、このままでなかなか将来ともいいというふうには私自身も思っておりませんので、これは学校本体よりもさらに皆さん方いろんなお考えがあろうかと思しますので、そのあたりの意見を聞いて将来的にまとめてあげていきたいなというふうに思っております。現在の女満別小学校に併設をしております学校給食センターももともとは市街地の中に昭和43年にできたセンター方式のものを15年経った後、女満別小学校に後から併設をしたというような施設でございます。全く完全に中に包含されているというよりは、渡り廊下というような形でつながっているというような形式に今もなっております。将来的にも同じような方式で後づけになった場合といたしましても、それほど構造的な問題だとか場所的、また経費の面で二重に投資がかかるというようなことまではいたらないのではないのかなと、今時点ではそのように考えているところでございます。いずれにいたしましても、この問題に関係しましては、社会教育との施設との関係、またその他の施設との関係、給食センターの関係、また地域的な関係、いろんな兼ね合いがございますのでそういった部分、タブー視することなくいろんな議論はいろんなところでご意見を賜るというような機会というのを今後もつくってまいりたいというふうにございますので、今後ともいろんな立場からいろんな視点からご意見をいただきますように私からもお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろんな観点からの考え方お伺いしたところですが、給食センターについてはそういうふうなことで、どうしても一緒に動かさなければならないということで今の考え方は理解できたところですが、ただいずれそういった時期になると東藻琴にあるセンターとの兼ね合いの部分がありますので、設備的、容量的にも今の段階ではお互い中途半端という現状がありますので、そういったものも含めた慎重な検討をお願いしたいと思います。それから、先ほど言い忘れたのですが、PFI手法に関しましては、行政改革の面からもぜひそういう手法も検討したいというような項目に入っておりますので、こういった施設、設備にぜひ検討に値する内容ではないかということで申し上げましたので、その時間的な云々というのもありますけれども、いろいろ検

討された内容については決して後になって無駄になることではないと思います。時間の許す限りそういった手法もあるということで検討することによって効率よく有意義な建物になることを期待して質問を終わりたいと思います。

以上です。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 給食センターについてはご理解いただいたということで今後また十分時間をかけながら認識を深めてまいりたい対応を考えてまいりたいと思います。

P F I の件につきまして、先ほどああいう形でご答弁を申し上げましたが、今議員ご指摘くださいましたようにまた時間をかけて別の観点から、あるいは他の先進事例等もまた情報収集しながら十分課内で詰めてまいりたいとこのように存じます。いろいろまたご指導いただきたいと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、2番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは平成19年第4回大空町議会定例会において、一般通告書に従い一般質問を行います。

まず1番目に、農業委員会による農用地の利用関係の調整についてですけれども、近年、品目横断等の影響を受けて私の周りも環境がどんどん変化しつつあります。その中でまず1点目、女満別、東藻琴両地区における過去3年間の農用地流動状況及びあっせん基準と調整の考え方。2番目、来年7月の両地区農業委員会の合併に向けた農用地移動あっせん基準及び調整等の考え方についてお伺いいたします。

次に、自治体財政健全化法についてお伺いいたします。本年6月に成立した地方自治体健全化法では一般会計に加え上下水道はじめ、特別会計もあわせて公表をいうことがうたわれました。また12月の今月の7日ですけれども、総務省よりその基準値が発表されました。実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%、実質公債費比率25%、将来負担比率350という基準値が当初の話では今月末と聞いていたけれども7日の日に出ました。そこで、これを超えるとその後計画策定及び外部監査の設置という条件がつきますけれども、1番目として自治体財政健全化法における4つ

の指標に関し、大空町の現況及び町財政への影響についてお伺いいたします。2つ目に今後の町政運営等に対する考え方についてお伺いいたします。

3つ目に、福祉体制についてですけれども、近年皆さんご承知のとおり福祉においては障害者自立支援法及び介護保険、それから後期高齢者医療制度、そして最近では特定健診、特定保健指導等、本当に目まぐるしく変化する福祉制度においてその中でもやっぱり利用者においては適正かつ質の高いサービスの提供が必要とされる中で、現在の福祉課及び保健福祉課の強化について、そしてあわせて委託事業のあり方、関連団体等の連帯及び体制づくりについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 女満別地区農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 松田議員さんの1回目の質問に対してご答弁を申し上げたいと思います。女満別地区における過去3年間の農用地移動状況とあっせん基準とあっせんの考え方についてお答えをいたしたいと思います。女満別地区の移動実績については平成16年度農地法第3条による移動13件で14.5ヘクタール。農業経営基盤強化促進法による移動52件で215ヘクタール、平成17年度農地法第3条による移動14件で6.2ヘクタール。農業経営基盤強化促進法による移動94件で419ヘクタール。平成18年度昨年でありますけれども、農地法第3条による移動20件で30.8ヘクタール。農業経営基盤強化促進法による移動125件で723ヘクタールで、16年、17年、18年見ますと年々移動件数もふえておりますし、面積もふえているという状況下であります。次にあっせん基準と調整との考え方については、農地移動適正化あっせん基準は農業経営の規模拡大、農地の集団化等を目的として昭和46年に設定し、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用関係の調整に関する手続き規程は認定農業者を対象として農用地の位置、その他の利用条件から見て最も効率的に利用できるものに対して調整を行うことを目的として平成3年に設定されておるところであります。この基準、それから手続き規程に基づいてあっせんを行っているところであります。現在のあっせんの方法でありますけれども、東藻琴地区農業委員会を参考にいたしまして農業委員会3地区を去年の4月から実施をしているところであります。地区分けにすることにより同様な経営形態地区との統一が図られると共に、側面からの意見が聞くことができるようになっていくところでもあります。継続の賃貸借のあっせんの方法でありますけれども、継続の案件については貸し手、借り手の方にお集まりをいただきまして担当委員会であっせんを行っているところでもあります。新規の賃貸借、売買のあっせん方法でありますけれども、申し出までの基本的な事項についてはパターン化しておりますけれども、申し出、ここで行われる募集方法、周知の範囲については担当委員会を決めておるところであります。あっせんを行うときに申出者全員にお集まりをいただきまして、あっせんの内容等について担当委員さんの方で説明をしておるところでありますけれども、そういったことで理解をいただいているものと認識をしておるところであります。受け手が多数の場合、面積にもよりますがすべての方に満足をしていただけないという状況もおきており、

現実に私もそのことは十分理解をしているところであります。そういったことで担当委員さんも大変苦勞して調整を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

来年7月の両地区農業委員会の合併に向けた農用地の移動あっせんの基準及び調整の考え方について、私の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。統合後の関係につきましては、農業委員会調整協議会の中で協議いたしましたけれども、基本的には新しい農業委員会の構成の中で決定することとなっているところであります。統合後も選挙区は設置する予定であります、農業委員会としては一つでございますので担当委員会の再編並びにあっせん方法の統一、それから標準小作料並びに売買単価等の見直しを行うように対処してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 東藻琴地区農業委員会会長。

◇東藻琴地区農業委員会会長 松田議員の質問に従い、ご答弁させていただきます。東藻琴地区における過去3カ年の農業地移動状況及びあっせん基準とあっせんの考え方についてお答えいたします。東藻琴地区の農地移動実績ですが、売買、賃貸借、使用賃貸にかかわる数字です。平成16年度は農地法第3条による移動は11件で108ヘクタール、農業経営基盤強化促進法による移動は42件で275ヘクタール、合計で53件の383ヘクタールとなっております。平成17年度につきましては農地法第3条による移動は19件で127ヘクタール、農業経営基盤強化促進法による移動は51件で286ヘクタールで、合計で70件の413ヘクタールとなっております。平成18年度におきましては、農地法第3条による移動は11件で62ヘクタール、農業経営基盤強化促進法による移動は69件で326ヘクタールの合計で80件の388ヘクタールとなっております。あっせん基準と調整の考え方について説明いたします。農業経営の規模拡大、農地の集団化、効率的な用途を目的として昭和54年、農地移動適正化あっせん基準を設定し、また農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用関係の調整に関する手続き規程は認定農業者を対象とし、農用地の位置、利用条件から見て最も効率的に利用できる方に対し調整を行うことを目的として平成14年に設定し、この基準、手続き規程に基づいてあっせんを行っているところでございます。現在のあっせん方法でございますが、東藻琴地区は対象区域を3区域とし、先ほど阿野会長の方からご説明があったとおり委員全員が区域に分かれてあっせん業務を行っております。区域割りをすることにより、担当地区の実情を十分に把握することができ、審議においても一貫性が図られております。またほかの地域の担当委員からの意見も聞くことができるようにしております。継続の場合の賃貸借のあっせんがありますが、貸し手、借り手の双方にお集まりいただき地区担当委員会であっせんを行っております。地域の賃貸借、売買等のあっせんがありますが、出し手が申し出をした後の周知する範囲、方法については委員会で期限を決めて賃貸借及び売買の内容等を広域に周知しております。あっせんの時は、事前に地区担当者会議を開催し、受け

手の現況を十分把握し、対象者を決定し、貸し手要するに売り手でございます、借り手の買い手の双方にお集まりいただき、担当委員会であつせん会を行っております。あつせんには先ほどあつせん基準と調整の考え方についてご説明させていただきましたが、経営規模面積、隣接地等効率性及び集約性、担い手の育成確保等種々の条件を基に審議をし最適の方が対象になるように取り進めております。しかしご理解をいただけない場合もあります。担当委員も非常に苦慮をして調整をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 松田議員からは自治体の財政健全化について、また福祉体制についてと2点にわたりましてご質問いただきましたのでご答弁を申し上げたいと存じます。議員も言われましたように地方公共団体の財政の健全化に関する法律、ことしの6月に成立をいたしました。4つの指標を今後、毎年度公表する内容となっております。その4つの指標は1つには実質赤字比率、一般会計を対象とするものであります。2つ目は連結実質赤字比率、一般会計のほか特別会計も含めた赤字の状況を表すものであります。実質公債費比率、会計も一般会計が負担する元利償還金、将来にわたってどのような状況になっているか公債費の状況を調べるものでございます。また将来負担比率と、この4つの指標でございます。19年度の決算から公表がされるという内容となっておりますけれども、実質的にはマスコミ等において18年度分からいろいろな形の中で報道がされているところでございます。この4つの指標でありますけれども、先ほど議員が言われました一定の率を超えますと財政健全化団体という扱いになりまして、財政健全化計画を策定する必要があります。またさらにそれを超えて財政状況が悪化した場合については財政再生団体ということで、この場合は国や北海道の管理のもとに財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と収入の確保等に取り組むことが義務づけられるわけでありまして、こういった具体的な対応というものは20年度の決算から適用になるということで説明されております。大空町の現状を申し上げますと、一般会計を対象とします実質赤字比率については現在黒字でございます。問題はございません。特別会計をあわせた連結実質赤字比率、国保会計が実質的に赤字となっておりますけれども、全体としては黒字となっておりますこちらも問題のない状況でございます。実質公債費比率につきましては、先ほど言った健全化指標が25%という数字でありますけれども、私どもの町では18年度決算の場合で見ますと、23.8%という状況であります。このままこの数値を放置といいいましょくか、そのままで推移をしていきますと、来年度にはさらに上がることが予想されております。4番目の将来負担比率、これはどういう経費を基準として数値を積み上げていくかというものがまだ明確になっておりませんが、これも将来にわたっての公債費等の負担がどのようにあるかということでありますので、過去に借り入れた起債などから推測いたしますと、これについても高くなることが予想されているわけでありまして、こういったことに対処するために、町といたしましては今年度中に過去に借り入れました地方債

等のうち財源措置のないそういったもの、約10億7,000万円ほどありますけれども、これを基金を財源として繰上償還をしていきたいと、そのように考えているわけであります。一方で、そういたしますと、現在の基金が非常に少なくなっておりまして、不安の側面もありますので合併特例債を借り入れて、そして基金を積み立てるという手法を取ってまいりたいと考えてございます。こちらの方は借り入れできる限度額というものが約10億1,000万円ということになっておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。片方で基金を取り崩して繰上償還をする、片方でまたお金を借りて積むということで、差し引き何も変わらないのではないかという見方もありますけれども、新しく借り入れします合併特例債には国の財源措置というのが認められて元利償還金の70%が財政措置される計算となっております。実質的には約3割の財源でもってその10億円の過去に借りた返済金を返すという仕組みというふうに考えられるため、実質公債費比率、この数値を低くしていく効果があると、そのように考えてございます。そういった中での財政運営でありますので、今後におきましてはいろいろな施設投資、課題等もあるわけでありまして、できるだけ単年度、できない場合については中期的に見まして過去に借り入れた償還金の借り入れた地方債の償還の内数として借り入れを起こしてくようなことで現在あります地方債の借入残高というものを今後も減らしていく、その努力をしていかなければならないというふうに考えてございます。そのような中で、今後財政の運営、町の経営というものを図ってまいりたいと考えてございますので、今後とも皆さま方にご協力を賜りたいというふうに思っております。

続きまして、福祉制度の関係であります。平成18年には介護保険制度、また障害者自立支援法が制定され、さらには医療保険制度なども変わってきております。このことも影響いたしまして各医療機関では経営が非常に困窮度を増しているという状況もありますし、医療従事者の確保が大変になったという、そのような状況も訴えられているわけでありまして。これについても、なかなか細かいところが見えない中でのスタート、先ほど農業問題でお話しましたように、結果スタートをしてからいろいろなところを継ぎはぎで修正をしていくというような状況が見られるのではないかと、そのように感じているところでございます。また、来年からは健康診断、保健指導、特定の健康診査、こういったものを40歳から74歳の方々を対象に、ほとんどの方に受けていただくようなそういう取り組みをしていこうというようなことで国からいろいろなその指導がまいつているところでございます。現在本町において、国保に加入をされている方々のこういう健診の受診率というのは19%程度でありますけれども、これを24年度までに65%という目標を掲げて取り組んでいかなければならないという内容になってございます。また、来年の4月からは75歳以上の方々を対象といたしました後期高齢者医療制度というものもスタートするわけでありまして。大空町の現況を考えますと、そのほかに地域福祉計画の策定や高齢者福祉計画、障害福祉計画の見直しなども進めていかなければなりません。いろんな課題はあるわけでありまして、特に医療、保健、福祉、介護といったものの課題が山積している状況にあります。そういう中でどのような体制でこれを乗り切っていくかということでありまして、やはりある程度地域市町村にそのことが任されている以上、専門的

な知識のある者、そういう者を陣容として揃えながら、そしてこういった時代に対処していくように努力をしていかなければならないと、また現在いる専門職などが本来の業務にしっかりと専念できるような体制づくりというものが必要ではないかと、そのように考えて今後体制を整備していきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。また、いろいろな業務を委託、またお願いをしている経過にあります。福祉関係で言いますと、女満別福祉会、東藻琴福祉会、さらには大空町の社会福祉協議会等に様々な業務を委託をしたり、お願いをしたり、さらには独自の事業として展開をしてくださっております。そういう方々との連携というのは大変重要なことであります。お互いに課題が何か、どのような方向で対処していくかという共通認識がなければ町全体として地域全体としての医療や福祉や介護といったものがちぐはぐになってしまうということが考えられます。いろんな場面を通じて、定期的な情報交換を通じて、課題を共有して方向性を一つに定めながら取り組んでいくことを旨として今後も取り組んでまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げ、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、まず1番目の農業委員会のあっせんのことについてお伺いいたします。それぞれ会長からそれぞれの地域の中での活動、それからあっせんの仕方、大変丁寧に教えていただきました。その中でお伺いしたいのですけれども、特に女満別地区において今回の品目横断の要件10ヘクタール、今現在、この10ヘクタールの要件を満たしていない農家が何軒いるのか。それともう一つ、農業委員会の土地のあっせんの役割の中身方法として所有権の移転、それから賃貸借と二通りありますけれども、農業委員会としては、それぞれこれは借り手側の意向もあるだろうし、貸し手側の意向もあるだろうし、そんなことを踏まえて、農業委員会としてはどういうふうに所有権の移転、賃貸借を考えているのかどうかお伺いしたいと思います。それから私の周り、特にこれも女満別地区のことなのですけれども先ほど言ったように品目横断の過渡期としてはやはり面積要件を確保するということは、これはその通りだと思います。その流れでいっているような気がします。ただ次の2番目の質問にも重なるのですけれども、今後ある程度その面積を確定した場合、要件を満たした場合、あっせん基準の中にもあるその土地の効率、それから集約いろいろあっせん基準の中にはありましたけれども、面積もありましたけれども、公社の最初に言った集約その土地の効率という考えも当然今後は考えていかなければいけないと思います。今後のあっせんの考え方、今は過渡期として面積重点というふうに見えるのですけれども、今後の考え方、その3つについてちょっとお伺いいたします。

◇議 長 女満別地区農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 2番目の質問に対して答弁をさせていただきます。品目横断的な10ヘクタールの件について、特にその未満の方について今うちの女満別地区

では10ヘクタール未満の農家戸数については11月末現在で21戸ございます。その8割、17戸が低台3地区の低台地区であります。そんなことで低台地区のあっせんについては、品目横断的経営安定対策の基本的加入要件の経営面積10ヘクタールに満たない農業者に対して面積要件を確保できるように、今質問のあったとおりということで配慮しているところであります。しかし、いろいろそういった中で先ほど1回目の答弁にも申し上げましたとおり、極端な話を言いますと、少ない面積の中で8件も、これは傾向としてはいいことであります。逆に申し出があって面積出し手があっても申し出がないという場合はほかの地区は多々あるわけであります。そういった意味ではいいわけでありますけれども、少ない面積で8戸10戸出てきたときに、その面積を8分の1、10分の1にするわけにいかん。当然1戸か2戸にしか与えられない。これは必ずこのことについて批判を受けている。でも当然このことについては今後農業委員会としては考えていかざるを得ないというふうに判断をしているところであります。あと、うちは賃貸借が多いわけであります。そして、3つ目の質問と関連しますけれども、うちは公社を通してやるのは、先ほど1回目の答弁で申し上げたとおり16年、17年、18年段々多くなってきました。それはそれなりの地主そして1回公社に所有権を移転するわけですから公社と買う予定者の人で賃貸借を結んで、それも小作料より安い単価で借りれるという、そしてその5年間の中で力をつけて5年後に公社から買い受けるという方法であります。そんなことで賃貸借、今の傾向では賃貸借が多いわけでありますけれども、かと言って地主が売買を申し出たいという場合は、当然今の農地保有合理化に乗せれますけれども、ですからうちは今質問のあったことについては基本的な賃貸借が優先だというふうに判断をします。それと今後の対応でありますけれども、面積要件の確保はある程度めどが立ち次第、1回目の答弁申し上げましたように、農用地の位置だとかその他利用条件から見て最も効率的に利用できる農業者に対してあっせんを行っていく考えています。今、品目横断的で言うと、今各議員さんから品目横断的なこともありましたけれども、面積要件に対しては農水省なんかでは10ヘクタールのというのを、もうちょっと緩和しようという動きも出ていますけれども、多分そういうふうになってくるのではないかというふうに、特認としては6.4ヘクタールとはいうのがありますけれども、やっぱり基本的には10ヘクタールですから、その辺についてはそのことを考慮してうちの農業委員会は今まであっせんをしてきたという結果ですけれども、今後については、そういった緩和されることもあるし、ある程度底上げできたら後はそういうこと関係なしに、やっぱりその地域にできるだけ集約できるようなことで今後はやっていきたいと思えます。それと今のことと関連はするわけではありますが、A地区からB地区、B地区からA地区に賃貸借、特にそれについては、ずっと過去からある賃貸借、親戚絡みのものがほとんどありますけれども、それは口で言うのは簡単ですが、なかなかそれをA地区からB地区に行ったのをA地区に戻す。A地区に行っているのをB地区に戻す。これは口で言うのは簡単ですけれども、なかなか時間を要することですけれども、このことも十分今後とも課題にしていきたい、できるだけ集約できるように努力をいたしたいというふうに思っています。

以上、2回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 東藻琴地区農業委員会会長。

◇東藻琴地区農業委員会会長 私の方からも東藻琴地区ではどうするかということでちょっと触れたいと思いますのでよろしくお願いします。

先ほど松田議員の方から質問があったとおり、女満別農業委員とも重複する点が多々ありますけれども、うちらの場合は、10ヘクタールに満たない品目横断的経営安定対策の関係はそれに乗れない農家のあっせん方法についてどうするかということでございますけれども、東藻琴地区内では10ヘクタールに満たない農家は4戸ございます。そのうちの2戸につきましては、対策を受けない農家であり、規模縮小して花卉栽培経営をしております。及びその対象以外の作付経営では規模拡大は現時点ではない状況にありますので、ほかの2戸につきましては現在所得特例の適用を受けております。さらに2点目の賃貸借の関係も若干重複しますけれども、経営規模拡大の申し出があった場合は、経営面積と経営規模拡大の目標等を考慮しながら品目横断的経営安定対策事業に沿えるようにあっせんを進めていきたいなと、そういう方向で思っております。それと3点目の関係は、全く阿野会長と同じ重複しますので先ほど質問のあった関係はそういうふうに理解していただければと思います。

以上で、2回目の答弁をさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、この質問については最後に阿野会長に代表して聞きたいのですが、今までの農業委員会の役割として、農業者年金の推進や後継者育成事業、そして一番大きな役割として土地のあっせん等ありますけれども、今の話を聞いた中でそれぞれの地区の流れ、配慮、借り手、貸し手、そんなことを考えると農業委員の役割というのは重要でもあり大変だということがよくわかりました。そして今後の課題というのも聞かせていただきながら、そこで私は思うのですけれども、お話を聞いてたら、ああなるほどなと、今現時点で今聞いてわかった部分もあります。これから農業委員会の合併もあります。すり合わせもあるし、今先ほどの説明の中でも一本化するということで可能な限り一本化ということで、であれば、私必要なことは、地域の皆さん方に今の農業委員会の考え方というのをもうちょっと情報を流すべきではないでしょうか。課題なり積極的に。それが文章であり、それは地区の農業委員さんの中での範疇でやるのか、あるいは年1回の懇談会という形をもって地域の希望、課題、これは大変なことだと思いますけれども、やっぱり過渡期としては、ある程度私は必要だと思うのです。その情報公開あるいは周知について阿野会長、代表して答えていただけませんか。

◇議 長 女満別地区農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 3回目の質問に対して答弁を申し上げたいと思います。今

いろいろと申し上げたことについて、松田議員さんに十分理解をしていただいていると思いますし、そういったことでうちは今までそういった情報については、ふれあい通信だとか町広報の一部を利用させてもらって、その程度で今言われた大事な、当然今品目横断で大事な時期なので、地元の農業委員さんの方から周知していただくということもありましょうし、なかなか毎年懇談会ということにはならなくても、必要時に応じて今後考えていかなければならないというふうに感じていますので、そんなことで今後進めていきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは1 番目の質問については終わります。

2 番目の自治体財政健全化法についてですけれども、この4 つの指標の作成に当たって、まず1 目ですけれども、標準財政規模という数値をもつての算出ということが上げられていると思うのですけれども、それでは大空町の場合はこの財政規模というのはどれぐらいの数値にあたるのかということをもっと詳しくはいいですから聞かせていただきたい。それともう一つは、最初の説明によりますと実質赤字比率、それから連結実質赤字比率については黒字だと、そういう説明でありました。またその後、実質公債費比率の下げ方、その年の負債の重さをいかに下げるかということも説明の中で理解し得ました。その中で最初の2 つ、実質赤字比率それから連結実質赤字比率については今は黒字なのですけれども、ただ近隣の市町村を見ると、特にやっぱりこれからどうしても考えなければいけない大きな課題としては、医療に関することが課題として、今はなくても将来はいずれかは考えるときが来るのではないかと私考えています。その時にその債務の処理の仕方とか、自治体の責任のあり方、今は関係ないのですけれども将来に向けてそこら辺は整理しとくべきではないのかなと考えております。そこについて考えをお聞きしたいと思います。もう一つは3 番目に、今説明を受けても私も何回も何回も読んだのですけれども、ようわかりません。部分はあります。ただ、これやっぱり一般住民にとってもこの今の言葉の概念というのは非常に特異だと捉えると思うのです。何が何だかわからない。だけど、今回の指標、4 つの指標出す効果というのは、やっぱり住民に議会の監査の強化もそうですけれども、ある意味住民にもしっかりと財政を監査してもらい、知ってもらいということが一番の効果だと思っているのです。そのためにはやっぱり町民の目線でわかりやすいように情報を開示しないと私は効率的に生かされないような気がするのです。そこについて、この三つについて伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 大空町の標準財政規模でありますけれども、4 9 億5, 2 9 6 万円でございます。平成1 8 年度決算統計上の数字という、標準的な規模の収入額ということでございます。現在、何とかなっているけれども将来医療などを考えると大変ではないかということでもあります。現在は当然いろいろな会計で赤字になった場合、皆さん方の

税金をもって一般会計からの繰り出しでその赤字を現実的には埋めているということであり、これが賄えなくなってくると、当然その会計の中で翌年度でその赤字を繰り越していくと、その赤字がどんどんふえていくと、先ほど言った標準財政規模から見てその赤字の額の比率がいくらかと、それが先ほど言いました15%なり20%を超えると、健全化という計画をつくらなければならないということでもあります。今自治体病院など抱える多くの市町村で過去からの赤字部分、それが累積し大きくなってなかなか解消できないということでもあります。毎年度毎年度その会計の中でのマイナス部分、それを小さくしていく努力と、私ども一般的にもそうですけれども、借金というのは大きくなるとなかなか返せません。小さなうちに対処して行くことを旨としてこれからの財政運営を行っていきたいということでございます。住民の方々にこの指標を知っていただく、それにはわかりやすく、そういうPRをしなければならぬと、まさしくその通りだと思います。先ほど言った標準的な財政の規模、約50億円ぐらいが私どもの町の基本的に入ってくる収入で運営していかなければならない1年間の財政規模だということで、その中で赤字比率ということでもありますけれども、いったいいくらマイナスになっているかと。例えば前にも申し上げたかもしれませんが、実質赤字比率というのは一般会計を対象としております。各家計の中で見ると、世帯主、ご主人の財布の中身の1年間のお金の流れがいったいどの程度だったか。それがプラスだったのかマイナスだったのか。マイナスであれば、それは赤字ということでもあります。また連結実質赤字比率、父さんの財布の中は赤字だったかもしれませんが、もしくは黒字だったかもしれませんが。しかし世帯として見たときに、例えば奥さんの配偶者の方も財布を持って別な収入があったり交際費を使ったりしているかもしれません。その財布の中身は赤字だったのか黒字だったのか、そこもあわせて見ていこうというようなものが連結実質赤字比率。一家として見ようというようなことではないかなというふうに思います。実質公債費比率というのは、1年間の収入から特定の財源を引いた先ほどの標準財政規模が分母にあります。そのほかに借金をしてローンを組んでいます。その借金を返す毎年の額、それから例えば農家の方でいますと、集団の機械の利用料、毎年定例的に払っていかねばならないもの、そういったようなもの、また使用料、手形、そういったものが先ほど言った標準的な収入のうち何%占めているか。先ほど町の比率が23.8%という言い方で表しましたが、それは年収の約4分の1がそういった固定的な返済金等に充てられているという状況であるというふうに考えてもいいのではないかなというふうに思っております。また将来負担比率でありますけれども、分母は標準財政規模で同じであります。将来にわたって先ほど言った借入金や使用料、リース料そういったものが全部含めるといくらあるのかということで、確か基準の指標の中では例えば350という数字がありましたけれども、それは標準的な財政の3年半分、つまり350%、年収が1,000万円であれば、将来にわたって3,500万円そういう金額があるということになるかと思っております。例えば私過去に住宅を建てました。その時の自分の年収が、今からもう17年、8年ぐらい前ですけれども350万円でありました。その時に1,000万円のローンを組んで借り入れをいたしました。年の償還額が70万円、年収の20%が償還に充てられておりました。そういうことでいきますと、その時の、用

意ドンの年の私の実質公債費比率は20%、また将来負担比率は年収350万円で1,000万円の借金があったわけですから、350万円割る1,000万円ということで285%というような数字になってこようかと思います。そういったものが私どもの町の今の実態、家計に置きかえたときの実態かなと、そのように認識しております。こういうお話をなるたけいろんなところで、これでもなかなかわかりづらい、一般の家計とは相照らして難しい部分もありますけれども、なるたけこういうような形でご説明する機会というものも今後つくってまいりたいというふう思いますので、またその節にご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 今回の4つの指標の公表の中で監査、先ほども申し上げましたけれども、監査の機能を高めるという、そういう大きな効果の中で私は当然今この市町村も財政は厳しい厳しいの合言葉です。そしてなおかつきょうも午前中、農業関係の質問が出ましたけれども、農業関係についても経済を開いてみれば、やっぱり先細り、それから商業、工業こちらについても先細り、その中でやっぱり、これ何もやらなければ一番いいのでしょうけれども、そうはならないところが行政だと思います。その中で限られた財源の中でそれでもなおかつ効率的に、これは私も言うまでもないですけども、効率的に行うと考えると、やっぱりある程度の公共事業、考え方、それから農業に対してのあるいは一つの整備に対しての助成の仕方など、住民は大きな期待はしてないかもしれませんが、期待するのは当然だと思っています。そんなことを考えてみれば、やっぱりしっかりと住民に今のうちの財政はどんなのだと、これからマスコミにもどんどん出るでしょう。この4つの指標を使って。それだけにやっぱり繰り返しますけれども、情報を可能な限り公開して、そしてそれを知ってもらう形の理解してもらう中で、町長のこれからの町政執行にあたっていきいたいと町民は願うと思います。このことについては、以上で私の質問を終わらせます。答弁はいりません。

次に3番目ですけども、福祉体制についてですけども、先ほどの答弁の中で全くその通りだと思います。ただその中で一つ二つ聞かせていただきたいのですけども、先ほど町長の答弁の中で体制の強化ということの説明の中で専門職の本来の業務という言葉が説明にありましたけれども、私もこの専門職については今回町でも一人ふやすという話を、専門職をふやすということを聞いております。大変ありがたい話だと、これから職員がふえる要素はないし、当然公務員の悲しいかな異動はある。その上で専門職のあり方ということを考えれば大変ありがたいし、感謝しているところなんですけれども、ただ、先ほど申し上げた中で特定健診、特定保健指導、この新しい制度はできて先ほど言ったように24年までに65%なんていう目標数値、それが達成できなければ、後期高齢者の支払いに影響が出てくるというペナルティーまでついていますけれども、じゃあ実際、今の専門職のその体制でこれがクリアできるのかどうなのかが一つ。もう一つは、委託事業も含めて効率的に整備されるということなので、そしてその関係団体として社会福祉協議会についてちょっとお聞き

したいことがあるのです。先般18年度の社会福祉協議会の事業報告を見ていると、その中で委託事業について利用者がなしという文言が一つ、それからできなかったという検討中というのがあわせて二つありました。これは委託事業のかけ方、それともその受ける体制が整っているのかどうなのか。そこら辺が私には疑問なところなのです。そしてあわせてもう一つ3番目、私この間稲城市に行って表敬訪問の機会がありました。その時に稲城市で介護支援ボランティア制度って全国で初めてなんか取り組んでいるみたいです。これ社会福祉協議会のやり方というのは、それぞれ市町村の特徴があって、あーだからこうやんなきゃいけない、こーだからこうやんなきゃいけないというものはないのでしょうけれども、ただうちの社会福祉協議会の役割一つ、事業を見ても地域、福祉、それからボランティアかかわりが多いような気がします。そんなことから見ればどうなのでしょう、この介護支援ボランティア制度の主な趣旨というのは、ポイント制でそれが加味されて、それが保険料に加味される、5,000円程度でしたかね年間なんぼやっても。そんな話を聞いているのですけれども、ただ一番の主眼とすることは元気なお年寄りがボランティアに参加して、その促進になっているという意味合いであれば、うちの町にもこれが該当するような気がするのです。行政、社会福祉協議会、ボランティアの方、この体制を整備した中で、これが整備すれば地域の福祉力というのがもっとぐんと上がるような気がするのですけれども、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 社会福祉協議会のその利用者なし、検討中という内容の詳細については、後ほど担当の課長の方から改めてその状況について説明をさせていただきたいと思えますけれども、まず1点、専門的な職員、少しふやしていきたいということでお話をさせていただきました。過去、社会資本整備等にあたっては土木的なまた建築的な技術者を例えば職員として採用し、そして行政のサービスの中でサービスを提供させていただいたということがあります。今の時代、先ほど言いましたように、医療や介護や福祉、様々な分野で専門的な知識が要求されたり、その基本的なサービスの提供というものが市町村の役割として大きくなってきていると、そういう中で、そういう資格職員等についても雇用していく考え方でおります。現在すでに職員面接をさせていただいて、内定通知を出しているわけでありすけれども、社会福祉士、介護支援専門員の資格取得済みということで、現在は精神保健福祉士などについて勉強しているというような状況であります。今後こういった体制でまたスピード感を持ってこういうもの、人材を確保できていけるか、まだまだ十分自信はないわけでありすけれども、着実に歩みを進めてまいりたいというふうに思います。また既存の専門職、既に配置されているところもありますけれども、担っている役割、仕事の業務というものを今後の新しい行政需要に対応するためには今までどおりでいいかということも見直していかなければならないというふうに思っております。その中で状況を見ながら対処していきたいというふうに思っております。特定健診でありますけれども、単純に今19%のものが65%と、3倍以上にしなければならないということでありま

す。市町村に義務づけられているのは、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方、例えば私のように市町村職員等の共済組合に加入しているものはこの中から除かれるわけですが、市町村職員共済組合は共済組合で国の方から自分ところの加入者の健診率を上げてくださいというようなことで、やはり同じような状況下にあると思います。ただ根本的に違いますのは、今までは病院に既にかかって治療を受けているような方々については、その健診を受けなくてもいいですというか、どちらかと言うと、そういう形の指導の中できて、19%というような状況であります。今後はそういった方々も項目によってはしっかりと受けていただくことになっていくというふうなことでの65%というのが一つの目標となっているわけでありまして、ですので、20年度からこの取り組みについては順次やっていきたいと、そのためには今現在両地区で延べ7日間行っている集団検診というのももちろん充実していかなければなりませんけれども、町内に民間また私どもが経営をする医療機関もあります。その中で個別的に検診が常時、日常的に受けられるというような体制整備というのにも必要ではないのかなと、そのように考えている部分もありまして、現在医療機関等々、そういう対応が取れるかどうか否かということについて、協議をさせていただいている現状にもあります。多くの方にいかに受診をしていただいて事前に有病者の状況を把握して早期に対処するかと、そのことによって生活習慣病等の入院者、そういったものを現在より25%減らしていくという大きな目標がありますので、まず取りかかってその中で問題点を課題点を洗い出しながらさらに受診率の向上、皆さんの健康につながるよう努力をしまいたいと、そんなふうに考えてございます。

介護支援ボランティア、私まだ稲城市でこの言葉は承知しているのですが、詳細についてはよく存じあげておりません。今議員からいただいた内容から言いますと、いろいろな形でボランティアをされた方々、特典がついてそのことが自分のプラスになる、そういう制度のようにお伺いいたしました。現在、社会福祉協議会が窓口となって福祉団体、ボランティア団体のいろんなご相談に応じておりますけれども、その中でボランティアグループの方々に記帳作業というのを女満別地区においてはお願いをしている経過があります。誰が年間何回ぐらいボランティア活動に参加をしてくださったかということで、出役というのでしょうか、ボランティアに出た回数をつけていただくと。本来私はそれが貯まりましたら、例えば地域通貨のようなものの還元ということもできないだろうか、例えばそこまでいかなくてもある一定の回数になれば例えば地域としてその方に例えば感謝状を贈るとか、何かの商品が当たるとか、そんなようなこと一つで励みになるのではないかと、そんなことをもくろんでいいでしょうか、頭の中に描いて、そういうまず記帳活動をしてもらえないだろうかということをお願いをしております。過去にはそのこともないので一生懸命ボランティアされている方、本当に身を粉にしてやったださっている方がどの程度年間出たか、頑張ってくださっているのか、誰もわからないような状態でありました。現実には今そういうものは把握できるのですが、ただ私が考えたところまでは至っていない。それはボランティアをされる方々が私たちそんなことのためにやっているのではないんだというような意見がまだまだ多くて、そういうところまでは今まだ考えないでくれというようなことを言われたこともございました。なかなか地域の特性と

いうか、奥ゆかしい部分がまだまだあったりとか、そういう決して不自然なことではないとは思っているのですけれども、まだまだそういうことを受けられる側からすれば抵抗感もあるのかなと、さらにそういう気持ちをなくしていってもらうためにはどんな方法がいいのかなというふうなことを考えている部分もございます。ただ今の地域社会の中、ボランティアがなければいろんな面で運営できない部分がありますので、そういう方々と今後も協力関係をつくりながら対処してまいりたいというふうにする気持ちは変わりありませんので、今後ともいろんなどのような形が取れるか、皆さん方のご貢献に報いていけるような、そんなこともあわせて考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 それでは、社会福祉協議会の委託の業務の中身についてご説明申し上げたいと思います。町の委託事業といたしまして、介護予防通所事業というのを18年度委託をして、東藻琴地区、女満別地区と両方とも委託をしたわけですが、東藻琴地区につきましては年間にしますと940人という高い利用率でもって実施をしているわけでございます。女満別地区につきましては、モデル事業ということで自治会等と相談をさせていただいたのですけれども、自治会との調整がうまくいかずに実施できなかったという経過になってございます。もう1点、生活管理指導員派遣事業ということで東藻琴地区で実施する予定でございましたけれども、この部分につきましては対象となる該当者がいなかったことにより、実施ができなかったということになってございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 最後にこの福祉体制ですけれども、町長の答弁の中に課題を共有することが大切、私も全く同感です。そのとおりだと思います。いかに課題をたくさんの人と共有できるかが、福祉力を上げるかにかかっていると思います。そういう部分で今後ともぜひ進めていただきたいし、また先ほど、戻りますけれども専門職の本来の業務、それを本来の業務というのを私は地域の方々と近い距離にあってタイムリーにサービスができるというのは、これは専門相談員の特権だと思っています。それをフル活用、効率的にできるためには専門員だけではできない。当然、周りを支える事務事業携える職員の方の協力がなかったらできない。そういうことを念頭に置いて、私の一般質問を終わりますけれども、そんなことも含めてお答えをいただければ願います。

◇議 長 町長。

◇町 長 一般質問という形で今回私の方からもご答弁申し上げておりますけれども、

それ以外でもいろいろなご意見いただいている部分があります。そういった関係の中でいかに住民に近いところの福祉の相談窓口があるか、対応してくれるかというところで、住民の方々が熱望している、そういう気持ちを大切にしながら皆さんの隣にある福祉の窓口ということを目指しながら今後も対処してまいりたいというふうに思います。いろいろな視点からご提言をいただきましたので今後とも努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともより一層ご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇松田議員 終わります。

◇議長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

平成 1 9 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成19年12月11日
- ・ 開 会 平成19年12月11日
- ・ 閉 会 平成19年12月13日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長補佐
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課	参事	産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	生涯学習課長
女満別教育センター	所長	監査委員事務局長
女満別地区農業委員会		東藻琴地区農業委員会
事務局	長	事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、2番、松田信行議員及び3番、斎藤宏司議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告をさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。前日に引き続き都合により菊地農政課長から漆原農政課長補佐に変更されております。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

- ◇議 長 日程第2、一般質問を行います。
昨日に引き続き、順番に発言を許します。
6番、松岡克美議員。

- ◇松岡議員 おはようございます。平成19年第4回定例会において通告書に基づき一般質問を行います。

私は今回2点について町長のお考えをお聞きをしたいと思います。まず1点目の灯油急騰による福祉灯油事業の取り組みについてであります。最近の石油製品の高騰は生活を直撃し、節約の限度を超えている状況にあります。特に灯油に関しては石油元売各社の卸売の引き上げの影響で札幌地区では、おおよそ1リットル当たり96円前後、稚内地区では1リットル当たり103円前後との報道もあります。町内においても約96円、98円前後の価格が現状であります。冬の寒さはこれからが本番であり、石油製品以外でもパン、みそなど生活用品から電気、タクシー料金までもが値上げが予定をされております。札幌地区ではタクシー料金が17日から9.2%の値上げが

既に決定しております。道内では1974年に北海道が福祉灯油制度を設置しております。最初は3,000円の助成金、これは500円の灯油券6枚を交付していたそうではありますが、1998年からは北海道としてはやらなくなり、市町村単位で制度を引き継いでおります。しかし財政的な問題からか廃止の方向の自治体が多かったようであります。今回の異常な灯油価格の高騰により、事業の継続や新規制度の導入を進める自治体が多くなっているとの報道もあります。本年は11月までの締め切りまでに37市町村が道の補助を希望、ほかに13市町村が独自事業を行っているということであります。事業の中身については各市町村によって異なりますが、おおむね税非課税世帯、高齢者や重度障がい者の世帯などに限っておりますが、生活弱者の実態を調べるとともにきめ細かい目配りが必要だと思っております。網走支庁管内でも19市町村のうち14市町が実施か、実施に向け検討に入っているとのことですが、大空町においても何らかの調査はされていると思いますが、道の補助事業を受け、受けないは別にしても福祉灯油事業を実施に向け、制度の検討を早急にすべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きをしたいと思っております。

2点目のパークゴルフ場の利用についてであります。本年より朝日ヶ丘のパークゴルフ場は指定管理者制度に移行されております。ことは業者の皆さんのコースメンテナンスがよく、朝日ヶ丘のパークゴルフ場については芝の状況が非常によかったと思っておりますし、また利用者にお聞きをしましても、近郊のパークゴルフ場と比較をしても何ら遜色はない上位にあると聞いております。そこで指定管理者制度前と移行後の利用状況について具体的数字があればお聞かせを願いたいと思っております。また課題等についてもあればお聞かせを願いたいと思っております。

また、パークゴルフ場の利用時間の延長についてであります。現行条例では5月1日から8月31日までは午前8時から午後6時まで、9月1日から10月31日までは午前8時から午後5時までとなっております。午後6時の閉場であれば日中仕事をしている方については、5時半に仕事が終わっても利用ができない状況にもあります。また、日中利用できる人についても夏場は日差しが強く、日差しが和らぐ夕方の利用が最適であるとの話も聞いております。また早朝の利用については、近隣住民に迷惑をかけることとなりますので、5月1日から8月31日までの4カ月間に限って6時以降、日没までの利用時間の延長について来年度に向け検討してはいかがかと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 松岡議員の一般質問にお答えをしたいと思います。原油が高騰いたしまして産業分野、あらゆるところで大きな影響が出ていると、さらには皆さんの暮らしを直撃していると、そのように私も認識をしております。特にこの寒冷地における暖房用の灯油、これからがまさしく本番需要期という中で異常な高騰の中で節約も限界にきて、大変皆さんご苦勞をされているという状況もわかるわけであります。議員から一般質問の中で言われましたように、管内の市町村等についてもこの福祉灯油の制度

についていろいろ検討を進めているということでございます。私どもも11月30日、新聞報道があり、従来大空町としては取り組んではおりませんでしたけれども、その全道的な取り組みの内容を把握するに至りました。その後、担当の方に申し伝えて、この問題についていろいろな調査をするようにという指示を出してございます。現在まで管内のいろいろな市町村の状況を把握いたしますと、ほとんどの市町村が何がいしかの対応を検討し、一部では12月定例会にこの内容についてお諮りをするという市町村も出てきている現状にあります。また国も昨日の報道で低所得者などの方々に対して助成措置を実施すると。詳細については特別交付税ということだけでわかっておりませんが、そのような報道がございました。また北海道も一端11月で締め切った福祉灯油制度の申し込みについて、1月末まで再募集をするというようなこと、さらには助成金の下限をさらに低くして対応するというような状況下でございます。私どもの町としても急激な高騰でいろいろな対応がこの短期間の中では皆さん方生活の中のやりくり、難しい部分があるだろうということにかんがみまして、この福祉灯油制度の活用というものを図ってまいるように指示をしたところでございます。残念ながら今定例会には提案という段にはなりませんでしたが、こういう生活に直結する問題でもありますし、もう既に厳寒期を迎えているということから考えまして時期を遅らせることないように今後対応させていただきたいと、また改めて皆様にご協議をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ぜひともご協力ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、パークゴルフ場の関係でありますけれども、本年4月、実質的には5月から指定管理者制度に移行しましてお願いをしたところでございます。平成19年の利用者でありますけれども、1万4,439人、18年度、昨年に比べまして2,274人の増加と、率といたしまして18.7%の増ということで押さえております。オープンした日にちが184日間でありましたので、1日平均約78人という状況でございます。これは天候のこともありますが、やはり指定管理者の皆さん方が芝の管理ですとか、いろいろなメンテナンス、ご努力をいただいた結果であろう、そんなふうに考えてございます。また朝日ヶ丘公園におけるパークゴルフ場の課題ということで何かあるかということでもありますけれども、課題を言い始めましたらもう切りがないぐらいあるのですけれども、私として大きな課題だなというふうに感じていますのは、一つには水、散水する水の問題がございます。一応タンクをつくってそういう散水ができる状況にはなっておりますけれども、やはり高い地帯でもありますし、ある程度雨が降りませんと干ばつ傾向が続きますと、その散水にも限界があるということで、その中で芝が傷んでしまっただけでは非常に皆さん方にご迷惑をかけるというようなことで、その確保というのが非常の大きな問題であると。幸い今年度は6月と、特に農家の方には申しわけありませんでしたが、3日に1回ぐらいずつ雨が降るというようなことで、ことしについてはこの部分については、何回も水を運んでタンクに給水するということはありませんでしたが、昨年などは何回となくタンク車でもって運ぶということがございました。またもう一つ私として思っておりますのは、休憩施設などについてはまだまだ十分ではなく、プレイの間でご休憩をいただいたり昼食をとっていただいたく、その施設についてはまだ十分ではないなど、そんな

ような感じを受けているところであります。

また利用時間でありますけれども、議員がご指摘のと通りの時間帯で現在オープンをしていただいております。実際には従来、水曜日を休みとして、その1週間に一度の休みのときにコースメンテナンスを整えるという方向をとっていたわけでありまして、そのことをやめて、今年度から8月中旬からになりますけれども、クローズした後の時間、夕方の時間にメンテナンスをするということで基本的に休みという日にちをとらないような、そんな形でコース管理をさせていただいております。その関係からコース時間の延長というところができるのかどうかと、非常に検討しなければならない問題だなというふうに考えてございます。管内、どこの市町村にもパークゴルフ場はございます。その中でやはり多くの利用者の方に利用していただくためにはサービスの向上、ほかの施設にはない差別化、質の高さというものが必要になってきます。そのことに対して指定管理者の皆さん、大変ご努力をいただいておりますので、この関係につきましてはどういう方法が取れるのかどうか、やはり私どもだけではなくて、ご利用される皆さんの意見も伺うのはもちろんでありますけれども、管理をする指定管理者の方々と十分相談をさせていただきながら対応させていただきたいと、そういうふうに考えてございますので、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

以上、申し上げまして1回目のご答弁をさせていただきます。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 町長からやるという話をお聞きましたので、もうそれで質問を終わりかと思うのですが、今町長も言うておられましたけれども国も具体的検討に入っているということで、新聞報道でありますけれども寒冷地を対象に低所得者向けの灯油代の支援することなど緊急対策を実施する方針を固め、灯油代支援は地方自治体が行う助成を国は特別交付税で支援すると。今年度から、今年度予算ですか、500億円か600億円規模の財源を回し、年内にも実施をするというような新聞報道です。先ほどおっしゃっていましたが、道についてもいろんな高齢者、また中小企業に対する融資条件の緩和なども施策としてやるということでもあります。管内には以前から北見市と小清水町がこの制度を使われたということで、特に小清水については独自事業で6年前から実施をされたということでもあります。それと同時に金額についてもそれぞれ自治体の財政的なものもありますから一概にどの金額と、金額が適切かということとはちょっと今の段階では私もわかりませんが、参考ということもありますけれども、小清水町については1万2,000円、北見市は1万円、北広島市も1万円、美唄市は4,000円ということで、そういう金額が明示をされております。金額もそうでしょうし、支給対象者の線引きといいますかね。どこまでを対象にするかという部分もかなり難しいだろうというふうに感じております。たまたま私の母親が国民年金をもらってまして、ことし亡くなりましたけれどもちょっと見てみたら、農業者でありますけれども反別が少ないということで非農家ということで国民年金なんですね。いくらもらっているかと思ったら1期、2カ月分ですが7万5,41

6円、この金額なんです。で、かける6ですから年間45万2,496円しかもらってないのです。ご夫婦だとこのかける倍ですから約90万5,000円ぐらいですか。一人の方だと45万円、そうすると先ほど言った美唄市だと4,000円、北見市1万円ですけども、相当大きな金額になろうと思うのです。ですから福祉灯油という形でそれを支給される方は相当やっぱりメリットというのですかね、お金の価値があるのではないかと考えておりますので、金額についてはこれから検討もされるでしょうし、検討されているかもしれませんが、ぜひとも早い時期の、それと先ほど町長が言われました予算措置もしなければならぬということで、当然補正も組まれるのでしょけれども、これから1月2月、一番寒い時期でありますから、なるべくその早い時期の支給をしてあげるといことも大事な部分であると思いますので、ぜひとも早期にそれを進めていただきたいというふうに思います。

以上、2回目といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど言いましたように11月の30日に新聞報道があつていろいろ調査を開始いたしました、何日かに1度ずつ担当からこういう状況ですと、やる市町村の数ですとか内容ですとか、いろいろ聞き取りをしたものが上がってきていますけれども、けさほどもまた、上がってきました。そういう中では、管内ほとんどの市町村が何がしかの対応を、まだ現在検討中、さらには12月の議会定例会に提案中、さらには臨時会も考えながらということでもあります。先ほど申しましたように、この関係につきましては基準ですとか、額の問題、さらにはその時期の問題ということがあろうかと思います。特に時期につきましては、この厳寒期が過ぎてしまつてからどうこうというようなことでは、せっかく考えたものも効果が半減してしまうということにもなるかと思ひますので、ぜひとも考え方を早くまとめながら、議会の場にお諮りをさせていただきたいと、そんなふうに考えて準備作業に着手をいたしましたので、しかるべき時期にまたご協議をさせていただきたいと、そんなふうに考えてございます。国も北海道もこういう形でこの急激な変化に対応するために対策ということでもありますので、市町村としても精一杯の努力をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 そのように進めていただきたいと思ひます。また福祉灯油ではないのですが、最近報道で灯油の盗難というようなことが結構出ております。一般家庭はもちろんなのでしょうけれども、公共施設についても再度点検が必要ではないかと。一般家庭ではタンクの上に鍵をつけたり、いろんな方策をされているところもあるようです。公共施設についても再度そういう見直しといいますか、点検といいますか、その必要があるのかと思ひますので、その辺1点だけお聞きをして、この質問については終わりたいと思ひます。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご心配をいただきましてありがとうございます。過去にはそういう大きなものの盗難はありませんでしたけれども、公共施設が盗難等の被害に遭うというようなこともございました。十分気をつけてまいりたいと思いますし、またドアの開閉ですとかそういったもの、小まめに行ってなるべく効率のいい暖房の取り方ということについても、さきの庁議において担当課に一つ一つ指示をしたところでございます。そういう中で、生活者の皆さんが自己防衛されているのと同じように、町としても皆さん方の税金で運営している施設でありますので、そういう節約については十分配慮して対応していきたいと、そのように思います。いろんな面でこの灯油の高騰、石油製品の高騰というものが私どもの生活また行政の運営にも影響を及ぼしていますので、そういうものを最小限で食い止められるように努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 それでは2点目のパークゴルフ場の関係についての質問に移りたいと思います。芝の管理等については今町長の方からお話もありました。大変業者の方が努力されたなど、それと業者独自で機械も買われて、非常にコースメンテには力を入れられたということもお聞きをしております。この問題をやると必ずパークゴルフ協会に言われたのかという話になりますけれども、一切そういうことはございませんし、実際に利用者の何人かの方々からお聞きをしましたし、たまたま私の知人で網走からくる人間なのですが、今仕事が終わってから女満別がいいということですから、そういういろんな方々からちょっとお聞きをしたものですから、こういう案件をやらせていただいております。時間延長についてはいろんな問題も当然あることは私も理解しておりますし、町長言われました以前は水曜日をクローズをしてコースメンテをしたけれども、利用者の利便性を考えて6時以降にメンテをするということでもありますけれども、考え方なのですから36ホールありますので、逆に1コース18ホールだけを使って18ホール休ますという方法も取れるのじゃないかというふうに考える部分もありますし、例えば6時以降の会場について、私個人的にちょっと考えた部分なのですから、受付については6時までだと。それから問題なのは駐車場の問題だと思うのですね。これについては狭いのですが、上の駐車場は利用できないのかと。6時以前に入場し、6時以降利用する人についても当初より公園の上の管理塔の駐車場を利用してもらうということを周知はできないのかと。それからパークゴルフ場の下の駐車場については施錠することにして6時に施錠してもらうと。ですから管理者についても迷惑をかけないというような方法も一つかなと。それから当然これ一般の方もおられますし、シーズン券買われてる方、それからシルバー券をご利用されている方もおられますけれども、65歳であってもプレイを可能にするためには使用簿といいますか、利用簿的なものをつくってそこに必ず記録してもらうと

いうことも必要なのだなと。それと現在の方式ですと今カード方式というのですかね、ここに付けてもらうということで、6時前にそれをするとそれを返さなきゃならないということで管理人さんのそういう時間的なロスも出てくるだろうと。これについては、私もお聞きしましたら、置戸、津別、網走がワッペン方式をしていると。帽子につけるとか、服につけるとかということでそこに当日の期日を入れて再度使えないような形にすると。それであるとワッペン方式ですから、当日だけ有効ですから返す手間がいらないと。このワッペンも印刷屋で聞きましたら1枚2円程度でできるというような話もお聞きしております。このほかにもいろいろ考えた部分があるのですが、今回ちょっと。条例の一部にやるとすれば、つけ加えるか、改正する必要があるかと思えますけれども、そういうような方法もあるのではないかと。なるべくその受託業者に時間的なご迷惑、ロスをかけないという形の中ではこれからいろんな形の協議する内容があるのではないかと。当然さつき町長がおっしゃられましたように、町と指定業者さんがおられますのでその協議にもなろうかと思えますけれども、いろいろ改善の余地はあるのではないかというふうに思っておりますので、ご検討いただければなというふうに思います。

以上、2回目とします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど申しましたように、なるだけ多くの方にご利用いただくということが町としてもありがたいわけでありまして、指定管理者の方としても経営などを考えたときに必要なことであろうと。そういうことで今回のご提案もあるというふうに受け止めてございます。確かにいろんなパターンを考えていただいて、かえって恐縮をしているところでありまして、本来であればこういうようなこと、私どもの方がいろいろ考えて、そして指定管理者の方とご協議をさせていただくことが、もともと本来ではなかったかなと思えますけれども、考えていくといろんなやり方というのは確かにあろうかと思えます。その中でさらに利用客の方が伸びていくということがあれば、当然指定管理者の方についてもすべて障壁をつくるわけではありせんし、私どももそういう形でご利用が伸びれば大変ありがたいと思うわけでありしますので、そういう意味ではお互いの考え方というのは同じ方向を向いておりますので、いろんな今ご提案いただいた関係、さらにほかにいい方法もあるかもしれませんので、いろんな視点から考えてそして方向性をきちっと出すようにしたいなというふうに思っておりますので、本当にいろんなご提案をいただきまして誠にありがとうございました。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 この時間延長については来春まで時間がありますので時間をかけて、先ほど言いました指定管理業者ともご検討いただいて、前向きに進めていただければなというふうに思っております。

以上、質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 オープンまでに多少時間があるということでありまして、協議、今回いただいた提案等については早急に指定管理者とお話し合いをさせていただく機会をつくっていききたいと思います。今後ともまたどうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

◇松岡議員 終わります。

◇議 長 これにて松岡克美議員の一般質問を終了します。
ここで20分間休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、9番、深川 昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 それでは一般質問をさせていただきます。大変継続をして質問をさせていただいておりますけれども、行財政改革と総合計画についてを質問させていただきます。行財政改革は現在、推進されていると思われまして、前回の質問等でおおむね理解はするところでありますけれども、長期展望に立ちます総合計画にも大きく関連されてくると考えられます。財政が非常に厳しい中、今後における住民に見える形で削減と投資とのバランスの考え方、そしてそれと連携をいたします、どのような活力のある大変申しわけございませんが、次には夢のあるとございますけれども、なじみませんのであえて訂正をさせていただきます。明るい希望の持てるまちづくりをしていくのか、この件について町長のお考えをお聞きしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えをしたいと思います。行財政改革と総合計画についてということでございます。現在大空町の行政改革の推進につきましては、本年3月に策定しました大綱に基づき、それに伴う推進計画により進めさせていただいているところでございます。11月の22日にこの行財政改革推進委員会を開催をさせていただきました。行政報告でも申し上げたところでございます。所管の常任委員会に中間報告ということであわせて同じような内容についてご報告をさせていただいたところでございます。財政が大変厳しい状況で今後いろいろな形で効率化を図って

いかなければならない。それを住民に見える形でということであります。行政の、また財政の改革の中で職員の定数、また今議会に提案しておりますけれども給与の関係、また中にいろいろなところで盛り込まれております民間等への委託という形でいろいろな経費の削減、さらには今後補助金の見直しや使用料、手数料、そういったものについても見直していく考え方も持って書かれてございます。そういう中で住民の皆さんにご協力を賜りたいというふうに考えてございますし、一方で総合計画の方は、今議会に提案をさせていただき、今後ご審議を賜る内容でございますけれども、その中に付随する実施計画ということで現在考えられましたさまざまな今後の事業というものを盛り込んでございます。文教施設ですとか、道路、遊休施設の活用や公園の整備、農業基盤整備事業など新しい内容のものを今回の実施計画の中に盛り込んで財政の推計の中で、今度実施していこうという決意を持って盛り込んだところでございます。こういったもの、一方でいろんな経費の削減とこういう資本整備というような内容のものを住民の皆さんにしっかりとお伝えしていく役目を私どもは持たなければならぬと、そんなふうに考えるところでございます。どのような明るく希望の持てるまちづくりをするかということでもありますけれども、たびたび申しておりますけれども、やはり合併をした新しい大空町でありますので、いつも申し上げて恐縮でございますけれども、お互いの地域の個性というものを尊重し、さらには場合によっては融合した中で大空町としてのまちづくりをしていかなければならない。その中で今いろんな町民の方々がいらっしゃいます。働いている人たちからすれば、大変日本全体の、また地方における経済状況が元気がない中でありましてけれども、その中でも何とか元気を少し取り戻せる、そういう取り組みをしていかなければなりませんし、この地域を担う子供たちの将来を考えたまちづくりをしていかなければなりません。またここに住まわれている方々、訪れる方々が安心というベースの中で住むことができるまちということも大変重要なことだと、その柱を3つ掲げながら今後まちづくりに当たっていききたいと、そのように考えてございます。今回総合計画の中の財政推計の中には、まだまだ行革の効果というものが十分反映されていない中でとりあえずお示しを示した部分もございます。今後行政改革を進める中で財源を確保しながら、さらにそのほかどのような取り組みができるかということも考えて実施をしてみたいと思いますので、今後ともご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 非常に財政の厳しい中という、財政厳しい厳しいとあまり言わない方がよろしいのでしょうか、これすべてつながってくることであり、今町長のご答弁のとおり今まさに進められている中ですから、当然総合計画については今回出てくるわけですが、中間報告を見ますと、やはりなかなかその辺の何といいましょうか、平均されているバランスを取れているのはよく理解はするのですが、なかなかメインになるものといいましょうか、言われたとおり合併をしておりますので、その辺も調整をする難しさはあるのでしょうか、やはり今後について住民に取りま

しては、合併は別といたしまして社会的な不安要素というのがあまりにも大きすぎるというのが現実なのですね。一次産業の農業で言えば、品目横断的安定対策といえましょうか、不安定対策を言いましょうか。その辺はちょっと問題ですけども、灯油等々の値上がり、あるいはそれに関連する物の値上げ、さらにはきわめつけが年金の問題と。明るい兆しというものが全く見えてこないというのが現実なところですね。ですからその中でも、やはり何がしかの大空町としての言葉が当てはまるかはどうかは別として、やはり知名度アップになるとか、明るい兆しの見えるような希望を持てるような計画案の出し方という考え方はあるのかどうかをお聞きしたいわけですけども。

◇議 長 町長。

◇町 長 総合計画、今回ご提案をさせていただいているわけでありますけれども、なかなかメインになるものがないんじゃないかと、また社会的な要因、農業の抱える品目横断的経営安定対策、さらには石油高騰に伴う諸物価、資材等の高騰、年金の問題、社会的に見ても非常にマイナス的な要因というか気持ちをなえさすような要因ばかりで、なかなか明るい展望が開けない。こういうときこそ町としてこの展望の開けるような、そんな計画にするべきではないかというようなご提案というか、ご質問の内容かというふうに思います。私どもといたしましても、正直私自身は今回の総合計画、ご提案をさせていただいて、それに付随する形で実施計画の今の段階で考えられるもの、ある程度議論ができたものを盛り込ませていただきました。正直申し上げまして、私はもっともっと削減といいましょうか、実施計画、盛り込めないのではないのかなというふうに思っておりましたけれども、私が想像していたよりもいろいろな事業、今回入れることができたのではないかと、そんなふうに私は考えていたわけなのですけれども、それでもこれではいかなものかと言われると、正直市町村の段階で年金の問題もきのう言いました品目横断も問題も原油価格の対応も、いろいろな手当てはさせていただく努力はいたしておりますけれども、根本の解決には至らないというのが正直なところであります。そういう時代の中で私どもは町民の期待を背負ってまちづくりをしていかなければならないということで、まだまだ知恵が足りないのだなと改めて思うところでもあります。そういう中でご指摘の中のの一つとして、もっと新しい大空町の名前を全国に知らしめることと、単にお金を遣うというか、そういうことだけでなく、そのことが町民の明るい兆しやまちづくりの希望につながっていく、そういうこともあるのではないかというご質問だと思います。確かに大空町という名前はまだまだ認知度というのは足りないなと、そんなふうに考えて実感をしてございます。ことし札幌市が中心となって開催しておりましたリンケージ・アップというイベントに町内の事業者の方々や職員も一部随行して参加をさせていただきました。いろんな物産を売ったわけですけども、道内においても札幌市内であっても大空町はどこなのですかと言われるようなことが随分あったと、帰ってきてからまた報告をいただきました。また網走支庁管内の観光部門で行ったオホーツクのイメージ調査の中でも市町村の認知度としては、大空町というのはまだ十分ではないというような結果

も出てございます。私の名刺には大空町長と大空町という中で、その後段に東藻琴村と女満別町が合併をいたしましたというような標記をつけ加えて皆さんにお渡しをさせていただいております。まだまだ東藻琴、女満別の知名度の方が高いわけでありまして、新しい町のやはりPRもしていかなければならない。地域と合わせて町のPRもということで、そういう細かなところですけども努力をしている部分もあります。これをやはり一部私どものような人間だけではなくて、町民みんながそういうキャンペーンというのでしょうか、目標を持ちながらアピールをしていく、そして自分の町の自慢につなげていくということも必要だなというふうに考えます。その仕組みづくりといいましょうか、戦略をいうものをまだ十分持ち合わせておりませんが、議員の言われるお気持ちは十分わかるつもりでありますので、何とかいろんなことを考えて努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきたいなど、そのように思います。よろしく願いをいたします。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 大変苦慮されていることと、またいろんな形の中で調整をしながら一つのものにつくり上げていくという、そういった苦労については理解をするところでありまして、ただ知名度という、これは正しいかどうかは別といたしまして、やはり群を抜いているのは全国レベルでいえば宮崎県がトップリーダーという形になるわけですけども、そこのまねをすとか、そういった思いではないわけですけども、知恵としてはお金を遣わないでやるということは、いくらでもこれから出てくること。ただそういった雰囲気ですとか、そういった資金づくりをするのが、やはり行政サービスの一つではないかと思われるわけですけども、これから言いますと、これから年始のあいさつになる年賀状、そういったものを利用するですとか、あるいは何といても大空町というのはまだ2年そこそこという、知名度があるないとかそういう問題のレベルではないと私の方では考えているわけですけども、こういったこと、知名度を上げるということについては、前出の議員なんかもおっしゃっていましたが、グリーンツーリズムにしても、定住にしても、企業誘致にしても、やはり知名度の多いところには勝てないわけですね。要素としてはやはり大手スーパーではありませんけれども、やはり知名度の高いところというのは、やはり集客力があるし、どちらかという、ネームバリューには勝てないという要素は持っているわけですけども、そういった要素を大空町としては多々あると思うわけでありまして。これは可能、不可能は別として、空港を持たれます女満別としては、こことリンクをして、共栄共存をしてやろうという事業はいくらでもあるはずなのです。ただ問題はそういった考え方、あるいはそうしようとしたかどうかということが大きな問題であって、大空町単独でやるということになれば、大変難しい問題が出てくるとは思うわけですけども、やはり外部の知恵を借りるといいましょうか、空港あるいは航空会社の知恵などをお借りして共同事業を設置して知名度を上げていくという、そういった要素は十分備えていると思うわけですがいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 大空町を売り込まなければ、なかなかいろんな施策をやってもそこに向いてくれる人たちが少ないのではないかと、そういう意味ではもっともっと頑張る必要があると、それは行政だけではなくて、いろんな企業の方々だとか、そういう方々とも事業タイアップしていく必要があるのではないかとということかと思います。しかしなかなかその雰囲気づくりというものは下手くそでして、難しいものだなという感じをいたしております。11月に入りまして、ようやく国道のカントリーサインが設置になりまして、やっと新しい皆さんにつけていただいたカントリーサインが国道の町界のところには設置をされたということでありますけれども、まだ道道が全部直ってはおりません。そんな中では、もっともっとこういう気運を盛り上げる、雰囲気を上げるその努力、それは先ほど言われましたように行政だけではできないということであります。私どもが出資をします空港ビル会社などとも十分お話しをさせてもらいたいと思いますし、先日一部民間の企業の方でありますけれども、もっともっと海外からのチャーター便を呼ぶ必要があるのではないかと、そのためには企業としても努力をしていきたいと。ただそこには行政のバックアップというものが必要だと。ぜひとも協力をしてほしいとか、動きだしてほしいというようなご要望もいただきました。今の国内のことだけで見ますと、先ほど言いましたようにいろいろな社会的マイナス要因とか、そういうものがあります。経済は特にグローバル化の時代ということで、日本国内だけで考えるというわけにはいかない時代になりました。そういうことから言いますと、海外からのお客様、交流人口ということもまさしく必要なことだというふうにその方は言われていたわけであります。そういうところの視点、まだまだ私どもには持ち得ておりませんでしたし、今まではそういう発想というのはなかなか取れなかったわけであります。ただ近隣の市町村見ますと、そういう企業とのタイアップ、産業界とそれから私ども行政組織と、さらに言えばよく比較に出てきますのは産学官というのでしょうか、そういうようなところが連携をしないとまちづくりというのはできないという、まさしくそのお話しのとおりなのかなというふうに思います。今後いろんな施策を考えていく、またアピールを考えていく折には、行政が何もかにもということではなくて、いかに民間の方々の知恵、またパワーというものを活用させていただくかということも念頭に置きながら、十分ご期待に添えるように対処してまいりたいというふうに考えますので、今後ともご指導いただきたいなと思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 一口に、大変口で言うのは簡単ですが、そういったことを現実化するというのは非常に至難の技かと思いますけれども、それやはり熱い思いと熱い議論がなくてはでき得ないことだと私は信じておりますし、よそごとといいましょうか、現実として旧東藻琴村の場合の、私の関連します芝桜公園に関しましては、やはり世の中で俗に言われます二番せんじといいましょうか、トップを切る場所の追随をして始めたわ

けですけれども、今まさに肩を並べるといいでしょうか、追いつけ追い越せの全国レベルがそういう状態だと思いますけれども、そこにはただ時間から時間へ、あるいは決まりただ中で物事をやってきたのではなくて、時にはやはり熱い議論もあり、格闘もあり、そういった熱い思いの中で現行まできたものと、私は信じておりますし、そういった思いがなければ、そういったものができ上がらないと、そう思うわけです。先日のサンデープロジェクトではないのですけれども、全国で平成の大合併の中で、合併をして悪くなったと思われるところが51.8%とか3%だそうです。よくなったというのは1.何%という、これは報道データですから正確かどうかは別といたしましてそういったデータが出ているわけですが、その悪い方にはぜひ入りたくないというのが私どもの思いでありまして、それはやはりせっかくあるものを、これがやはり決して手法としまして、空港を持っているわけですから決して大空町民になりましたら全町民がただですよと、こういったことにはならないでしょうけれども、一つのやはりPR、あるいは思いとして年間1回は半額ですよとか、そういったやれるやれないは別としてそういった手法もあると思われるわけです。そういったことに関してやはり今住民にとって町民にとって、まさに足りないものは不安要素の頼りどころがないというか、目標がないというか、先行きが不透明という、そういったことが多いと思われるわけです。ですからやはりそういった明るい兆しのものも並行して進めながら総合計画というものは立てていただければいいのではないのかなと、このように思うわけですが、この総合計画にのせるのせないということは別といたしましても、そういった題材もやはりどっかに持っていただかなければ、せっかく合併をして近隣にやはり自慢のできる大空町として、なかなか総合計画に見えてくる見えてこないは別ですが、その辺についてお聞きをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 そうですね。合併をしてよかったか悪かったかといいますと、何となく今までと変わって悪かったと答える方が多いのだらうと思います。しかし私はいろんなところで言うておりますけれども、行政の仕組みが変わって落ち着くまでには多少時間がかかりますので、ましてや課題は合併をしたからといってすぐさま減るわけでもありませんし、効果というものはすぐさま表れるわけではありません。そういったことから言えば、合併の評価というものは少し時間がかかるものではないかと、私はそのように認識をしてございます。熱い思いがなければ将来の展望が開けないぞということでありますけれども、例えば一つ例を取っていいますと、芝桜公園、新しい町になりまして、今とりあえず町が考えました計画、まだ議論があつて全部そのまま進むかどうかは別としまして、とりあえずやっ払いこうという中でいけば、3億円を少し下回るぐらいの事業費でもってこれを整備していこうということでございました。旧東藻琴村の時代には私がお聞きしているのは、もう少し予算規模の小さい中での整備計画であつたなというふうに思っております。これも私から言わせれば、合併の一つの契機として、多くの町民の皆さんがあそこはやっぱりいいところだよなど、大切にしていこうという思いの表れではないのかなと、私もそのように思っているからこ

そ、そのような計画の発案をさせていただいたということでもあります。先日、東藻琴の地域審議会の中で山下町長は芝桜公園に対して非常に消極的だというようなご指摘をいただきましたけれども、そのときに私は、過去東藻琴村で計画されていた以上にその数倍の投資を私は今皆さんにご提案をしてご検討をいただいていると、小心者の私とすれば、本当によくここまで踏ん切ったものだと思う気持ちでいっぱいなのだと、そういうことからすれば、私もあその場所というのはすごいすばらしいところだと思っていたその一人なんですと、そういう話をさせていただきました。東藻琴村として芝桜公園を管理していたときには、隣の町からその状況を見させていただいていたわけでありますけれども、年間に20万人以上の観光客がわずかにひと月の間に訪れて、数千万円の入場料があつてプラスなんだと、やあすばらしいという思いでありましたけれども、実際に内容を聞きますと、そのほかにやっぱりいろいろ課題もあるというのが段々わかってきました。ですけれども、何とか財産を後世に伝えるためには、今必要な整備というものは、こんなことがあるのではないかという思いを持って私も取り組んでいる一人でもあります。なかなか今の時代ですから、先行き非常に難しいというか、なかなか見通せない中でどうなっていくのだろうという、そういう不安を抱えているのは、町民お一人お一人の正直なお気持ちだろうというふうに思っておりますけれども、今メモがきまして、今総計で出している数字が2億5,000万円という事業費ということで多少ちょっとオーバーに言いすぎましたかもしれませんが、それぐらいの金額だということでもあります。ただそういう思いを持って、今回の総合計画にあたっているわけであります。また、確かに空港の料金、町民だったら半額にするよ、ああそれは合併してプラスだったなという部分もあるかもしれませんが、それは一つの議員も例だということでありましたので、そういう何か一つ、町民に等しくというところはなかなか難しいなと、場合によっては合併をしてプラスになった部分というのは地域の方々においてはあるわけなのですけれども、自治会の補助金が上がったとかですね、森林整備における助成金が今までなかったのが、こちら側の地域の人からみれば創設されたとか、中小振興資金の利子の補給の度合いが高まったとか、ただ全部の住民に対して同じかという、たまたま一緒にしたことによって片方の地域の人たちから見ればプラスかもしれませんが、片方の地域からすれば何ら変わらないということにもなりますし、そういう意味ではどちらからという、マイナスになった部分だけが印象として残ってしまうということだろうと思います。私どもは適切に皆様にPRをさせていただきたいというふうに思いますし、今後この総合計画の議論の中で、何か皆さんと共に一緒に語り合えて将来が展望できるような、そんな題材づくりというのでしょうか、そういうところにも今後努力をしていかなければならないということだろうと思うのです。統一的なそのスローガンと言ったらちょっと変ですけれども、町民みんなで持ち得る目標みたいなものを持てるようにしていきたいなと。総合計画というのは私は行政の計画、持ち物ではないというふうに思っております。それは町民皆さん、例えば構成の中で行政と町民の方がいて議会があったら、皆さんのものとして認知をしていただかなければならないというふうに思っていますので、そういう努力も今後していくように一生懸命努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 今、芝桜公園についてご答弁をいただきましたが、自分の所管でもありますし、それは所管内でいろいろ話をさせていただきたいと思えますけれども、そういった形の中の投資と削減の問題がいかに町民にわかりやすく提示できるか、広報できるかというのが問題で、昨日の議員からの、前出の議員からの質問もありましたけれども、なかなかそういった理解といいましょうか、わかりづらいやっぱり予算措置といいましょうか、当然こういった時期ですから、補助金そういったものの削減についてはいたし方ないにしろ、その辺の町民の目線である程度理解のしやすいような、やはり周知の仕方、広報の仕方というのは必要ではないかと。これは前回の質問でも申し上げたわけですが、数字的、棒グラフ的にはいかにもわかりやすいのだけれども、相対的な形としてはなかなか見づらいというのが、やはり現状なところだと思うわけです。そういったことについて、あえて住民に見える形の中の削減と投資と、上げさせていただいたわけですが、個別に上げるとわかりやすいのだけれども、それが相対的なバランスとしてはなかなかわかりづらいといいましょうか、そこまですく投資、削減を表現できるかというのは別問題ですが、やはり広報等々でも、そういった形の中で今後努力されていかれるかどうか、お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 補助金については削減とは一切申し上げておりませんで、見直しだという考え方でございます。削減がまず前段にあるということではないと。今回行革に委員会の中にもお諮りをさせていただきましたけれども、補助金もこれも町民の皆さんのお預かりしている税金であります。その税金を補助金として出すと。去年というかことしの3月でもご議論ありましたけれども、そういう視点に立ったときに、どういうところを補助金として支援をしていったらいいのかという、そういう考え方にたってもう一度改めて見直してみようということでございます。補助金だけに限らず町の歳出というのは、よく職員の給料に例えて皆さんのお納めいただいた税金だという言い方がありますが、もちろん給与もそうありますし、そのほかの支出というものも歳出というものも言えば、町民の皆さんからのお預かりしている税金だということでもあります。そののところがしっかりと考えながら、どこにどういったお金として遣わせていただいたらいいのかということを頭の中に常に置きながら皆さん方にご説明をしていかなければならないと、そのようなことをこの頃非常に強く考えるようになりました。広報で当然いろいろなPRをさせていただくのはもちろんでありますけれども、その以外の機会、直接お話しをする機会もありますので、そういう中でまたお話しをさせていただきたいと。非常に難しい話でもありますので、一回でいろんなことが全部つまびらかになるということではありませんけれども、回数を重ねながら、いろんな手法を取りまぜながらということになってこようかと思えますので、今

後ともそういう機会の設定に努力をしてまいりたいというふうに思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 言うがやすしで、なかなかその総体的に理解されるような出し方というのは非常に難しいことはよくわかっておりますし、削減という言葉がいいのか悪いのか、見直しが正しいのかということは別にいたしまして、やはりそういったことを周知されていなければ、その辺の理解度も少ないのかなと、そういった見直しについても、あるいは見直しについても、理解を得られるのにはその前提となる基本的なことの理解をされる周知がなければなかなか理解ができないということを申し上げたいわけですし、その辺は現状といえましょうか、総合計画になりますと今後になりますので、なかなかまちづくりとして、やはり住んでよかった、そういった形のまちづくり、合併以前からどちらの地域も進めてきたということを認識するわけですけども、やはり現状がわかって今後があるという考え方でお示しをし、そういった努力をされるのかどうかもう一度確認をしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 行革の委員会の中でも、補助金の見直し、使用料、手数料の今後の考え方というものの、この11月の22日に1回目出させていただきました。それをもとに、来年の春からではなくて再来年の春からということを現在考えているわけでありまして。その期間の中に多くの町民の方々に理解をいただく対応をしていかなければならないと、そういう努力をするのかと。もちろんであります。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 今後出てきます総合計画の中身を精査をしながら、また今後質問をさせていただきたいと思いますが、やはり非常にこの行財政改革と、それから何度も申し上げますけれども総合計画、まちづくりというものはやはりある程度の連携をされてできるものであって、その中でいかに地域住民にとって直接的に関連があるか、直接的に結びついているかということが一番必要なことであって、報道等では全国で岡山県の旧哲西町でしょうか、それから2カ所ほど上げられておりましたけれども、そこにはそののりの財政の厳しい中でそういった方向を見い出すという努力は、やはり行政だけではなくて町民を巻き込んだ形の中で行われているわけで、それはあくまで形式的なものではなくて現実的と申しましょ、その辺の分け方というのは難しいのでしょけれども、そういう具合に取り組んでおられるわけですね。ですから今後、昨日きましたまちづくりトークでしょうか、そういった案内も通じて、そういった思いの部分といえましょ、そういったことも取り上げて今後に生かされたいと思うのですがいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど申しましたように行政改革というのは、例えば行政の効率性だけを求めるものではありませんし、あくまでも町民のために行政の姿がどうあるべきかということ論じる場所だというふうに思っておりますし、総合計画も行政がやる計画ということではなくて、先ほど言いましたように町民皆さんが同じ例えば目標、目的に向かっていろいろな形で進んでいくための計画となるようにしなければならないというふうに思っております。先日総合計画の策定審議会からご答申ということでいただきました。審議会の委員の皆さんの任期というのは、諮問にあたった内容を答申するまでということですので、答申をいただきましたのでその任期というものはとりあえず終わったわけであります。私は皆様に大変ご苦勞をかけたということのお礼を申し上げたとあわせて、非常に多くの回数を重ねて、そして内容のあるご議論をいただいたということでお礼を申し上げたわけであります。過去にも私も担当者として女満別町の総合計画の策定に携わったことがありましたけれども、そのとき以上の議論を重ね上げた中でのご答申であったなということで、非常にすばらしいもののご答申をいただいたと、そんなお話をさせていただきましたし、また皆さんにお願いいたしましたのは、計画をつくるということが町としての最終目標ではない。その計画に基づいて、それを一つのよりどころとしながら、そして生き物であるその総合計画にのっとなって、これからのまちづくりをまた皆さんと共にしっかりとやっていくことが目標でありますので、またそういうところでのご協力、またアドバイスをお願いをしたいということで改めてお願いもしたところであります。いろいろなまちづくりの形態がありますけれども、やはりそういうところに町民に皆さんがいろいろな形で参画をしていただく、そのことがまちづくりの熱い議論になっていくだろうというふうに私も考えております。そういう私の考え方も含めて今後のふれあいトーク、町政懇談会などにおいても、皆さん方をお願いをしてお伝えをし、そしてまたご議論をさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 9番、深川 昇議員。

◇深川議員 確認をするようなかたちで失礼かとは思いますが、期待をしながら見守りたいと、このように私どもにも関連をするわけですが、計画あるいはそういった現行までにはいろんな形、バブルの時代には1冊の本にしてそれではい終わりということが多々あったものですから、そういったことがないようにお願いをするのと、今手探りの状態で合併からここまでできて、今後に向けてやはり職員もこれから減っていくわけですので、議員ももちろんですけれども。そういった中で今はやはり一番基盤強化といいましょうか、町政の基盤強化、財政につきましてもそうですけれども、一番大事なときかと、このように思われます。やはり現状ではなかなか見えてこない、理解されにくいといいましょうか、しにくいことがやはり5年後、10年後にはそれがよかったのだこの合併。大空町としてすばらしいまちづくりでよか

ったということが思われるように、これからも推し進めていただきたいと思います。
以上で質問は終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨日も一般質問に答える形で触れたかと思うのですが、ここ数年来、各市町村は合併の議論というものがあって、なかなかまちづくりの議論というものが滞ってきた感がありました。しかしいろいろなものの削減といひましょうか、そぎ落とし、そういうものがここにきて、ある程度限界にきている部分もありますし、将来のことを考えたときにこのままで本当にいいのかという議論もあります。我が大空町はそういう中において、新しく町として出発をしたと。当然新しい町としてのいろいろなまちづくりについて議論を深めていかなければならない時期でもあります。一方で財政的な基盤を強化しなければならない。両方の課題を持っているわけでありすけれども、このバランスの中でどのようにまちづくりを経営していくか、そのことを常に考えながら一生懸命努力をしてまいりたいと思います。まだ先ほど言いましたように、合併した中での課題解決、すべてのものに至っているわけでありませんので、町民からすれば課題は何も減らないなという思いだとか、効果というものはまだまだ感じられないなというお話もあります。ですけれども必ずや私ども直接財政を運営しているところではまだまだ町民の方々に十分説明し、実感していただけるまでには至ってはいませんが、今回の総合計画の実施計画に盛り込んだ事業などを考えますと、やはりそういう今回の決断の効果というものはあるというふうに感じているわけでありす。それを町民の皆さんと一緒に享受できるように、今後も一生懸命努力をしてまいりたいというふうに考えてございますので、見守るということだけではなくて、いろいろなところでまた叱咤激励、ご提言をいただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて、深川 昇議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 時 3 5 分
再開 午後 1 時 0 0 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 2、一般質問を続けます。
次に、12 番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 大変皆様お疲れさまでございます。最後の一般質問通告者でございます。時間も迫っておりますし、お疲れのようですので、いつもならやるまくら言葉を抜きにしまして、2 点にわたって通告をしておりますので、直ちに一般質問に入りたいとい

うふうに考えております。

まず、大きな第1点として、地域防災計画についてであります。このことにつきましては、Aといたしまして、計画策定がおくれた理由と計画起案時における内部の各課連携協議等、現在の進捗状況についてお伺いをさせていただきたいと、このように考えている次第であります。

引き続きまして、Bといたしまして、災害予防における住民、特に要援護者との協働のあり方について、これもまた山下町長が常日ごろ申し上げている情報の共有などを中心としてお伺いをさせていただきたいと、このように考えている次第であります。

Cといたしまして、緊急時における基本的な情報収集と住民に対する避難誘導などに係るインフラ整備をどう考えているかということをお伺いをさせていただきます。

大きな2点目といたしまして、教育長さんにお伺いするわけでありますけれども、通学安全安心システムについてであります。そのAといたしまして、児童が巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ、抑止をする仕組みについてのこれまでの対策と今後の方針についてお伺いをさせていただきたいと思います。

Bといたしまして、ICタグ等を利用した通学安心システムの導入や不審者情報の携帯電話を活用したメール配信システム導入について今現在検討されているのかどうかお伺いをさせていただきたいと、このように思う次第であります。

なお、ICタグにつきましては、過日厚生文教常任委員会が道外視察の一環として岐阜県にお邪魔をして岐南町の導入の経過を勉強させていただいたと、こういうことでございますし、携帯電話等を活用したメール配信システムについてはご案内のように北見が既に実施をいたしておりますし、12月1日から美幌で実際に導入が始まっていると、こういうふうにも聞いておりますので、基本的なお考えをお伺いをさせていただきたいと思います。

以上、第1回目を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問、地域防災計画についてお答えを申し上げたいと思います。

議員は、まくら言葉なしということだったのですけれども、私はご答弁に入る前に、まずこの地域防災計画、本来でありましたら大空町になってその年に策定をするということが基本的な役割であったというわけでありまして、この策定が次年度、今回大空町発足して2年目になりますけれども、ここに至っているということで冒頭まずおわびを申し上げたいと、かように思うところでございます。新しい町になりました地域防災計画、さらには国民保護計画というものを策定することが義務づけられておりました。我が町では、新しい法律に基づく国民保護計画、こちらのほうの策定を優先して進めたわけでありまして、その結果地域防災計画、新しい町としての計画が立ちおくれしてしまったと。旧来の東藻琴村、女満別町における防災計画の中で現在町民の皆さんの災害時における対応というものを進めてきたわけでありまして、今年度に入りまして精力的に新しい町としての地域防災計画の策定について

進めてきたところでもあります。言いわけの部分になりますけれども、ことし新しい洪水等に関する用語の表記、こういったものが変わったり、地震警報の改正などもありました。また、気象業務法の改正ということで、これらのものも盛り込んだ中で新しい計画を策定するということが現在に至っているところでもあります。現在協議を開始しておりますけれども、この時期においてまだ策定に至っていないということをこの場をかりて町民の皆さんに深くおわびを申し上げたいと、かように思います。

現在までの進捗状況でありますけれども、10月に入りまして総務課と地域振興課、所管する課の協議を初めといたしまして、関係する9課での協議、さらには12月に入りまして庁議ということで各課すべての課において全体協議を行っているところでございます。また、同じく12月に入りましてでありますけれども、防災会議ということで関係機関、団体の方々から成る会議においてご意見等、内容について精査をいただいたところでもあります。そういった中で、いろいろなご指摘等をいただきました。そういうものを整理し、また再度庁舎内議論等々踏まえながら、今後北海道との事前協議にも当たってまいりたい、そのように考えているところでございます。そういった中で、今年度中には間違いなく新しい町の地域防災計画というものを策定をし、そして町民の皆さんにお知らせをする努力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

災害予防における要援護者等のあり方についてということでご質問もいただきました。町民の皆さん、防災意識の啓発というのが大変重要なことだというふうに考えてございます。実際には計画があっても、それを町民の方々がある程度承知してくださらないと効力を発しないということがあります。でき上がりました計画等については、パンフレット等に要約をしながら町民の皆さんにお伝えをしたり、またホームページなどで掲載を図り、そういう折にもごらんいただけるようにしたいと思います。また、過去にもご指摘があったというふうに思いますけれども、ぜひとも来年度においては防災訓練というものを実施をして、そういう視点からも住民の方々に災害時における対応というものを感じ取っていただく、そういう努力もしていきたいというふうに思います。防災対策というのは、もちろん町の大きな責務の一つというふうに考えております。しかし、阪神・淡路大震災の折に建物等の倒壊があった折、公的機関に助けられた方、救出された方というのはわずか2%で、残り98%についてはみずからもしくは隣近所の方々によって救出をされたという報告がなされております。当然町として体制を整備することはもちろんでありますけれども、初動態勢が整うまでの間最も頼りになるのは、やはりご自分たちの知識や経験、さらには隣近所とのつながりの中での対応ということもあるのではないかと、そのように思うわけであります。自治会等、そういう組織を中心としながら、例えば火災であれば初期消火、災害時と建物の崩壊等であればその中からの救出、特に要援護者と言われる弱者の方々、そういう方々を早くそういうところから救出するための地域における自主防災組織というものも一方では必要ではないかと、そのように考えてございます。いろいろふだん要援護者の方々と接する機会の多い民生委員の方々や、また社会福祉協議会の組織、また福祉サービスでいろんなところで携わる方々、先ほど言いました自治会等、そういう方々を中心とした自主防災組織とその連携の体制というものを何とかしてつくり上げる

ように今後考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、緊急時における情報の収集、また避難の誘導、そのためにはある程度の機械器具、そういったものの整備というものも必要になると思います。現在情報の収集でいいますと、気象警報といたしまして北海道が行っております防災無線等での警報が流れてまいります。そういうものをキャッチしながら、また地域においては職員の巡視パトロール等で道路や河川、また農林業関係の被害の状況というものを逐一把握するようにいたしております。さらに、国土交通省が川の防災情報ということで町内の主な河川の状況を把握してその情報を寄せてくれる部分がありますので、そういったものや網走開発建設部の地方の防災情報、網走川、網走湖の画面情報などから、主に水防でありますけれども、そちらのほうについては情報収集をし、その中でどのような対応をとったらいいかということについて判断をしているところであります。

一方、集約されました情報を的確に住民の方々に伝えていく、そういうことも必要であります。現在については、電話で逐一かけたり、農協組織がお持ちになっているファクスを活用させていただいたり、広報車を走らせたり、また公共電波に乗せてテレビ、ラジオなどで住民の方々にお知らせをする、また職員や自治会の役員の方々、民生委員の方々の協力を得て1戸1戸別訪問をするということで対応しておりますけれども、いざこういう事態になった折にこの情報の伝達ということについては非常にまだまだ不十分だなという感じがいたしております。水防等でありましたら、先ほど言いましたこういう対応可能でありますけれども、過去にありました大雪災害、そのような場合については電話網が寸断される、実際の陸上交通が寸断されるという中では非常にジレンマに陥った経験もございますし、我が町では大きな地震等には今のところ至っておりませんけれども、そういった場合に本当にこういった手段が十分機能するかというと、非常に心もとない感じがまだ抱いているのが正直なところでございます。最近では、同報系の無線というようなもの、また携帯電話を活用した情報の伝達のシステムというようなものも順次できてきております。まだまだ今時点では私も十分な検討の段階とは言えませんが、このような新しい仕組みなども考えながら、何とか即時に住民の方々にいろいろな情報を伝えるその整備というものもあわせて考えていかなければならないと、そのように思っているところでもございます。これについては、今後十分検討して皆様とご協議をさせていただきたいと、そんなふうに考えてございますので、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げ、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 小島議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、Aとしまして、児童が巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ、抑止する仕組みについてのこれまでの対策と今後の方針という1点目についてお答えをしたいと思います。仕組みと対策、活動絡みでこれまで取り組んだことをあわせて答弁をさせていただきたいと思います。これまで旧女満別町含めまして取り組んでおります仕組み、活動については大きく9つほどございますので、順次それらの概要についてお答えをしたい

と思います。

一番早くから取り組まれたものとして、不審者警戒巡視活動ということに取り組んでございます。これは、児童生徒が下校するときの安全確保を目的として、役場の住民課、現在は総合支所の住民生活課、あるいは消防団、自治会、青少年育成機関、団体等のご協力をいただいて、女満別地区は2系統、2時半から4時までの時間帯と4時から5時半までの時間帯で週4回、火、水、木、金、この巡回を実施してございますし、東藻琴地区につきましては火、木、金、東藻琴小学校と東藻琴中学校の間を重点に置いて巡回をさせていただいております。

2つ目でございますが、不審者情報の配信ということを行っております。網走教育局から、管内全部の不審者情報が網走教育局に集まってまいります。それが即各市町村に折り返した配信をされるという、そういうシステムになってございます。それを受けましたら、すぐ各町内のすべての学校、幼稚園、青少年健全育成関係団体、あるいは関係する機関等にファクスで直ちに送信して役立てていただいております。

3番目といたしまして、子供110番のシステム、これは教育委員会だけでなく消防、警察、さまざまな機関のかかわりの中で設置されているものでございますけれども、女満別地区におきましては41軒、東藻琴地区におきましては38軒の登録をいただいて、何かあったときに子供たちが駆け込めると、そういう状況になってございます。

4番目が防犯ブザーの配付でございます。小学校の全部の児童と先生方に防犯ブザーを配付して、万が一のときはひもを引き抜いて警報を鳴らして周りにいる人たちの助けを呼ぶと、そんなものでございますが、平成18年度の末に民間の方からたくさんの防犯ブザーの寄贈をいただいたり、あるいは防犯のときの腕章の寄贈もいただいております、それらも有効に活用させていただいております。新しい1年生が入ったときには新規に全部与えて、それからそのほかの学年については補充を含めて活用させていただいております。

5つ目でございますが、子供安全マップの作成と配付ということをやっております。女満別地区におきまして、平成18年の2月に作成をして配付をいたしました。中にどんなことを記載してあるかといいますと、子供110番の家の位置、過去に声かけや不審事案が発生した場所、それから交通事故があった場所、それから人通りが少なく暗い場所、あるいは注意が必要な場所、それらを地図の中に刷り込んでいるのです。印刷して、それが表ですが、裏面には保護者への啓発的な内容も載せたものを配っております。

6番目でございますが、青少年健全育成指導員の活動、それぞれ両地区に6人ずつ配置をして委嘱をしておりますが、定期的な巡回、日常的な巡回等をお願いしております。

7番目でございますが、ことしの10月に旧女満別町時代の女満別青少年健全育成町民会議を全面的に改組いたしまして、全町的な大空町青少年健全育成町民会議として立ち上げて具体的な活動を展開し始めたところでございます。今回立ち上げました町民会議は、さまざまな関係する団体等を網羅する形の上に、町長が会長になっております大空町青少年問題協議会が出しております方針を具体的に実施していく、そう

いう母体として、あるいは研修活動をする母体として位置づけて取り組んでございます。

8番目でございますが、網走警察署補導員、これは網走警察署の委嘱を受けて、町内の委嘱を受けた方々がおられるのですが、それらの方々がお祭りや登下校時の巡回パトロールをしてくださっております。

これがこれまで取り組んできました主なものでございますし、また仕組みでもございます。

それから、不審者情報についてもお尋ねでございましたので、ちょっとお知らせいたしますと、平成18年度網走支庁管内全体で63件不審者が発生していたと。当女満別地区では7件、東藻琴地区では1件、去年は計8件ということでした。今年度に入りまして、この12月まで管内全体で23件と、去年の3分の1に減ってございます。女満別地区2件、東藻琴地区1件、計3件ということで去年の8件から見ると、これも約3分の1に減少していると。こうした不審者事案の減少を見ても、先ほど1から8まで述べましたいろんな仕組みや活動が抑止の効果になっているのではないかなというように考えるわけでございます。

そこで、今後の対策でございますが、今具体的に申し上げました活動や仕組みについて、合併になって地区が広がったということもありますので、それらの活動の見直し、改善、充実ということをやっていききたいということが1点目でございます。それから、今町長のほうからも答弁ありました町の防災計画の中に学校施設に関する防災も入ってございますので、これとの整合性をつけていくということも大きな今後の方針として取り上げていききたいというふうに考えてございます。それから、新たに立ち上げた町民会議、それから青少年問題協議会できちとした方針をつくって6月の広報の中で皆さんにはお知らせしたのですが、そういう各活動や組織、システムの相互連携をうまく図っていく機能、それをもう少しきちとしていかなければいけないというふうに考えてございます。それから、過日の新聞で学校保健法の改正が厚生労働省のほうで構想されているようでございまして、これまでは学校の安心、安全という観点でしたけれども、防災と災害という観点から保健法を改正したいというような意向がございまして、これについては、直接学校教育にかかわってくることでございますので、学校の中での安全マニュアルというのでしょうか、安全計画というのでしょうか、そういうものも今後策定をしていかなければいけないと、このように考えてございます。最後に、この後の答弁でも申し上げますけれども、議員からご指摘ありました通信システム、配信システムということも考えていく時期に来ていると、そんなことで今後の方針ということで述べさせていただきます。

それでは、具体的にBのICタグ等を利用した通学安心システムの導入、それから不審者情報の携帯電話のメール配信システムの導入についての考えということで、申し述べさせていただきます。これについては、北見市、そして美幌町で12月1日から既に導入をされたということでございます。美幌のことについて新聞の記事を見ますと、希望する人の申し出に応じてそれらが配信されていくというようなシステムになっているということを私も調べました。その辺のことの中で、大空町はスクールバスで通っている子供たちの数が東藻琴地区ですと、特に小学校に限定しますと

約３７％の子供たちがスクールバスで通っていると、それ以外の子供が歩いているということです。女満別小学校は、２８％の子供がスクールバス、それ以外の子が歩いていると。豊住小学校については、９１％の子供がスクールバス、あと９％弱の子が歩いているということで、歩いている子供たちの数を総計しますと、女満別地区で２２７名、東藻琴地区で７名、計３０４名の子供たち、小学生が歩いていると、こういうことが今回調べた中でわかってまいりました。スクールバスは、ある程度登下校の安全が確保されていますけれども、そうでない徒歩で登下校している子供たちについて、議員ご指摘のように、そうした対策ということを視野に入れていく時期に来ているなということは私も同じように考えてございます。

そこで、この後それらの導入に向けて学校の関係者、青少年育成関係の方々、皆様方の意見もいただきながらどのような形で導入していけるのか。岐南町の資料の中では１億円ほどかかったということで、そうでもなかったですか。全部の子供たちに携帯を貸与したような形でやられているというようなことを聞きましたので、そういう財政上の問題もありますので、前向きにそれらがどのように導入できるか十分検討させていただきたいと、このように存じております。

以上、申し述べまして１回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 １２番、小島一弘議員。

◇小島議員 ご答弁をいただきました。１点の地域防災計画につきましては、冒頭から町長からおわびをいただいたというようなことで、その後続けて聞くのが非常に聞きにくいのでありますけれども、あえて申し上げますけれども、言いわけになるがというふうにおっしゃっていましたが、国民保護計画の策定に時間がかかったということと言うのは、まさに言いわけでありまして、防災計画と表裏一体だというふうに私は解釈しているのです。同時進行でやれば、そんなに時間がかかることではなかったのではないかと。用語だとかその他いろんな法律のほうの関係の一部改正だとか等々ありますでしょうけれども、そんなにそのことによっておくれたということにはならないと思います。ただ、町長のほうからおわびが出た以上、私もそれ以上はあえて申し上げませんけれども、こういうことで現実の問題としてやるべき仕事をきちっとやってもらわなければいけないということを一応再確認で申し上げておきたいと思うわけであります。

なお、その経過の中で各課連携の協議などどうなっているのかという私の問いに対しては９課でやっているという話が出ております。それぞれ消防、建設、福祉、関係９課というふうに事務方からも説明を受けておりますけれども、私は不思議に思っているのです。今２番目の答弁にかかわることで、教育長が防災計画との連携をいよいよ緊密にやる必要があるということを答弁いただいた経緯もありますけれども、なぜこの関係９課の中に教育委員会が入っていないのか、これが釈然としないのです。教育委員会に限りません。農政のほうの産業振興課になりますか、農政課になりますか、そちらのほうも除かれているということでございまして、この辺の経過についてなぜそうなったのかということを変更してもう一度お尋ねをしたいというふうに思うわけで

あります。それが第1点といたしますか、おわびの問題についてはそれはそれとして、特に教育委員会、その他関係課、防災計画に必要な内部連携の協議がきちっと進んでいないという印象を持っておりますので、もう一度その辺についてお尋ねをしたいというふうに思うわけであります。

2点目ですが、今回素案で出てきているものは、地域防災計画と別冊で水防計画がついているのですよね。前は、女満別時代は水防計画も一緒に入っておりましたけれども、分量的には変わらないぐらいの量なのかなとは思っておりますけれども、こうした計画そのものについて町長は常日ごろ住民との協働ということを申し上げているわけであります。計画物についても先ほどの同僚議員への答弁の中にもあったように思うのですけれども、いろいろと住民の意見を聞きながら総合計画を策定したとかという話も出てくるわけであります。この防災計画というのは、町民の生命と財産を預かる大事な計画であるにもかかわらず、住民の声を聞く機会をつくっていないというのがちょっとよくわからないのです。災害対策基本法の流れから、市町村の計画を立てなさいというふうに上からおりてきているのです。ピラミッド形の中に含まれているという制約ももちろんあることは承知しておりますけれども、山下町政のカラーとしてこの辺どうしてそういうことを聞く機会を、防災会議の条例なども見ましたけれども、何とか配慮できる方法はないのかなと思うわけですが。策定に当たって住民の声を聞くという機会です。例えばパブリックコメント制度、これはほかのところでやっているのです。防災計画策定については、パブリックコメント制度を導入して、こんなことで素案を考えているけれども、どうかというのをやりとりやっています、数少ないのですが。そんなことの対応について、もう少しお考えがあれば示していただきたいと思っております。

3点目として、町長のほうからも答弁ありましたけれども、防災というのは何か起きたときに、起きてもらっては困りますけれども、収容避難場所だとか、日ごろの蓄えだとか、災害予防に関することをきちっとやらなければならないことがいっぱいあるのです。今回の防災計画は、前の女満別町時代の比較しか私はできません、東藻琴のことわかりませんから。町民の基本的責務という項目を設けているのです。前はなかったのです。ほかの自治体のこの種の計画物を見ていると、やっぱり進んでいるところは確かに町民の基本的責務というのは設けておりますし、あわせて企業の基本的な責務というのにも入れているのです。今回町民の基本的責務が入っているということといいことだなと思いつつ、その辺の企業の基本的責務が入っていないことをちょっと不思議に思っておりますし、あわせて避難場所にかかわることでお尋ねをしたいのでありますけれども、ハザードマップなんかは公共施設には張ってあるのですけれども、以前のあれに基づいて、住民の間には周知がうまくできていないと思うのです。この辺についての考え方といたしますか、まだいっぱい聞きたいことがあるのですが、まとめて聞くとまた頭の中こちらも混乱をしますので、この辺にとどめたいと思います。続けてまたその続きは答弁いただいてから質問させていただきます。お願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 計画の策定の関係については、言われるとおりのことでもありまして、先ほど申し上げたとおりおわびをするのとあわせて、今回早急に策定をしていかなければならないということで改めて強く感じているところでございます。

また、9課という話をしましたけれども、これは担当課の協議の後、その第1段階としてその課、その後は完全に庁舎内、庁舎内というのは教育委員会も含めて全課協議にもう既に移っておりまして、いろいろな課題点、そういったものを全課協議の中で進めているということでございます。

また、防災計画、パブリックコメントというような方式もあるではないかということで、住民意見のということでありました。私自身考えました中におきましては、総合計画ですとか、そういうものよりも町民の責務だとかそういうものは当然書いてくる時代にはなりましたけれども、やはり町の対応の部分が非常に多くなってきている部分がありましたので、結果的に事務段階で法律の内数の中でつくらざるを得ない部分が非常に多かったというようなこと、さらにはその中で防災会議等に図りながらご意見をいただいていくという形式をとったということで、ほかの計画などと比べますと非常に住民の方々の考え方というものがこの中にはまだ十分ではないというような側面があるかと思えます。まだでき上がったわけではありませんで、この議会もそうありますけれども、さらにいろんな方にご意見をいただけるような機会をさらに加えながら、そして北海道との防災会議等の協議を経て最終的な案にしていきたいと、そのように考えてございます。

また、町民の責務、これは先ほど阪神・淡路大震災のときに自分の力で、もしくは近所の方々でその難のところから逃れた方々の率が、公的機関によらない救助の率が98%ということであれば、その地域の方々の責務といいたいでしょうか、対応の必要性ということが非常に重要視になってくるというようなことで今の時代加えられることになったものと、そのように思っています。

また、きょうの北海道の新聞でありましたでしょうか、網走市が企業とそういう提携を結ぶということで企業の方々にお願いをする役割という部分も出てきているように思います。実際にはこの計画の中にそこまで、表題として入っていなかった部分はありますけれども、具体的に言いますと食料の調達の関係ですとか、当然いろいろな形で関係する事業者の方々に協力を仰がなければならない、そういうものもございまして、企業の方々に協力をしていただく、事業者の方々に協力をしていただく中においてこの防災計画が成り立っているという部分もございまして。さらに整理する中で、そのあたりをどのように表現して位置づけていくかということについても改めて検討させていただきたいと思えます。

また、従来女満別町の防災計画においてはハザードマップ、網走湖の堤防が決壊をするということを想定をして、どういった状況にはどのあたりまで水がつかるかというものについてハザードマップを作成をし、各公共施設や人の集まるようなところに掲示をさせていただいている部分がございます。住民お一人お一人十分承知しているかと、手元にあるかということでいいますと、お配りはしておりませんので、現在のところはありませぬ。当時議論として、そのもの1枚だけを各ご家庭に配付をしたと

きにしっかりそれを掲示していただけるかどうか、そんなことをいろいろ議論しながら公共施設等のところに掲示をするということにとどめました。しかし、今回の防災計画という形でまとまった暁には、このことだけではなくて、防災のパンフレット、非常時にはこういう対応をしてほしい、こういう連絡をしていくというようなことの概要を書いたものをお配りする手はずにしております。その中にこのハザードマップの図示したものを入れながら、各ご家庭で保存いただいてもしものときには使っていただけるような形のものになろうかと思っておりますので、そういう中でお示しをして配付をさせていただきたいと、そのように考えてございますので、そういう中で周知についてもさらにしっかりとやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いろいろと質問をさせていただいたことについても受けとめていただいているようでありますけれども、今町長が最後に言った道新に載っている万一に備え防災協定、食料関係も以前そういう新聞記事が出ておりますよね。先ほど私がなぜそう言ったかという、あえてもう一度確認しますけれども、町民の基本的責務と企業の基本的責務というのはきちっと入れた上で防災協定を結ばなければいけないという考え方を私は持っているのです。ですから、地域にある企業の責務として防災協定に対応していただくということが前提になっていますから、一般論で言うと今のつくられた地域防災計画の中にも防災協定を結ぶという話は文言として入ってはいるのです。ただ、そうだとすれば企業の責務というのをちゃんとうたったほうがいいのではないかということを申し上げておきたいというふうに思うわけであります。それが1つであります。

それから、もう一つ、瑣末なことなのですが、防災計画を策定するに当たって、前まで大空町のホームページには防災の項目に関しては工事中というふうになっていたのです。後ほど質問をする都合があったものですから、ちょっと見させていただいたのですが、いつの間にか削除されているのです、防災の項目が。新しいのができたらちゃんと載つけようという思いなのでしょうけれども、対外的に開かれているホームページに以前は防災、みっともないかもしれないけれども、工事中というものがあつたのに、今や項目も削られているように聞いております。したがって、その辺についてどういう内容でそんな対応になっているのかということもあわせてもう一つお聞かせ願いたいというふうに思うわけであります。

先ほどの教育委員会がなぜ入っていなかったかという問題とかかわるのですが、私の考えでは、3点目になりますけれども、要援護者、前の計画では災害弱者という表現を使っていたのですが、この中になぜ児童は含まれていないのだろうという疑問をちょっと持っているのです。後から当然答弁出ると思うのですが、文教施設計画だとか、そのもののほうにそれは配慮されているのだと、こういう説明をしてしまうのですけれども、この概念の規定についてももう一つお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 災害時における企業の方々の役割というものも大変重要なものがあります。先ほど個別にいろんなところで規定しているというような項目もありますので、全体として表題という言い方は適切ではないかもしれませんが、大もとの基本的な考え方ということで載せる必要もあるのではないかと、そのように思いますので、それについては今の策定経過の中で盛り込むように考えてまいりたいと思います。

また、ホームページについては、私大変申しわけございません、十分承知しておりませんでしたが、今議員の言われたとおりの内容で今載せていないということだと思います。先ほど1回目の答弁でご説明をさせていただいたように、パンフレットの配布もさることながら、日々変わる内容もございます。そういった意味では、パンフレットで印刷をしてお渡しをしまえばそれで終わりというわけにはいきませんので、そういう即時性の変更のあるもの等についてはある一定の期間はホームページなども有効な手段だと思いますので、先ほどの答弁と同じようにそのところは今回の計画に合わせて立ち上げをさせて町民の方に見ていただくようにしたいというふうに思います。

また、要援護者の考え方なのですが、国のガイドラインの中では65歳以上の方、さらには障害をお持ちの方、また妊娠をされている女性の方、それからゼロ歳から6歳未満だったでしょうか、の乳幼児の方というのが一つの、国のガイドラインの中ではそういう言い方にもなっているように思います。しからば、先ほど言われました子供たち、それ以上、学校に行っている子供たちもいます。そういう方々はどうなるのかというようなこともありますけれども、確かに学校に行かれているときに例えば地震が起こった等々、それは文教計画の中に盛り込まれている部分、当然ございますし、その現場で対応していただかなければならないということにもなりますけれども、必ずしもそういう場合ばかりではないというふうに思います。要援護者、字のとおり災害が起こったときに援護、そういう支援を必要とされる方々という概念ではないかなというふうに思っておりますので、例えば交通移動手段を持たないというような子供たち、特に小学生などは判断等をするということもままならない学年などもたくさんあるだろうと思います。私どものこの防災計画の概念上は、そういう子供たちも含めて要援護者としていくのがいいのではないかと、私自身そのように思っておりますので、そういう視点でもって整理をかけたいなと思っておりますので、ご意見賜ればと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長は、大体私が提起したことを全部受け入れてくれるので、あれなのだと思いますけれども、そのように進めていただきたいと思います。

なお、Cのところでも言ったインフラ整備の問題なのです。このことについては、同報系の一斉配信システムというのですか、そういうものが一番いいということがわ

かりつつも財政上の理由からなかなか難しいと、でも時代の要請とともに検討したいというお言葉もいただいた経過がございますけれども、このことについて現状のままでは不十分で心もとないということを理解していただいているものと思いますので、改めてもう一度お尋ねいたしますけれども、同報系無線一斉情報システムの整備に向けて、私の考えでありますけれども、3章の情報通信計画に通信インフラ整備の課題を載けておくべきではないかというふうに考えておりますので、そのことについてもう一度お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それと、これが防災計画の最後になりますけれども、2点目です。災害対策基本法に基づく防災計画なのですが、たまたま勉強しなければならなくてインターネットで調べていったのです。そうすると、印刷すると40ページぐらいになって慌ててしまったのですが、その中に101条というのがあるのはご存じだと思うのです。地方公共団体の災害対策基金という名前で書かれておりまして、文章はちょっと要約しますが、地方公共団体は災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害対策基金を積み立てなければならないと、こうあるのです。現状で私の知る限りでは、いろいろ基金があろうかと思っておりますけれども、災害対策の基金というものを積んでいるというふうには聞いておりません。したがって、このことについてはどのようなお考えでそうなっておられるのか、その辺をちょっとお聞かせを、防災計画の最後のくだりとしてお尋ねをしておきたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 私どもから町民の皆さんにご連絡をする方法と、確かに同報系無線というのがあります。非常に有効な手段だとも思うのですが、住民の安全を考えたときにそれが高いか安いという議論はあるのですが、今私どもが考えている中ではもう少し安くないかなという感じは正直言っているところがあります。先ほどのメール配信ではないですが、そういうような仕組みがとりあえず経費的には少ない部分が今ありますので、まず役場の職員、それから災害時にいろいろ出動を願うことになります機会が多い消防団の方々、こういうところの方にはご協力をいただいて一斉送信ができるような、そういうことをまずは考えてみたいと思っておりますし、そのやり方によっては町民の皆さんにいろいろな形でご協力をいただいてやる方法というものもあるのではないのかなと、そんなふうにも思っております。

私ども一番災害として恐ろしいなと思っておりますのは、私自身は地震災害でございます。津波も非常に恐ろしいわけですが、私どもの地域柄、さらには津波というのは通常海洋で起きた地震等が影響して20分後、30分後、1時間後ということでもありますけれども、地震だけは今ある程度予測はできるとはいいいながら何十秒単位のことでもあります。そういうときの連絡の仕方と、今私どもで一番機会の多いのは水防に関係するもの、大雪に関係するものというものもございます。こういうものはある程度気象情報を事前に入手をしながら、事前の周知ということも多少かなう部分があります。そういう中で我が町、どの程度までの連絡網をつくっていくかということについては十分考えていきたいというふうに思います。

それから、法律の関係でありますけれども、町直接といたしましては災害時の基金というものは持ち合わせてはおりません。ただ、直接という言い方ではない、ちょっと変な言い方かもしれませんが、決算のときに備荒資金組合に対する積立金というのがございます。その中に現在2億円程度積み増しといたしましょうか、積んでございまして、各災害のときに、例えばことしも若干使わせていただきましたし、過去ここ数年大雪、それから水害のときにこの基金を支消してその後の対応として使わせていただいたこともございます。そういう中においては、これがそういう役割を担うものと思っておりますし、また網走湖の環境保全等の基金、今現在約4,000万円程度ではなかったかと記憶しておりますけれども、これについても網走湖の環境が急激に変化した折、もしくは災害等で網走湖の状況が不測の事態に陥ったときには使うことが可能というような基金の内容になっていたというふうに思います。そういうものを活用しながら、不測のときには対応していくということを旨として考えてまいりたいなというふうに思います。その金額の多寡、大きさ、小ささ、そのあたりについてはまたいろいろご議論があることだろうと思いますけれども、その部分については今後検討させていただきたいなというふうに思いますので、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 インフラ整備については、お金がかかるということでなかなか、最終的には私の提案している同報系無線一斉配信システムといいますか、そういうものはなかなか難しそうだという、言葉を濁されているので、ちょっと残念だなと思っています。

なおかつ、後ほどの基金の積み立ての問題については、備荒資金だとか網走湖の環境対策基金をもってそれに充てるといような答弁になっておりますが、私は詳しくわからないからお尋ねしたというのが本音なのです。災害対策基本法上における101条です。これについての災害対策基金というものは、法律で置かなければならないというふうに書いてあるように読めるのです。ただ、いろんな政令だとかその他の定めによってこの場合についてはこの限りではないだとか、いろんなことがあるのかもしれませんが、あえて申し上げます。今町長が答弁された2つの基金のようなものがあるから、それに相当するからいいのだというふうにとられるような答弁ではちょっとわからないのです。それだけいっぱい官僚がいるのですから、優秀な官僚の方々がいるのですから、法的なことについての、過去余り聞いたことないのです、私個人的には議員としては。災害対策基金というのは余り、防災計画のことを真剣になって勉強しているうちに、大した真剣ではありませんけれども、インターネット見ていたら、法律の一部にそれが書かれてあったので、当然ご存じだと思って聞いているわけなのです。だから、改めてもう一度お聞かせ願いたいのと、その前に申し上げた同報系の一斉配信システムについても一度明快なお言葉をいただきたいものだと思いますし、さかのぼって恐縮なのですが、町長の先ほどの答弁で私はいいと思っているのですが、防災会議についての見直しもしてくれるように受けとめてしまって、するするとそのままやりとりが来てしまっているのですけれども、防災会議の条例も改正して、住民

も参画できる、自主防災組織が将来できるとすれば、その人たちも入れるような、そういう条例を改正する意思があるかどうか、再確認でございますが、その3つだけ確認をさせていただきます。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島議員の一般質問中ですが、ここで休憩します。

再開はブザーをもって知らせます。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時14分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

小島議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

◇町 長 3点についてお答えを申し上げたいと思います。

同報系無線、導入しないというような言い方はしたつもりもございません。当然有効な手段ということであれば、それを含めて適切な情報の伝達手段というものを考えなければならないという考え方でございます。ただ、日進月歩いろいろな情報手段の伝達の方法というものが確立をされてきておりますし、津波、最近の地震、いろいろな状況の中ではいろいろな開発が進んでおります。かといって、いつまでも待っていても、いつになったらできるのだという話もあります。そういう時期も見ながら、その中でよりよいものを含めて検討してまいりたいと思います。

また、防災会議の関係については、法律で規定してある部分についてののみ今メンバーとして定めておりますけれども、確かに言われる趣旨わかりますので、今後地域における自主防災の組織など、そういう関係する方々にも当然入っていただいてご議論いただくのが筋ではないかと、そのように思っておりますので、これはしかるべき時期に整理をしていきたいというふうに思います。

また、災害対策基本法の101条、地方公共団体は別に法令で定めるところにより災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害対策基金を積み立てなければならないと、この別に法令で定めるところによりということで、こちらのほうは災害救助法に規定をされてございます。この中におきましては、都道府県は前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため災害救助基金を積み立てておかなければならないということで、災害対策基本法の法的な解釈でいいますと、都道府県に義務づけたものというふ

うな解釈でございます。今担当のほうから得た情報で申しますと、これとは関係なく独自に北海道の市町村で基金を積み立てている例が一、二例あるというふうな情報をいただきましたけれども、法律の解釈としては以上のようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 同報系の問題については、それが一番いいのだけれども、否定するわけでないけれども、よりよいものがあればそのことを含めて検討したいというふうにおっしゃっております。その中にどうしても携帯電話のシステムを利用するという発想が強いと思うのですが、これも既にご案内のように災害が起きると大体回線がパンクするという状態等々想定すると、やはりお金はかかるけれども、みずから同報系無線によるそういうシステムを導入すべきだということを再度これは提案として申し上げておきたいと思います。

それから、防災会議については私の提案どおりしかるべき時期にお計らいをいただくということでありますので、よろしく肅々とお進めいただきたいと思います。

101条に関しては、勉強させていただきました。都道府県だけということであるようであります。ただ、町長の答弁の中でちょっとありまして、昨日の同僚議員の中の議論ともちょっと絡み合うのですけれども、先ほどの答弁にあった備荒資金の関係等は財政指数をクリアするためにその対象となっているのかなっていないのかだけを、備荒資金がそれに準じるものとして町村レベルの災害対策的な機能を有する基金だとすれば、余りそれを取り崩したりしないほうがいいだろうと思っているのですが、その辺について伺いをして、地域防災計画につきましてはおおむねそれで終わりたいというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 同報系無線につきまして、私思いますのは、あらゆる災害を考えたときに万能のものはなかなかないかと、有線であれば線が寸断されれば終わりですし、無線といっても混信すればおしまいと、陸上交通で行くといっても道路が寸断されればと、いろんなことを想定しながら複層的に考えておかなければならないということではないかなというふうに思いますので、そういう視点も含めながら今後いろいろご議論をさせていただきたいなと思います。

また、備荒資金組合の積立金等については、今回いろいろ言われています財政的な状況の数値そのものとは関係はございません。

以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大きな2番目に移りたいと思います、教育長が待ちかねていたと思いますの

で。10分少々しかありません。

通学安全安心システムについてであります。このことについては、答弁をいただいたところでありますけれども、学校保健法について12月9日の道新1面にも言及をされて、私が2回目で言おうかなと思っていたことを言っていました。要するに不審者対策等々についての基盤の対策手法というのはいろいろあるわけですが、住民運動を上手に組織化しているということが美幌の事例などを見ても明らかだと思うのです。したがって、私どもの本町において8点にわたっていろいろやっておられるということについては評価をしたいと思いますが、もう少し自発的で、かつ柔軟な形で行われる住民運動というものを今後の課題としてどうお考えになっているかということをお伺いをさせていただきたいと思うのが第1点であります。

第2点といたしまして、これもこの問題とは直接かかわりはないわけですが、かかわりはないというのは、関係あるのですが、学校開放との関係で登下校の安全の問題だけではないということについては先ほど教育長の答弁の中にもありました。セキュリティと学校開放との関係、こんなこともあわせて防災計画の中に位置づけられた意味合いも含めてもう一度お聞かせを願いたい、このように思います。

3点目といたしまして、先ほど教育長の答弁でICタグの導入に1億円相当かかったようだと、導入コストがというお話がございました。これは、最初の話は1億円相当だったのでありますけれども、恐らく鈴木課長は同行した副町長から入手した資料で教育長にお話ししたのだと思いますが、これまた1,260万円が初期導入コストでありまして、決して安いとは言いませんが、高いともむしろ言えないぐらいの内容のものでございます。先ほどの防災計画との関連もありますけれども、携帯の電話を使つてのメール配信システム導入も、これも大事だと思っておりますが、これについてもいろんなこともございますので、私としては岐南町で導入しているICタグの検討を強く求めたいと思うのであります。こういった話をすると、いつも教育委員会の話を尋ねているつもりは僕はないのです。ICタグを導入すると、ICタグを読み取るリーダーを校門に置けば出入りがわかるわけです。ところが、岐南町でもそうですが、これからの課題として言っているのは、町なかに定期的にリーダーを設定すると、年を召して徘徊をされるような状況になった高齢者の方々に対しても対応できるようなものになっていきますし、それぞれの分野で自分の仕事をやるというだけでなく、多岐にわたって連携ができて活用できるという意味の拡張性が極めて高いという意味で私も勉強させていただいて、これはぜひともひとつ導入を検討していただきたいと。ただ、1,260万円というのは、本当に最初は1億円だったものが1,260万円になった経緯が存在しておりまして、もちろん実証実験という事業だということやメーカーの最大の協力をいただいたとか等々、いろいろお話があったわけでありまして、そういうことでやはり導入する際には何であつてもそうですが、人に先駆けてモデル事業や実証実験事業などをやると比較的安価で導入することもできると、常日ごろそんなことを考えてぜひとも進めていただきたいということを申し上げまして、質問2回目にかえたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、2回目のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

1点目の住民運動の組織化、自発的な運動、柔軟な運動展開ということについてでございますが、先ほど1回目にご答弁申し上げました各組織、仕組みがございますので、それらの仕組みそのものの動きとしてもそうした方向性は必要になってくるだろうと思いますし、もう一つはそれぞれの自治会の中における例えば子供会だとか、そうした防犯関係の担当のところ、方、そういうつながりの中でそうした運動が展開できないかということもこれから考えていきたいことだと、このように思います。そのためには、住民生活課と教育委員会との協議、連携等が今後必要になってくるだろうと、このように思っております。

2点目の学校開放と子供たちの安全、セキュリティの問題でございますが、おっしゃるとおりでございます。学校を開放している方々が外部から入ってくるときのセキュリティ、防犯対策をどうするかということでございますが、女満別町時代に女満別小学校、女満別中学校、幼稚園に外から夜間に外部侵入者があったということでセコムを設置をさせていただきました。ですから、日常的には施錠してございます。インターホンで押さない限りは入れないということになってございます。しかし、地域の方々との諸行事等の展開の中では、お入りをいただきながら一緒に活動しているのは実態でございますので、そうした観点からまた問題点はないかどうか考えてみたいと、このように思います。

3点目の岐南町にかかわりましてのＩＣタグの問題、先ほど美幌で導入されたやつは簡便なソフトを導入をして、新聞によりますと155軒の家庭からの申し出があったということでございますので、うちの町で実際登下校している子供が300人ちょっとという、その人数、数字等も考えて、まずどこからできるかということを町民会議あるいは育成指導員の会合等でも協議を重ねていきながら、どんな形でいけばいいかなど。最終的には議員がおっしゃるような方向に行けば、いろんな意味で総合的な安心、安全にはなってくるのだろうと。かつて出雲市でしたか、市長をされた方が郵便局のキャッシュカードの中にいろんな情報を、市民の情報を全部入れて、健康診断から何から入れてというようなことをもう10年も前にやられた岩國哲人さん、そんなことを今お聞きしながら思ったものですから、そうした一つのＩＣタグが多方面的の利用価値を持つというようなことも教育委員会だけでなく、知恵を出し合いながらというような将来的な方向の中でまたご検討させていただきたいと、このように存じます。

2回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ積極的に受け入れて、質問の内容を踏まえた上で実行されるものと期待しております。

特に私はＩＣタグを強調して言ったのですが、教育長が最後の答弁の中で話ありましたように、美幌で行う配信システムもあわせてぜひとも必要だと思っております。

なお、これも美幌新聞に載っていることでありますけれども、防災計画との絡みの中で業者に頼らず役場内のパソコンを使って自前で配信するため、経費等の負担を極力抑えるというようなことが書かれてもおります。そういうシステムを導入したようであります。つまり防災計画とも連動しているということも申し上げて、きちっとしつかりと町民の生命、財産を預かる、特に子供たちの命と安全を預かっている立場として淡々とお進めいただきたいということを強く申し上げまして、質問を終えたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 ご指導いただきました点についてしっかり受けとめながら、今後協議検討を重ねさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

閉会 午後 2時28分

平成 1 9 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成19年12月11日
- ・ 開 会 平成19年12月11日
- ・ 閉 会 平成19年12月13日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副	町	長
副	町	長
農 政 課 長 補 佐		
商 工 観 光 課 長		
建 設 課 長		
住 民 生 活 課 長		
保 健 福 祉 課 長		
東藻琴国民健康保険診療所		
財 政 課 長		事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター所長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会		東藻琴地区農業委員会
事 務 局 長		事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第4回大空町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、4番、植田泰弘議員及び5番、森田暢明議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりですが、昨日同様、菊地農政課長が欠席し、漆原農政課長補佐が出席しております。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第9号

- ◇議 長 日程第2、認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで9件を一括議題とします。
佐々木代表監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

- ◇代表監査委員 先に配付いたしました監査意見書に一部脱字がございまして、新旧対照表を事前に配付させていただきましたとおり、報告書を訂正させていただきますのでご了承をお願い申し上げたいと思います。

- ◇議 長 本件は、平成19年第3回定例会審査付託事件であり、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。
したがいまして、本件の審査結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員長、坂本一光議員。

◇決算審査特別委員長 決算審査特別委員会における審査の結果についてご報告いたします。

平成19年第3回定例会において当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成18年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成18年度大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成18年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成18年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成18年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成18年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての9事件であります。

去る10月23日当議場におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第9号までの9事件すべて原案のとおり認定すべきと決定しました。以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これから認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで9件を一括採決します。

お諮りします。認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この9件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 諮問第2号

◇議 長 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

山下町長の説明を求めます。
町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前10時13分
再開 午前10時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり適任と答申したいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました
意見のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第4 議案第66号

◇議 長 日程第4、議案第66号 大空町総合計画についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 別に発言もないようですので、お諮りします。
ただいま議題となっています議案第66号については、総合計画調査特別委員会に
付託して閉会中の継続審議としたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号については、総合計画調査特別委員会に付託して閉会
中の継続審査することに決定しました。

◎日程第5 議案第67号

◇議 長 日程第5、議案第67号 土地改良事業の事務の委託についてを議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 土地改良事業の事務の委託についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 土地改良事業の事務の委託については、原案のとおり可決されました。

ここで20分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時03分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第68号

◇議 長 日程第6、議案第68号 大空町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ただいま総務課長が説明をしていただきました。先ほど休憩の間にちょっと総務課長に尋ねていたのですが、2条の任命権者というのは、非公式な会話で

ありますけれども、教育委員会の関係だとか、あるいは農業委員会の関係だとか、いろいろ想定されるような話もお聞きしたところでありますけれども、町長部局についての任命権者というのはどういうことになるのかということ。つまり、この条例上における任命権者の概念規定ですね。及び根拠法令、任命権者に関するですね。それをちょっと示していただきたいと思います。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 任命権者にかかわるご質問でございますけれども、今回の条例の制定の趣旨といたしましては、消防職員を除きます全職員の給与等にかかわります運営の状況を公表するという考え方に基いております。ここで言っております任命権者につきましては、各行政委員会の長を指すという内容でございます。したがって、9月末までに町長に対して報告をいただく任命権者といいますのは、町長部局以外の任命権者ということになるわけでありまして、議会の議長、あるいは教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会といった方々を任命権者として指すということでございます。根拠につきましては、任命権者の分については地方自治法の中に任命権者という規定とございますが、根拠法令としては地方自治法になってございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 総務課長の説明で何となくわかるのですが、条文の整理として、あなたの説明によると行政委員会の長を指すと、こういうことなものですから、そうすると町長部局についての任命権者というのは、私が想定するに町長だと思えるのですが。その場合には、町長は総括的にそういうこの種のことについて、公開に資する資料の判断概要を求めるのに行政委員会の長に、言うならばお願いすると、報告しなさいという規定を2条でやったということであれば、これはちょっと文言としてあまり適切ではないのではないかとこの印象がうかがえるのです。このことについては町長どう思われますか。私の考えでは町長部局の方が多いわけですね。そのことについての職員の、ここに3条の規定にあるように、任命及び職員数に状況や給与の状況や勤務時間、その他の勤務条件の状況、分限及び懲戒処分の状況、服務の状況、研修及び勤務成績の評定の状況、福祉及び利益の保護の状況、その他町長が必要と認める事項と、このように書いてあるわけですから、みずからの分についてももちろんあると思うのですよね。町長部局の分も。その辺の整理が文言としていいのかなと。言っている趣旨はわかるのですが、総務課長の説明は。

それとあわせて関連なのですが、この公開にあたって、職員の研修及び勤務成績の評定の状況、これいったどこまでの内容を公開するのか。評定の状況というのは。よくわからないのですよ。この辺もあわせてお聞かせ願いたい。

もう一つ、3つ目には、前条の公表は次に掲げる方法で行うという、こういう規定になりまして、広報に掲載する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法と、

こうなっておりますけれども、別に公文書として、閲覧をするための基礎的なこの報告書というものになるのでしょうか。その整理整頓というのはどういうふうに、方法は書いてあるのですけれどもね。閲覧に供するという場合にはインターネットを利用した場合しか認めないのか、文書をもって求める場合どうするのかとか、そういうことについてはどうなのでしょう。等々など、ちょっと疑問の点がございますので教えてください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第68号の議事を続けます。

総務課長。

◇総務課長 まず第2条の報告の時期の表現方法の部分についてでございますけれども、本条例規定につきましては、国の方でひな形というものが実は示されてございまして、それに準じてこのような条例提案をさせていただいているということでございます。町長部局の場合はどうなのかという部分の表現が確かにないという部分では、わかりづらい表現ということであろうかと思っておりますけれども、町長部局で他の行政委員会の職員にかかわるものもすべて取りまとめて町長部局の職員とあわせて公表するという考え方で条例がつけられているということでこのような表現となっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、第3条の第6号、そのほかにもいろいろ内容説明、公表する事案といたしますが、項目が載っているわけでありまして、これらの公表にあたっての内容につきましても、国の方で示された共通の様式というものがございます。例えば職員の研修及び勤務成績の評定の状況につきましては、特に職員の研修については、研修名ごとに修了者数が何名いたのかというような公表の形になっていたり、勤務成績の評定については、その実施状況について表現をすると。そのようなこれらの公表の様式自体も共通的な様式として示されているということでございます。

それと第5条の公表の方法でありますけれども、広報、インターネットでの公表はもちろんでありますけれども、文書による開示についても当然媒体で公表しているものでありますので、それらについても当然開示をしていくという考え方でいるところでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 説明はよくわかるのですが、とても気になるのは通達行政が廃止されて以降、地方分権の時代にひな形がいろんな形で示されることはいろいろあると思うのです。

ただ、それを条例というのは住民が読んでわかりやすいものでなければいけないのですよね。私はそう思っているのですよ。国の方針を自治体の法律である条例に置きかえればいいということの進め方で果たしていいのかということを申し上げたいのです。だから町長にということ为先ほどお聞きしたかったのでありすけれども。内容的には理解を示すのですが、同様にそれぞれ公表の中身についても基準があって、国が示したものに準じるということが想定されているようであります。このことについての考え方もあわせて町長にぜひとも聞きたいと思います。それから5条については、あくまでもここには4条の前提があって、その概要をとっております。今総務課長は全体の公文書であるこの資料についての開示の話もしていただいたというふうに積極的に受けとめたのですが、この概要の部分を開示するというふうに言っているのだらうと想定されるのですけれども、私が申し上げたのは、この基礎的な公文書の問題でございますので、このことについてあわせて町長から聞いてそれで終えたいと思います。質疑として。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 通達行政が廃止をされて、市町村が独自にといいましょうか、市町村の考え方を持って条例を制定するというのが、今の地域主権の時代の中の大きな流れであると、そのように考えてございます。ただ私思いますのは地方におけるその独自色、そういうものがあっていいものと、統一的に比べてみなければ判断ができないものというものが私はあるのではないかなと。今公務員といいましょうか、市町村職員も含めてこういった職にある立場の人たちの給与や人事のあり方がどのようになっているか。それをつまびらかにして諮って、それを国民の方々が判断をする。その機会としてこの条例が制定しなければならないというふうに思います。そのときにあまりこういったものについて市町村の独自の裁量を加えすぎますと、私思いますのは、A町とB町と比較したときに上手に比較ができるかと。いったいどちらが高いのか、優れているのかというような場面もあるのではないかと。そういうことで、これにプラスをして、例えばこういう表現の仕方もあるということに加えていく部分については、やぶさかではないのではないかとというふうにも思いますけれども、ある一定、全国統一基準の中で比較をするということも必要なのではないかと。またこの条例とすれば、そういうところを目的としている部分でもあるのではないかと、そのように考えております。また今回、広報やインターネットで公表するのはその概要でありますけれども、当然そこに至るまでには組織の中での当然の手続きを踏んで発表することになります。そのところについては当然公文書ということになりますので、情報公開条例に基づくもの、中には個人情報に関係するものも含まれてくるかもしれませんので、そういうところまでは及びませんけれども、それらの情報というものは、先ほど言いました個人情報保護、また情報公開の条例に基づいて、おのおの公開できるものというふうに考えております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長の答弁、よくわかりました。ただ総務課長、お認めになっておられるように、文言の整理については、この任命権者というのは、いわば行政委員会の長、町長部局以外の長を指していて、したがって文言としては、そういうことを明解にわかるように書いていただきたいものだなと、今後もこういう種の条例等がいろいろあると思いますので、よく十分に慎重に検討していただいて、だれが見ても条例の条文を読んだ瞬間に内容がつかめるような、そういう条文の提案をするように心がけていただきたいということを申し上げて質疑を終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 きのう、テレビを見ておりましたら、帯広市の議会でもって、議会の用語を今までの慣例からもう少しわかりやすくしなければならないというニュースをやっておりました。その中では暫時とか残余というような言葉について、もう少しわかりやすい言葉と。私もそれを聞いていて確かに役場の中に蔓延する、議会のことはさておきながら、役場の中に私どもが日常あまり違和感なしに使っているものでも、町民の方から見たら、それ何だと、確かに言われるような言葉があるのだなと、常日ごろ町民の目線というか、そういうところに立って仕事をしなければならないと、そんなことを言っているわけでありますので、確かにご指摘の部分、任命権者と言われて町民の方、どの程度おわかりになるかということを考えますと、もう少しわかりやすい表現の仕方というものも確かにあるのだなと改めて考えさせられました。今後ひな形はひな形としながらも、読み下した中で、私どもとして町民にわかりやすい形というものがあるのかどうかということも、そういう視点も持って対処してまいりたいと思いますので、今後ともお気づきの点あろうかと思いますのでご指摘をいただきたいと思います。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 先ほど、任命権者の根拠法令の答弁の中で誤りがございました。訂正しておわびをさせていただきたいというように思っております。任命権者の規定につきましては、地方公務員法の第6条の方に規定されているものでございましたので、おわびを申し上げたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 大空町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 大空町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第69号

◇議 長 日程第7、議案第69号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第70号

◇議 長 日程第8、議案第70号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

合田教育委員長。

◇教育委員長 (提案理由説明)

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 （提案理由説明）

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっとよくわからないのでお聞かせ願いたいのです。この条例の出し方ですね。先ほど説明にあったように附則で20年の4月1日と1月1日に、こう附則でうたと。条例の中に2つの性格のものを提案していると。一部、減給処分ですね。先ほど説明のあったような流れの部分。一緒にして出すということにちょっと違和感を感じるのですが、その整理の仕方というのはどうなっているのでしょうか。ちょっとそれだけお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第8、議案第70号の議事を続けます。
副町長。

◇八重樫副町長 質問の趣旨は減給の部分と、それから期末手当の減額の部分が一緒に出ているから、AがよくてBがだめだということがあるから、そういう意味ということですね。その関係につきましては、これでも間違いではないですけども、確かにそういう感はあると思います。最終的には条例の訂正としては間違いでないのですけども、そういう2つのものが出されているということでございますので、その場合につきましては、最終的には議会の部分でどう判断するかという分があると思います。ということは、要するに極端に言いますと、AがだめでBがいいということになりますと、Aの分については議会の権能でございます部分を使うかどうかということになっていることかと思えますけれども。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 副町長の答弁はいろいろとおもんばかって言っていたいたのですけれども、そういう判断はするかどうかは別として、理論的な妥当性から言っても、Aの件について納得がいかない、Bの件は賛成だというようなケースの場合に、一緒に議案に盛り込まれているということは、ある種おかしいことだということに私も実は思っているのですよ。ただ議会を経て何とかしてもらいたいという趣旨で、今副町長からお話があった、後は議会の判断だってゆだねるような発言もありましたけれども、一理的にはそのとおりですけれども、議案の出し方というのはそんなことを想定しているのであれば整理して出すべきですよ。それが正常だと私は思うのですよね。そういう意味では不健全な出し方だと思うのですよね。そのことについて、議会の問題だというふうに言うのであれば、なぜこのようにした議案の出し方をしたかという趣旨を私は先ほど尋ねているのですよ。なぜこのような形で出さなきゃいけなかったかという趣旨を説明していただきたいという質疑を行っているのですから、担当課長、ちゃんと議案調整するときに、その辺の判断をどうするかということについては内部調整はやったのでしょ。当然。一緒くたにするという判断はこれでいいという判断に基づくものであったと思うのです。そのことについてお答えを願いたいです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

厚海副議長が都合により午後から早退しております。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

日程第8、議案第70号の議事を続けます。

小島議員の質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

◇八重樫副町長 議案第70号の条例につきましては、その内容は3つの要素がございますけれども、同一事件でございますして1本で提出させていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。なお先ほど、答弁の中で十分意が尽くせなかったことに対して、おわびを申し上げる次第でございます。よろしくお願いします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 副町長から答弁をいただきました。私が質疑をしたことをもう一度申し上げて質疑は終えたいと思いますが、私の質疑の趣旨というのは、副町長の答弁、あるとなしにかかわらず、懲戒処分に相当する問題についての事項と手当の削減について、同じ条例上の中でやる、その形式上についての問題点は欠格事由は認められるわけがありませんし、問題あるというふうに私は思っておりませんが、ただ提案する際に、その2つの内容が絡んでおいて、しかも施行期日がただし書きで2つになって出てくるということは、あんまり好ましくないのだという思いがちょっとありまして、提案の趣旨といいますか、姿勢をちょっとお聞かせ願ったかったというのが実は趣旨でございますして、副町長の答弁はそれで結構でございますが、再度今後はそんなこともそんなくしながら、背景がいろいろありますので条例上の成案を得るためのつくるまでの過程で、その内容については例えば賛成することはあっても、形式が整わないという議論、あまりやりたくないのですよね。そんなこともあって、もう一度そのことについてだけお聞かせ願って、私は質疑を終えたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 議案第70号、今回教育委員会の教育長の給与等の条例を改正する内容ということでありますけれども、その要素は3つほどございました。一つには、人事院勧告による改正に伴うもの、もう一つは、今回の不祥事に伴う処分の内容と。また人件費総体の中での独自の削減と。そのおのおのの趣旨がありましたけれども、条例の根拠となっているところは一つということで、一つの形式の中で出させていただきました。その提案に際しましては、その背景というものをしっかりとご説明をさせていただいて、この時期にその一端3つが重なった理由なども明確にしながら、お示しをし、ご同様といいたし、議決をいただくべきものと、そのように考えております。そういったところ、十分説明の点が不足していたということで、疑念を持たれたということでございます。今後こういう提案のあり方といいたし、説明の仕方等にも十分配慮しながらご提案を申し上げたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 教育長の自分の身を削るということで提案されているのですが、これについては、私はいいだろうと思っておりますけれども、語学指導助手といいますと、いわゆる外国人ですね。日本の法令をよく知らない方が、まだ1年もならないのだと思うのですが、日本の法令を守りながら車を運転するというのは非常に無理があるのではないかというか、不可能であろうと。右側通行、左側通行も逆ですしね。それからこういう冬に運転したかどうかはわかりません。滑るところで四輪駆動の車を乗っているかどうか、タイヤも新しいスノータイヤを履いているかどうかというのも、私たち確認はできないのですが、そのような状況の中でこれから事故などが起こると、また教育長のということになりかねないと思うのですが、その中で公用車を、私用と公用に使い分けているということで、私は委員会の中で二度聞いたのですが、まだなかなか整理に至っていないということで、これは時間がかかるのでしょうかけれども、冬に向かってこのような時期に、非常に足もとの悪いときに、交通事故の起こしやすいようなときに、私用で公用車を使って事故を起こした場合、いったいどんなことになるのか。これは教育長の処分をすればいいという問題ではなくて、本人に今度はかかわってくる問題でないかというふうに思います。今回のことは公用ですので、関連する職員が処分を受けたり、道交法違反になったりしたということなのですが、これから私用に関して事故を起こした場合、これをどうするのかというのは、やっぱり早く何とかしておかないと、大きな問題になるのではないかと。本人はもとより、国同士の問題に発展したりだということもあり得るわけですので、早くこれを整理しなければならぬということで委員会で僕は言ったのですが、その回答がまだ得られてないということで、お考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今勝田議員からご質問がありましたように、厚生文教常任委員会でも二度ほどご質問をいただきまして、2回目のご質問をいただいた後、もう一度本人と通訳者を間に立てて、課長が話し合いをいたしました。その結果、現在私用の車を持つという方向に話が変わってきていまして、そういう意味では厚生文教常任委員会でご指導いただいたことが本人にも、いろいろ私とも話をして、ある程度の理解が得られて、車をどうするかというところまで話がきております。いずれ明確に私用車を持つということになりましたときには、また厚生文教常任委員会の方にもご報告を申し上げたいと、このように思っております。車庫証明だとか印鑑証明だとか、そうしたことについて本人が具体的なアクションをして、支所の方からもそうしたものの書類について、申請をして手続きをしたというように聞いていますので、本当にもう少々お時間をいただきたいと、このように存じます。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 年間の支払いの報酬が3百何十万円だったかと思うのですが、400万円足らずだったかと思うのですが、私用車を持って使い分けるということになると、その金額で果たして私用車の経費が出てくるのかどうか、恐らく1日1,000円近く乗らなくても、今の時代ですから保険入れたりなんかすると、かかるのではないかというふうに思っております。そうしますと、30万円なりに何なりの出費というのは私用車を持つことによってかかるのではないかと思うのですが、そこら辺の見直しをしないと、なかなか理解が得られるのかなと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今、勝田議員ご心配されるとおりで、二度、三度と話し合いしていく中で、そうしたものについて話の中では出てまいりました。そこで、現在のところ本人は自分で車を購入して、今回ちょっと接触事故もあったものですから、その方向でいくということで、この契約が来年の8月の5日まで今の外国語指導助手の契約があるものですから、その契約更新、あるいは新たな人との契約をしていくということの中で、そうした問題についても十分研究というのか、検討しながら対応していなかちやいけないなという認識は持っています。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 そうすると現在の方はこのままの金額でいくということに理解してよろしいでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 話し合いの中で本人が車を持つということで回答を得ていますので、ということで本人も了解してくれたものというふうに思っています。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 もう1点お伺いしたいのですが、以前聞いたことがあるのですが、私がちょっと理解不足なものでもう一度お聞かせしていただきたいと思うのですが、公用車の自賠責保険を払うのを遅れたということだったと。その原因の中に一つにあったのですが、その自賠責保険をまとめて町が保険代理店から国にまとめて払っているという説明だったかと思うのですが、その自賠責保険というのは日にちが何月何日何時からというふうに、保険ですから、それから外れると効力を失うという規定になっているはずです。それを代理店が町だから間違いなく収入が入るだろうということで、代理店が代理で国に自賠責保険を払っている。それに対する町がお金を払うのを遅れ

たということなのですが、そういうことが町として、果たして認められるのか。認められたから払ってなかったのでしょうけれども、私たちの場合は保険が切れますと車検も取れません。日にちと日時が決まっております、それを切れますと効力を失って新たに自賠責保険をかけて、その証明をもらって車検を受ける。こういうことになっているのですが、町は特別なのでしょうか。あの処分からいきますと、保険代理店がかばって払ってくれたと。こういうことは、法に触れないのでしょうか。自賠責というのは国が管轄している保険ですので、それでもいいですよという、車検は切れていつ取ってもいいですよ、保険だけ入っていれば大丈夫ですよということにはならないのではないか。保険の精神ってそういうものです。そこら辺ももう一回お聞きしたいと思います。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 ただいまの自賠責保険の関係でございますので、財政課の方で所管しておりますので私の方からお答えをさせていただきたいと思います。ご指摘のとおり、自賠責保険につきましては、日にちと時間が定められておりまして、それを過ぎますと、保険が効かなくなるという状況になっておりますが、今回の場合につきましては、保険会社の方で立てかえをいただいたということで、役場という自治体ということもございまして、保険会社の方が立てかえをしていただいて証書を事前を送っていただいたというような状況になっております。それによりまして、実際には保険は効いていたと。ただ現実的にはお金が払われていないというような事態になったというようなことでございます。

以上でございます。

◇議 長 勝田議員にちょっと申し上げますけれども、議題外にならないような質問よろしくお願ひしたいと思います。

◇勝田議員 私はね、教育長の処分の中で3つあったわけですよ。そのことに関してちょっと自賠責保険のことがあったものですから、それに関連して聞いたわけなのですが、行き過ぎないようには気をつけますけれども、それで法令違反にならないかどうかという、代理店に立てかえ払いしておいてもらって、何カ月も置いていいのかわかるということ。法令違反にならないとなれば、僕らもそういうふうこれから切れないように保険代理店に頼むぞと言っておけば、これでいいのかもしれないのですけれども、ちょっと表現悪いのですが、そこら辺のところちょっと聞きたいと思います。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 ただいま前段の質問の部分でございますが、今回の自賠責保険につきましては、事前からの継続があったから、その継続の時間タイムラグをなくすために、継続があったということで、保険会社の方から立てかえていただいたということで

ございますので、これが新規分等につきましてはそのようなことはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、法令違反になるかどうかという部分でございますが、国の方に対しては保険会社の方からお金がそれぞれ支払われていますので、町と保険会社との中の問題になってこようかと思っておりますので、保険の効力については、そのまま有効になってくるものと考えております。

以上でございます。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第70号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第71号

◇議 長 日程第9、議案第71号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第72号

◇議 長 日程第10、議案第72号 大空町B＆G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

片山教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、松田信行議員。

◇松田議員 確認の意味も込めてちょっと質問したいのですけれども、改正のところの19条のところに、指定管理による管理が詳細に書かれているのですけれども、そこでB＆Gの目的とすれば、生涯学習であり、それから子供のスポーツの活動の場、それから地域のイベント、その活用は結構使用の目的が多いところだと思うのですけれども、その上で委員会にもかかったのですけれども、特に教育委員会が必要とあれば、開館できるという、そういう文言なのですが、そこについて聞きたいのですけれども、そういう場面は当然頻度が多いだけに想定されるでしょう。そのときに説明の中では指定管理者の体制の中で振りかえであり、職員の交代制を取りながら対応していくという説明を受けています。それは当然、町の利用者にとってはありがたいことであるし、指定管理に出されて不便だということでは、これは全然論外のことだと思っております。その上で、じゃあ今度指定管理を受ける側の立場においてちょっとお聞きしたいのですけれども、そういった教育委員会が必要とあれば開館を認めた場合、当然それなりの対応をします。先ほど言ったように。そしてまたその指定管理も委託料については当然前段決めて、突発的に中間で出てくると、当然そのツケは指定管理者に、表現がどうか適当かわかりませんが、足かせとなって、それがだんだん、だんだん積み積っていくと、利用者の不便さにつながるのではないかと、私はそこがちょっと危惧するところなのですけれども、その点について委託料、指定管理の設定の仕方、それから体制の仕方、お考えを聞きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◇議 長 女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 松田議員さんのご質問でございますが、指定管理の方法と、出す町といたしましては、仕様書等でその施設のこういう形で運営をしていただきたいというものをあらかじめつくった中で、指定管理の募集にいたすということになっております。その中でただいまの中にお話しありましたように、やはりかなり多くの事業等もございますし、またプール等もございます。それらの事業等についてもこれらの事業をやっていただきたいという部分と、さらに指定管理者がみずから自主的にやっていただく事業、これらも含めた中で、こちらの方で指定管理としての業務として仕様書をつくることになると思います。それから臨時に開館することはできるということでございまして、今の時点においても祝日開館も何日かやっておりますが、またこの指定管理に出すメリットとして、多くしていただけたということになれば、利用者にとってもいいということになるとと思いますが、その辺は指定管理料の算定という問題もあるわけでございますが、それらも含めた中でこれから煮詰めていくことになるのかなというふうに考えております。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 過渡期としてはいろんな問題はあるとは思いますが、今後これ進めるに当たっては、今現在の、それからこれからの使用状況をしっかりと把握してその運営管理に当たっていただきたいということをお願いして質問を終わらせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 私の方からお答えをしたいと思います。特に臨時での教育委員会が認めた場合について、臨時に開館することも想定して40時間分、臨時職員の賃金として、一応今のところ事務方の方で考えてございます。つまりこれは8時間にして5日分、半日の時間単位にしていけば、10日分ぐらいの給与ということでみておりますので、そういうところで議員が心配されていることについて、カバーをしていきたいと、このように考えております。それから使用の頻度、利用者数についてはきちっとこれまで3カ年の統計資料を明確にして、それらに基づいて、今後指定管理の説明会等に臨むように、こういう指示もしてございますのでご理解をいただきたいと思います。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
5番、森田暢明議員。

◇森田議員 今度、海洋センターの開館、閉館、それから休館日を条例化しようということですが、この参考資料なのですから、東藻琴地区にあります海洋センターの今日までの利用状況というのは、ちょっと私も勉強不足でよくわからないわけですが、ここに女満別海洋センター、東藻琴海洋センター、それぞれ地区にあるわけですが、施設としては同一機能を持った施設であろうというふうに思っております。ここの休館日なのですから、女満別の休館日は毎週月曜日だと、東藻琴の施設は毎週日曜日ということであって、これとプール等については毎週どちらも月曜日ということになります。一般的に考えられるのは施設の利用する側とすれば、例えば仕事の休日であるとか、また余暇の長い時間を設定できる期日を利用するというようなことが、利用する側とすれば多いのかなと。またいろんな各種団体等の大会を開会するということがあれば、これもまた平日よりも土曜、日曜というように開催されることが多いのではないかと。そうということからかんがみれば、ここで同一の施設が月曜と日曜と休館日をずらしているということの意味合いと、また日曜日を休館にしたということの意味合いはどのようなところにあるのか、お聞かせ願いたいと、このように思います。

◇議 長 女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 ただいまの東藻琴海洋センターの休館日、日曜日にすることの理由でございますが、今現行におきましては、東藻琴におきましては現状を申し上げますと、土曜、日曜日につきましては予約があるときに開館するというような形をとっております。それでこれまでの利用実績等を見ましても、東藻琴においては日曜日が利用する方が少ないというような状況を、地域事情もございますので、今回東藻琴につきましては日曜日を休館という形にしております。女満別につきましては、土日も開館しております、これまでも月曜日の休館ということでございますので、それを継続するというので、また休館日を同じにしないことによって、お互いといいますか、両施設、休館のときに行けるというようなメリットもございますので、そういう形で休館日を同じ曜日にしていないというような事情もございます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 今までの利用状況からしても、日曜日よりも月曜日を開館した方がいいというようなことだったのかなと思いますけれども、これは今までというか、東藻琴地区の住民のニーズというか、それが今までそのような要望が多かったからそうしてきたのか、それか設置する側が日曜日を休館にして、要望があれば開館するよというようなことで、弾力的にやられてきたことなのか、その辺はこうやって条例化する以上は、同一施設であるし、また運用しようとするれば、教育委員会が認めれば何曜日を休館になっていても活用することはできるということであれば、同一のような施設を中身が違ような仕様にしていくというのはいかがなものかなというふうに単純に思う

わけでありますけれどもね。その辺の内部で協議されたようなことも含めてお考えをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

◇議 長 女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 ただいまの森田議員のご質問のように、同じような施設の中で休館日の違い等についてのご指摘かと思いますが、内部でもその辺について、かなりどのように形にするかということで協議をいたしました。先ほどもお答えしたように、休館日を分けることによって利用者が利用しやすい面もあるだろうという側面もありましたし、現状でその地域で日曜日の利用が少なかったというような状況もあったものですからこういう形にしております。やはり利用者の利用しやすいということで、どちらでも休館日の時に違う施設の方に行けるといようなメリットの方が多いのかなというような考えもあってこのようになっております。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 言われていることが間違っているとかということではないのですけれどもね。そういうことであれば、例えばプールも二つあるわけですから、それを両方が十分に使えるように、同じ休館日にしない方がもっといいのかなというふうにも思いますね。そういう論法であれば。その辺の設置施設によって、ちょっとそこら辺の考え方もまた違って、当然これB&Gの体育館、武道場のとこに併設されているプールでもありますから、それはちょっと、今センター所長から言われた言葉が同じように同一の併設されている施設も、じゃあ、同じようにしなきゃならないことではなかったのかなというふうにも思いますけれどもね。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 女満別地区と東藻琴地区のそれぞれのB&G海洋センターの運営の関係でございますが、東藻琴地区のB&G海洋センターの体育館につきましては地区で一つの体育館ということでございます。その中でスポーツ少年団等の活動については、平日も行うという中で、月曜日に休館ということになりますと、活動に支障が出てくるという状況がございました。それと土曜、日曜の利用の実態につきましては、申し込みに応じて開館をするということで、内容としてはこの利用に不便が生じないようにということでございますが、施設運営上は極力経費の節減にも対応していくということでございました。今回の関係につきましては、両地区での施設の相互利用ということと、やはり現在利用されている団体の利用について優先をして対応をしようということでやっているところでございます。そういうことでございますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第72号の議事を続けます。

女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 プールの関係でございますが、プールについては毎週月曜日を休館としておりますが、これにつきましては、特にB&G財団の方から統一した指定して休館日としないというような指導はございません。地域の実情によって休館日設けられるわけでございますが、プールにつきましては、それぞれ特に学校プールの授業の活用が結構多いわけでございます。その辺も考えているわけでございますが、特にプールは休館日を同じにしても、利用実態から言って、特に支障はないというような協議でこのような形にいたしました。ちょっと整合性取れてないようなやり方になるかと思いますが、いずれにしても地域の実態、それから利用者の実態を勘案した中で、このような休館にすることが適当である、一番いいのではないかという結論のもとにこのように設定させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今センターの所長と、それと課長が答弁、事実はそのとおりでございます。実績を部内で協議したときも、これまでの利用実績をずっと洗って、その中でこういう日程を設定したと。特に体育館の利用状況が、さっき課長の方から申し上げました、土曜、日曜、希望があればということでそういうときに開けるとしていたのですが、日曜日については本当に少ないと、きわめて少ないという実績が明らかになりました。それからプールを利用するとき、それじゃ、体育館の中を歩いていかなければならないのかということなのですが、それは別にプールはプールのところの出入り口があって、そうした中で対応ができるということもあって、プールについては日曜日の利用実績は多いと。そういう二つの、条件的には同じ施設、ついている附帯している施設なのですが、これまでの利用の実績上から言って、こういうように休館日を分けた方が利用者にとって利用しやすい設定になるというようなことから、このように設定したということで、普通同じように休館日を、体育館とプールと同じようにすればいいという、一般論的にはそうなのですが、実績上そうであったということでご理解をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 最後にしたかったのですけれども、ちょっと質問変えます。やはりこれから

大空町合併をして、どこの地区の実績がどうだったからという、特にこういう施設については、大空町全体の社会教育施設であるわけでありますから、ですから女満別地区に住まわれている方が東藻琴地区の施設を有効に活用してもらおうということも考えなきゃならない。また東藻琴地区の住民も女満別地区の施設を十二分に活用することを奨励しなければならないことじゃないかと思います。ですからそちらのどちらか一方の施設が休館であれば、どちらか一方のところを開館しておいて、そこを多くの住民が活用できるような、そういうその人の移動交流がもっともっと生まれてこなければならぬ。またそれを推進していくのが教育委員会ではないかなというふうに思いますので、最後の質問でありますのでよろしくお願いいたします。

◇議 長 女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 今森田議員がご指摘になりました両地区の施設を十二分に活用するというのが、この施設の有効活用の面で一番大事なことだというふうに認識はいたしております。そういうことで体育館ですとか武道館につきましては、それぞれ休館日を同じ曜日にしないで分けております。ただプール等で同じということもありますが、今回第5条の第2項でうたっておりますように、開館期間、時間の変更あるいは臨時開館、休館ということで、規定を設けておりますので、これらを弾力的に運用できるような形で指定管理者との協議も進めていって、十分施設の活用ができるようにもっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 大空町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号 大空町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第73号

◇議 長 日程第11、議案第73号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員

の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第74号

◇議 長 日程第12、議案第74号 大空町農業委員会に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田暢明議員。

◇森田議員 この大空町農業委員会というのが、合併時なかなかいろんな議論があった中で合併をしてから、さらに次の選挙までにいろいろ調整をしていくというようなことで、今回改めてこの合併の協議がまだ住民の何ていうか、一つになろうという部分がこの農業委員会を通して、改めて大空町の農業行政も一つになっていくのかなというところで、私としてもちょっと感慨深いところがあるわけであります。そこで、どのような協議内容であったかというようなことを、合併協議の中では公開されていたわけでありますけれども、なかなかその後の東藻琴地区、女満別地区農業委員会の中でいろいろ議論を重ねてこられた事柄については、情報が公開というようなふうにはちょっとあまり認識がなかったものですから、そんなのでちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

まず、改めて大空町農業委員会というのが一つの事務局をもって設置されるということであります。そこで今回は改めて選挙区を設定するということになったようであります。その選挙区を設定するに至った理由というか、どのような諸事情があって、選挙区を設定するということに至ったのかお聞きしたい。

さらにそこで選挙区を設定するに当たっては、定数を18人ということにしたようでありますので、そこでそれぞれの選挙区に11人と7人ということによって定数の配分をしたということであります。そのいろいろ定数の配分の中ではさまざまな議論があったのかなというふうに思いますけれども、もちろん議会議員の定数のときにも、いろいろな議論があったわけでありますけれども、農業委員会がこれもそれぞれの地区で農業をそれぞれ活動されている、それらについて、それを11人と7人分けられたその理由というか、どういうことで11人と7人というような数字にされたのか、それをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それからさきの議案で推薦団体のいわゆる合併に伴う名称の変更があったわけでありますが、これ東藻琴農協がオホーツク網走農協に2月の1日に合併をするというようなことで、名称の変更があったということでありますが、ここに第4条、推薦団体が4つ明記されているわけでありますけれども、先ごろ、網走管内の共済組合が来年の4月1日をめどに合併をするというようなことで、調印がなされたようであります。そうなりますと、これ斜網地区農業共済組合という名称でなくなるのであろうというふうに思うわけでありますが、まだ正式に名称が確定したというわけでありませんけれども、どういう名前になるというようなことも、その共済組合の合併協議の中では合併するならばこういう名称にするということは、もう既に決まっているわけでありますので、それらが今回この推薦団体ということで名称の変更がなかったということでありますが、その辺の考え方は東藻琴農協は2月にするから、もうあと年を明ければあとひと月ぐらいで合併するということになりますから、その間にこの条例の改正というのが、なかなか時間的な作業を考えれば、今やるのがタイムリミットなのかなというふうに思うわけでありますけれども、この共済組合の合併についても数年前からいろいろ協議を重ねてこられた。そして本年、それぞれの地区の中でも合併の組合の内部では協議をされてきたわけでありますので、予想として合併することになるであろうということが感じられていたのではないかなというふうに思うわけでありま

すので、たまたま数日前に調印式があったというようなことがあるから、なかなかそれを議案に表すことがちょっと不安定要素があつてというようなことだったのか、その辺のこともちょっと、どのような経過で東藻琴農協をオホーツク網走農協という名称に変えたり、そこだけにとどまったのか、それもちょうと含めてお聞きしたいなというふうに思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時24分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第74号の議事を続けます。

森田議員の質疑に対する答弁を求めます。

女満別地区農業委員会事務局長。

◇女満別地区農業委員会事務局長 先ほど伊藤課長が申し上げたとおり農業委員会の調整につきましては、両地区の農業委員会から7名ずつの委員さんが出られて調整しておりますので、その部分については農業委員会の方でお答えさせていただきたいと思います。まず選挙区の話でございますけれども、設定の経過でございますけれども、来年の7月に両地区の農業委員会が統合したことによりまして、農地面積が網走管内で2番目の大きさになると。また農家戸数についても網走管内で2番目に多くなる状況になっております。それから統合することによって、委員の定数が上限が決まっておりますので、委員の定数が少なくなることは避けられないところでありますが、なるべく農業者の方に不便をかけないためにも選挙区を設定して、それぞれの地区である程度、農業委員数を確保することが必要ではないかという考え方から選挙区を設定しているところでございます。選挙委員の定数でございますけれども、選挙の定数につきましては法律で20人以内。ただし選任委員さんを超えない数というふうになっているところでございますけれども、18人の選挙委員の定数の決め方の議論のところですが、網走管内の現在のそれぞれの農業委員会の選挙委員の定数、また本町の財政的な面、あとそれと近年統合いたしました農業委員会の委員調整の内容等、それと先ほど言いました農業委員さんに極力不便をかけないような、ある程度農業委員を確保するという、いろんな面から5回にわたり検討を重ねてきて選挙委員数を18人と決めたところでございます。選挙区を設定したことによりまして委員の数でございますけれども、選挙区の委員につきましては法律でおおむね選挙人の数に比例して定めるというふうになっておりまして、先ほど18人と選挙委員数を決めたときによって、選挙区の委員数については自然的に決まってくるわけでございますけれども、選挙区を設けたことによりまして、それぞれの選挙区の現在の委員数、現在の選挙で選ばれた農業委員数とのバランスを考えて、先ほど定数が5回にわたり検討したと言いましたけれども、選挙区の委員

数についてはさらに2回重ねまして7回検討協議を重ねまして、女満別地区11人、東藻琴地区7人と決めたことでございます。以上、協議会における調整結果についてお答えしましたけれども、これにつきましてまだまだ議論したいところがたくさんございますけれども、要点をまとめてご答弁させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

それから斜網地区の農業共済組合のことでございますけれども、以前から来年の4月1日には4共済組合が合併してオホーツク農業共済組合となるということはお聞きしておるわけでございますけれども、先日の12月11日の道新、皆さんも見られると思いますけれども、合併の予備調印式が10日の日に開かれたということでございまして、それによって4月1日からオホーツク農業共済組合が誕生してスタートするというところでございますけれども、それは予備調印式でございまして、それぞれの4つの農業共済組合につきましては、今月の21日までにそれぞれの総代会を開き、議決を行うということでございまして、この総代会を開いてそれぞれの共済組合が議決したことによって、そこで初めて正式にオホーツク農業共済組合が誕生したというふうに私の方では解釈しておりますので、12月の今回の一部改正または名称が変更については出しておりません。これにつきましては、3月の定例会の方に提案したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 大方、私の疑問については納得いくようなお答えをいただいたわけですので、よしとしたいと思いますけれども、この定数を決定するとか、決める議論の中で、今後の議論になるのかなというふうに思いますけれども、いろんな場所場所で、また議会も同様なわけではありますが住民から付託を受けるわけでもあります。住民の声というのが非常に大きく左右するというのも事実であろうかなというふうにも思います。この選挙区、また定数のことについて、農業委員会として今後の農業委員会を運営するに当たって、どのような形になっていくのが望ましいと思うのか、また今回大空町として行政が合併をしたということも踏まえて、農業委員会である組織が改めて合併をしたということでもありますから、ですから、非常にそういう合併をするために、どういういろんな多くの知恵をそこに結集をしてきたのであろうと思いますけれども、さらに3年ごとに改選を迎えるわけでもありますので、農業情勢もいろいろ大きく、今変革をしているときでもあります。農業委員会も常に変革の意識を持ちながらやっていかねばならないのかなというふうに思うわけでもありますので、今後の考え方を、もし今日まで議論をされてきた中で出ていたのであれば、お聞かせ願ひたいなというふうにも思います。

◇議 長 女満別地区農業委員会事務局長。

◇女満別地区農業委員会事務局長 これからの農業委員会の関係でございますけれども、

先ほど18人、5回の協議を重ねて18人と決定いたしましたということを申し上げた答えですけれども、その時点で調整会議の中で、まさに森田議員さんがおっしゃるとおり、農業を取り巻く情勢の変化に対応できるような組織づくりをこれからしていかなければなりませんということでございまして、平成23年、3年後になりますけれども、農業委員会の改選にあわせて選挙区、委員定数を含め、組織のあり方について新しい農業委員会、新農業委員会、20年の7月立ち上がるわけでございますけれども、その中で検討するということで調整会議の中では決まっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 同じような内容をお聞きしたかったわけなのですが、選挙区を設けたという理由として私の理解したところは、お互いの地域、かなり広い地域があるので、その選挙区内である程度までの調整準備をするためというふうに理解したわけなのですが、それでいいのかどうかちょっと確認したいのと、それからおとといの一般質問の中でもいろいろあっせん件数なんか、両農業委員長からの答弁の中に受けた経過があります。その中で、これも確認したいのですが、そういった実績に基づいた11人対7人の割合なのか、その辺の協議の回数の説明はお聞きしたのですが、その辺の人数を定めた段階での根拠がちょっとはっきりしなかったものですから、改めてお伺いしたいと思います。

◇議 長 女満別地区農業委員会事務局長。

◇女満別地区農業委員会事務局長 選挙区を設定したのは、今現在、女満別と東藻琴地区と農業委員会別々に存在しておりまして、総会等も別々に開いている段階でございます。先ほど町村合併以来2年4カ月ぐらいの日にちをいただいて、農業委員会一生懸命頑張ってきたわけでございますけれども、今言ったとおり総会が別々に開かれているために、何と申しますか、一本化して20年7月以降総会が一つになっても、それぞれの今までやってきた地区の事情、それとか細かいこと言いますと、経営形態の違いだとかいろんなことがございまして、なかなか一本化になったからといって、例えば女満別地区から出ている農業委員さんが東藻琴地区にそれぞれに入って東藻琴の地区の方にスムーズに入っていけるかどうかということも、いろいろございますので、先ほど言ったとおり選挙区を設けて、総会是一本でやるわけでございますけれども、事務的な相談業務等は区域を設けて、選挙区を設けてそれぞれの出身の農業委員さんのところでとりあえず当面やっていただきたいという意味も込めまして、選挙区を設定したということでございます。

それから選挙区の委員定数、先ほど言いました18人決めたときに、法律ではお

おおむね選挙人の数に比例してということをございまして、それに基づいて今回11人対7人というふうに決めてございます。このおおむね18人をお互いの選挙人の比率で割りますと、ほぼ11対7と、12対6か11対7ということをございまして、先ほども言いました、おおむねというのは選挙人の数の確定が農業委員会では1月1日が基準日として選挙管理委員会の3月31日基準日で設定しているわけをございまして、7月に選挙が開かれたといたしましても、その間いくらかの異動があるだろうということでおおむねという数を使っておりますので、それに基づきまして11対7。もう一つ、先ほども言いましたけれども、今現在それぞれのある地区の農業委員さんの数と、この11対7に分けた数とか、さほど当然減っているわけをございますけれども、その減り方がそんなに大差ないようにということも含めて調整したところでございます。ちなみに言いますけれども、女満別地区、今まで13人いまして今回11人に少なく、2人の減でございまして、東藻琴地区につきましては選挙委員定数が10人でございまして7人ということで3人の減ということで、ほぼ似たような感じでそれぞれ委員さんの定数が減っているということをございますのでご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おおむねという言葉、かなり強調されていたようなのですが、その選挙人の数に比例してという内容的なことはわかりました。それと最後に説明を受けたお互い何人ずつ減るからというようなバランスの取り方、これも方法としてないわけでないのですけれども、ただ私ども、これ条例ですから、条例として議会として認めた。さあじゃあその認めた内容について、我々説明を求められたときに、的確な説明をしてあげなきゃならない。説明できる立場にないとまずいと思うものですから、そういった数字の決め方、これから合併という一つの大きな転機があつてこういうことも、いろんな面から発生してくるわけなのですけれども、やはり何かお互い中途半端な説明のままいきますと、お互いわだかまりを持つような結果になってもまずいわけですからと自分でも考えておりますから、その辺明確に、例えば決定の根拠そのものも明確に説明をしていただきたいというふうに考えるわけですからお聞きしたのですけれども、もう一回お伺いしたいのですが、例えば今両地区の選挙人が何人だから何人というような割合を優先したというような答弁もありましたので、できれば数字を上げて説明をいただければもっとすっきりすると思うのですが、その点お伺いしたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分
再開 午後 2時41分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、議案第 74 号の議事を続けます。

坂本議員の質疑に対する答弁を求めます。

女満別地区農業委員会事務局長。

女満別地区農業委員会事務局長 選挙人の比率ということでございまして、この数字につきましては、今これからお答えする数字につきましては調整会議のときに使った資料に基づいてお答えいたしましたので、現在とは多少変わっているかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。この選挙人比率に決めたときの選挙人の数につきましては、女満別地区が 1,143 人、東藻琴地区が 458 人。それによりまして、合計 1,601 人でございますけれども、これを比率で割りますと、女満別地区が 71%、東藻琴地区が 29%と。それを 18 で割りますと、女満別地区が 12 人、東藻琴地区が 6 人という数字になります。これをきちっと選挙人の比率で割ると、こうなるということでございます。それで先ほど言いましたとおり、おおむねというのは 3 月 31 日の確定でございますので、選挙人の数が確定でございますので 1 人の当時、実際には選挙やるときには多少の人数が変わっていて選挙人の数が多少違うこともあるだろうということで、おおむねというふうに使っておりますので、増減 1 人ぐらいの設定の幅につきましては農業会議の方にもご照会していただきましたが、許容の範囲内ということでお聞きしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 私も毎年 1 月 1 日づけで選挙人の登録をしていますので、その年その年で選挙人の多少の状況の変化があるというのは承知しているところです。こういったお互いの農業委員会同士で合併に向けての協議をかなりの回数重ねられたということの説明も受けておりますので、その中で決定されたことは尊重すべき内容だと考えておりますので、私としてちょっと腑に落ちなかったところ、最終的な数字をもとにしたいような状況も含めた内容が把握できましたので、これで終わりにしたいと思います。以上です。

◇議 長 そのほか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 74 号 大空町農業委員会に関する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 大空町農業委員会に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第75号

◇議 長 日程第13、議案第75号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第76号

◇議 長 日程第14、議案第76号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 まず1点目、59ページの児童福祉費というところの児童手当扶助費、これは人数の増による補正ということなのですが、これ大分大きな環境の変化によってこういう人数の増になったのか。この辺の内訳についてちょっと詳しいご説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、職員給与費の中の、今回教育長職給の中での減額がされております。これについては、おととい行政報告の前段で町長からいろいろおわびの言葉も含めて、いろいろその経過の説明というのを受けた経過にはあるのですが、そのときにちょっと私の理解した内容と町長の思惑がちょっと確認できなかったものですから、ちょっと改めて伺いたいのですが、要約しますと、本来であれば町長みずから処分を下すことはなかったけれども、前回についてはみずから処分を下したというような、簡単に要約しすぎなのかもしれませんが、こういった内容で、だから今回はそういう処分に値をしない、処する必要はないというようなことで理解したのですけれども、それでいいのかどうか、その辺ちょっと確認。この2点だけお願いいたします。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 児童手当扶助費の内訳について説明させていただきたいと思います。6月以降の出生児童にかかわる部分。制度改正部分ですけれども、20名。19年度再認定、再度認定をするという条件等によって再度認定された児童が23人。それから出生児童の増員分といいますか、出生児童が多く生まれた分が、当初計算したときよりか出生数がふえてくると、その部分がもちろん積算し直しをして補正をさせていただいているわけでございます。そのような内訳で379万円の補正をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 考え方をお伝えするというのは非常に難しいものであります。先日お話しした以上でも以下でもない、そのように思っております、また同じように説明するというのは非常に難しいわけであります。簡単に言ってしまうと、坂本議員がお受け取りになった、そういう理由というものもあるなということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 1点目についてちょっと聞き取れないところがあるので、もうちょっとはっきり説明を再度お願いしたいと思いますけれども、要するに出生数が思ったより多かった。それとそれからいろいろな6月以降、状況の変化があつて対象者がふえたということは理解できたのですが、それでいいのかどうか。

それともう1点、そういう次の点なのですが、町長の答弁の中で私の解釈で正しいということで返事いただいたということで理解してよろしいのでしょうか。それだけ

です。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 再度ご説明申し上げたいと思います。19年の4月に制度改正が行われまして、ゼロ歳から3歳未満の第1子、第2子の手当が5,000円から1万円に増額に変わりました。それと6月以降、出生児童に係る制度改正がこの分でございます。それと19年度の再認定というのは、18年度の所得制限による支給されていなかった方に再認として支給するようになったという方が23人ほどおりまして、123万円です。それから出生児童の増分ということで17年度については67人でみていたのですけれども、それをもとに19年度の積算をしているわけなのですけれども、19年度についてはさらに17人の出生増が見込まれるというふうなことから、102万円の追加をさせていただいたということでございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 それもあるということでございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 福祉課長の説明は理解できたところです。

それもあるということです、私どもちょっといろんな意味で理解できない方がまずいのか、例えば、前回やはり町長自ら三役も含めて処分という内容を発表しております。これはいろんな意味での住民に対する迷惑、それから信頼を著しく失墜させたというような内容のものがあろうと思いますし、直接任命権者だとか、そういう意味ではちょっと外れるのかどうか、その辺がわからないのですが、たまたま教育委員会ということで、一種独立した行政委員会ということで、その理由の一部として自ら処分をする内容ではなかったけれども、あえてというようないうふうに、今、それも一部の理由ということで答弁いただいたわけなのですが、やはり今回の場合には、やっぱり法的な処分も本人には下されているところもあります。そんな中で、住民として前回は法的な部分というのは直接なかったように思うのですが、そういったところの兼ね合いで、前回はしたけれども今回は自分なりのペナルティーは考えてなかったということなのですが、この辺ちょっと私どもの理解力がないのかどうか、やはりこういった内容のものというのは意地悪く住民の人も直接聞いてくることもあるものですから、もうちょっと正確に理解をしておかないと町長としてもまずいと思うものですから、その辺改めて申しわけないのですが、もう一つ詰めた内容でお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 議会の冒頭にお話申し上げましたときにも、責任がないという言い方でお話しをしたつもりはございません。責任は当然あると。ただいろいろな状況、判断した中で、今回減給等の処分ということをみずから科すということについては、いろいろ申し上げたとおりの事情の中で、今回はそういう対応をしない方がいいというふうに判断をしたわけであります。当然その考え方というのは紙面だけではなかなかお伝えをできないと。言葉で申し上げましたけれども、それでもなかなか伝わりづらいものだというふうに思っております。当然議員の皆さんにも聞かれることもあるのだというふうには思いますけれども、私は私なりにいろいろな機会を通じて町民の方々にまたご説明をさせていただきたいと、そのように考えております。そういう中で責任の取り方、今後どのようにしていくかというのは、いろいろな形がありますけれども、今回はこの前申し上げましたような内容によって、減給という形にはしない方がいいのではないかと、そういう判断を私自身がしまして、そのことのよしあしも含めて町民の皆さんに説明をしていく、その義務はあるだろうというふうに考えておりますので、今後いろいろなところでお話しを申し上げていきたいなというふうに考えての対処でございます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほか。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 私は3点ほどちょっとお尋ねしたいのですが、初歩的なことで大変恐縮なのでありますけれども、61ページの診療所費の中の直診特別会計繰出金967万円、これは前年度繰越金ですよ、こういう説明であります。ただ私の記憶によれば、その前の年もこんなに多くなかったように思っているのですが、そういう繰越金のあり方について、どういう性質のものか、きちっと説明がなかったように思いますので、その辺についてお聞かせを、まず第1点お願いをいたしたいと思っております。

それから65ページの青少年育成事業協会補助金139万1,000円ですね。これは前年度事業の精算によるものだと、こういうお話であります。このことにつきましても、先ほどと多少関連するのですが、どういう性質のもので、私の記憶によれば大体いつも同じくらいの金額が残って、このことに関してはいるようであります、会計年度との関係で今回減額補正をするという時期の取り扱い問題も含めて、適切であるのかどうかのご判断をちょっとお聞かせ願いたいと思うのであります。

3点目であります。今同僚議員がひとしく町長にみずからの処分の内容について質疑がありました。私は町長に聞きません。別な角度から今回の未車検車の問題について処分を教育委員会に言及したと。結果においてですね。私の持論では前回もそうありますが、町長みずから処分したことについてはあんまり賛成できかねる趣がありまして、懲戒処分ではなくて、分限でやったらどうだということも、臨時会の席でいろいろ質疑をさせていただきたいきさつがございます。私は申し上げたいのは、懲戒処分を取るのであれば、副町長の処分はなぜないのかなと。町長の処分については先

ほどのことで私は結構ですので、副町長については必要がないのかどうか。るる説明がある中において、自賠責等々の未払いが起きたと、このことについては財政課長が自らの所管のうちでありますということも述べております。ただ現実的には教育委員会に関係するものについては教育委員会、通知したのだろうと思いますけれども、その経緯も含めて町長部局側から見ても管理、監督的に問題がなかったのかという点については、これ一応お尋ねしとかなきゃいけないじゃないかと。町長については結構です。ひとつ3点にわたってお願いいたします。

◇議 長 国保診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 小島議員の質問にお答えをしたいと思います。後ほどご提案をさせていただきますが、うちの診療所の補正予算で前年度繰越金を補正をするわけでございます。その中で一般会計の方の繰出金を減額をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 青少年健全育成事業協会の補助金の139万1,000円の減額の関係でございますが、一昨年度につきましては、377万5,000円ほどの繰越金がございます、この関係につきましては、事業の関係、去年は歌舞伎等の公演がありまして減額補正の時期を3月の定例会で行ったということがございました。ただし今年度につきましては6月に事業の確定がしている、前年度の繰越金を139万1,000円確定したということでございました。この関係につきましては、本来であれば9月でやるべきだったというふうに原課では思っております。次年度以降、その辺につきましては執行状況を確認しながら対応してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど私の関係についてお答えしたのと結果的には同じ理由になろうかというふうに考えております。そのことで私が特別職の処分委員会の開催について諮らなかったということでもありますので、そのようにご理解賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 繰出金の減額については会計が一般会計に戻すだけのことだよという説明を受けたのですが、それはわかっていて聞いているわけなのですが、前年と比較したり、その他含めて会計的にそれだけのものを967万円という金額がどういう形で生み出されてきたのかという、前年度と比較して何か大きな違いがあるかどうか。あるのであれば、教えてもらいたいという趣旨なのでして、もうちょっと、言葉、私の聞き方

が悪いのでしょうかけれども、期待する答弁でございませんので、もうちょっと踏み込んでお答えを願えばありがたいと思います。それが1点であります。

2点目は、鈴木課長が明快にお答えをいただきました。今後はできるだけ早い機会に、6月で事業確定になっておりますので、9月で補正することが妥当だという見解をお持ちのようであります。私もそのように思っております。あえてそれ以上言う必要はありません。今後はそのような形で粛々と処理をしていただきたいと思っております。

3番目でございますが、町長ちょっと余談でありますけれども、マスクをかけて扁桃腺が悪いから返答せんというのではないかと行って冗談を言って、休憩時間にそんな話をしていたのでありますけれども、要するに懲戒処分に相当するかどうかについて、町長が副町長については、まあ処分に相当しないという私の判断があったから、つまり、したがってそういう審査会が開いておらんから、副町長の処分はあり得ないと、こういう言い方です。それは結果としてはそうだと思うのです。ただ私がお尋ねしたいのは、そこなのです。形式じゃなくて、今回は必要のないというふうに、副町長の処分は必要ないという判断したことを聞きたかったのです。町長の処分はみずから科すことですから、これはまた別なことなのですね。今町長が答えていただきましたので、なぜ必要がないという判断をされたかというあたりを、もう一つだけお聞かせ願えば、私は質疑を終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の不始末につきましては、さきの事件と根源を同じくするものということとであります。その際、私としてその担当の生涯学習課に今年度分も含めて精査を、調査をするようにということで、その体制の中で十分精査、調査をするようにという指示を出しました。しかしそのことが実践をでき得なかったということとあります。当然、その行政機関の中で指示が出ているわけですから、しっかりと調査をするべき、そこがところがまず怠っていたということだというふうに判断をいたしましたので、今回の部分については、その委員会の中での処分ということで私は適當ではないかと。ですから副町長については、今回については処分の対象としないと。処分といいましょうか、具体的な減給の対象としないと。先ほどの私と同じように、そういうような考え方に立ったと、私自身が立ったということでございます。

◇議 長 国保診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 この金額につきましては、18年度、特に事業をやった関係がございまして、その工事費の残、それと移設等に係ります経費の残がございました。その関係で多少金額が大きくなっているという部分でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 診療所の件については、そういうふうに説明していただければよかったですのことなのです。

町長が答弁していただきたくだりについては、大変苦渋の答弁でもありますし、私もそれ以上言う気はないのですが、町長、私のところにも町民が来ておもしろいことを言うのですよね。大空町の平成19年の流行語大賞は何だと思うと聞かれたのですよ。何だろうと言うと、わからないのかおまえと言われ、何だと思う。キーワードは職務怠慢という言葉なのですね。私が申し上げたいのは、先ほど町長が副町長は減給に値しないという判断を申し上げましたけれども、懲戒処分には減給以外にもいろいろ処分ありますよね。ですから無理やりした方がいいということを行っているわけではないのですよね。説明責任をきちっと果たす必要が、こういう種のことについてはついてまわりますので、今回の町長の判断は町長の考えとして、そうされたというふうに受けとめておきますが、少なくとも懲戒処分等にかかわるようなことの辞令を起す場合には、そういう波及も込めて、いろんな問題起きてきます。何となれば蒸し返したくはありませんが、前回の未払い問題、過年度未払い問題よりは事態が起きて町長みずから新しい年度についても調査するようにと、強い指示を与えたにもかかわらず、現実にはみずからの組織の自浄能力で発見できず、住民からの通告によって初めてわかってくるという事態を迎えたわけですから、私は坂本議員が言いたくと言おうとした言葉なのだと思うのですが、ある意味では過年度未払いの処分よりも事案としては重たい。単なる警察の処分がどうなるかこうなるかという議論以前の問題として、組織の解決能力という観点から言うと、甚だ重大な問題であったというふうに解釈いたしておりますので、町長はみずからいろんな機会を得ているところで今回の不祥事問題についてはきちっと説明すると、説明責任を果たすと言っておりますから、私はこれ以上は申し上げません。そんなことを最後に申し上げて、何かあればお聞かせ願ってそれで終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど申し上げましたように、減給という形は今回取りませんでしたけれども、それゆえによけいにある意味重たい選択をしたというふうな言い方もできるかもしれません。そのためにはしっかりと説明をしていくということが大切ではないかと。私も決してこのことについて誰からも何も言われていないということではなくて、いろんなご意見をいただいております。議員のようなそういう言い方もありましたし、また別のご意見もありました。いろんな角度からご意見をいただいた中で私の判断でありましたけれども、こういう判断をした以上はしっかりと町民の皆さんに、先ほどの話ではないですけれども、なかなか胸のうちというのを全部十分理解していただけるというのは難しいわけですから、回を重ねる中でこれからの仕事ぶりでそのことを理解していただくように努力をしていきたいということでございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第76号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第76号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、
原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第77号

◇議 長 日程第15、議案第77号 平成19年度大空町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第77号 平成19年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号 平成 19 年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 78 号

◇議 長 日程第 16、議案第 78 号 平成 19 年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斎藤診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 78 号 平成 19 年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号 平成 19 年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 79 号

◇議 長 日程第 17、議案第 79 号 平成 19 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第79号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第79号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第80号

◇議 長 日程第18、議案第80号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
山本保健福祉課長。

◇保健福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第80号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第80号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第81号

◇議 長 日程第19、議案第81号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計補正

予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８１号 平成１９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第８１号 平成１９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第８２号

◇議 長 日程第２０、議案第８２号 平成１９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８２号 平成１９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号 平成 19 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 発議第 17 号

◇議 長 日程第 21、発議第 17 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11 番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 （趣旨説明）

◇議 長 別に発言もないようですので、お諮りします。

勝田鉄城議員ほか 5 人から提出されました、発議第 17 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって勝田鉄城議員ほか 5 人から提出の発議第 17 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 17 分

再開 午後 4 時 18 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、特別委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 4 時 19 分

再開 午後 4 時 45 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

休憩中に先ほど設置されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。議員定数等調査特別委員会委員長に厚海六郎議員、副委員長に植田泰弘議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第２２ 発議第１８号

◇議 長 日程第２２、発議第１８号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

７番、坂本一光議員。

◇坂本議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１８号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１８号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 発議第１９号

◇議 長 日程第２３、発議第１９号 （仮称）新林環境税の導入に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

９番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第19号 (仮称) 新林環境税の導入に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第19号 (仮称) 新林環境税の導入に関する要望意見書は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第20号

◇議 長 日程第24、発議第20号 米の産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱い継続に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
9番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長します。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第20号 米の産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱い継続に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第20号 米の産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱い継続に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５ 発議第２１号

- ◇議 長 日程第２５、発議第２１号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
９番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第２１号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第２１号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 報告第８号

- ◇議 長 日程第２６、報告第８号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 （例月出納検査報告）

- ◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

- ◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 平成19年第4回の定例町議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。また来年、年末でありますのでことし一年を振り返った中でお話をさせていただきたいと思います。

ことしを代表する文字、清水寺で毎年書かれますけれども、ことしは偽り、偽という字になりました。あまりいい言葉ではありませんけれども、やはり納得をしてしまうというのが、ことしの日本全国の状態だったかと、そのようにも思っております。私どもの組織においても、このことに結果的に加わってしまうような、そんな事態の一年でありました。この機会に改めて町民の皆さまにおわびを申し上げたいと思います。今回の定例会においては、福祉、医療、目まぐるしく変わる、そういう中で非常に住民生活が圧迫されてきているというようなご指摘もありました。また町の財政状況、その健全化の行方ということについてのお話もいただきました。ことしからスタートいたしました、品目横断的経営安定対策、全く期待を裏切るような農業者の所得が非常に落ち込む、そういう対策になったというようなご指摘もありました。さらに、灯油等、石油製品の値上がりということで生活者の皆さんの家計を非常に圧迫するというような状況もご報告といたしましょうか、質問の中でございました。また、行政改革やこれからの総合計画を見る中で、今言ったようなもろもろの関係から非常に地域の置かれている現状というのは八方ふさがりで、いいことがないのではないかと。将来に向かって明るさを持って、希望を持っていくためにはどうしたらいいかというようなご提言、そういうものもいただいたところであります。確かに言われるとおり、私どもの身の周りを見ますと、いろんな制度の改変、変革の時期の中で経済も、また行政のあり方もいろいろ多種多様に変わってきている中で、私ども本当にどうやってこの時代を乗り切っていくのかと、そういう感が否めないわけであります。まさしく、開けられたパンドラの箱のような、そんな気もいたします。しかし、そのパンドラの神話の中にもありますように、私もこの世界の中に飛び出していきたい。それは希望という言葉であるというふうにも言われております。ことし一年振り返りますと、大変そういう意味で大変な一年でありましたけれども、ぜひとも来年に向かっては顔を上げながら前進をして、一つでもその希望に満ちた将来につながるような、そんな努力をまたしていきたいと、そのように思っているところでございます。ぜひとも、そのことは私どもだけではでき得ませんので皆さん方のご協力をまた、この機会に節をお願いを申し上げまして、定例会閉会にあたってのお礼にかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

◇議 長 平成19年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時12分